

刑法各論講義完

14

654



始





大正二年度(東大)

谷野學士速

法各論講義

完

(以騰寫版換筆寫)

(非賣品)

— * —
此講義ハ同志ノ者相寄リ茲ニ
四十五部ヲ限リ騰寫ニ附シ
配本セリ本書ハ即其一部ナリ

大正
4. 8. 12
購求

刑法各論講義目次

緒論	一
本論	四
第一編	五
第一章	五
團體ノ法物ニ于スル罪及ヒ其刑	
皇室ニ対スル罪及ヒ其刑	一〇
内乱ニ于スル罪	一七
外患ニ于スル罪	二七
國交ニ于スル罪	三三
公務執行ヲ妨害スル罪	三六
逃走罪	四七
犯人藏匿ノ罪及ヒ証憑湮滅ノ罪	五七

第一節	犯人藏匿ノ罪	五七
第二節	証憑湮滅ノ罪	六五
第八章	騷擾ノ罪	七三
第九章	放火及ヒ失火罪	七九
第十章	溢水及ヒ水利ニ于スル罪	九三
第十一章	往來ヲ妨害スル罪	九七
第十二章	住居ヲ侵スル罪	一〇一
第十三章	秘密ヲ犯スル罪	一〇六
第十四章	阿片煙ニ于スル罪	一一一
第十五章	飲料水ニ于スル罪	一一四
第十六章	通貨偽造ノ罪	一一八
第十七章	文書偽造ノ罪	一三三
第十八章	有價証書偽造ノ罪	一五一
第十九章	印章偽造ノ罪	一六九

第一節	総説	一六九
第二節	偽造罪	一七四
第二十章	偽証罪	一七五
第一節	総説	一七五
第二十一章	証告ノ罪	一七八
第二十二章	環鑿毒淫及ヒ重婚ノ罪	一八二
第一節	環鑿罪	一八二
第二節	毒淫罪	一八四
第一款	狭義ノ毒淫罪	一八四
第二款	毒淫勸誘ノ罪	一八六
第三款	姦通罪	一八六
第三節	重婚ノ罪	一八八
第二十三章	賭博及ヒ富藏ニ于スル罪	一八九
第一節	賭博ニ于スル罪	一八九

刑法各論講義 目次畢

第三十三章 畧取及ヒ誘拐罪
第三十四章 名誉ニ対スル罪

二一四
二一七

第二節 竊盜ニ于スル罪

第二十四章 礼拝所及ヒ墳墓ニ于スル罪

第一節 礼拝所ニ于スル罪

第二節 墳墓ニ于スル罪

第二十五章 潰職罪

第二編 個人ト法物ニ対スル罪

第一部 身体ニ于スル罪

第二十六章 殺人ノ罪

第二十七章 傷害罪

第二十八章 過失傷害罪

第二十九章 墮胎ノ罪

第三十章 遺棄ノ罪

第三十一章 逮捕監禁ノ罪

第三十二章 脅迫ノ罪

一九二
一九三
一九三
一九四
一九五
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇七
二〇七
二〇七
二一〇
二一一
二一一
二一三

刑法各論講義 完



緒論

刑法各論トハ刑法總論ニ付スル刑法中ノ區別ニシテ其ノ主ナル目的ハ總論如ク數個ノ罪及ヒ刑ニ適用スル法規ヲ規定スルコトニアラスシテ各個ノ罪及ヒ刑ニ干スル法規ヲ規定スルニアリ。而シテ一ツノ罪及ヒ刑ニ干スル法規ハ主タルモノニシテ數個ノ罪及ヒ刑ニ共通スル法規ハ從タルモノナリ。

故ニ法理ノ研究上趣味ノ方キハ刑法論總論ニ屬スル法規ナリト品モ司法ノ實際上適用ニ當ルモノハ刑法各論ニ屬スル法規ナリト云ハサルハカラス、刑法ハ諸般ノ警察又ハ財務其ノ他物^{特別}的行政ニ干スル法規ハ之レヲ警察犯處罰令其他ノ單行法規ノ規定ニ讓リタルノミナラス、其ノ然ラサル刑法

規ト虽モ例ハハ爆發物取締規則、決闘罪ニ干スル法律、高法ニ從ヒ破産ノ
宣告ヲ受ケタルモノノ法律、規定ニ讓リタルモノナキニ非ラス、故ニ刑法
各論ハ各何罪及ヒ刑ニ干スル法規ノ全部ヲ細羅ミタルモノト云フコトヲ得
ス。

刑法ハ第二編罪ニ干スル部分ヲ四十七章ニ區別シテ各々其ノ罪目ヲ掲ケ而
シテ其ノ二十六章以下ハ所謂何人ノ法物ニ干スル罪、特ニ第二十六條乃至
第三十六條、即ケ殺人罪、傷害罪、過失傷害罪、墮胎罪、遺棄罪、逮捕監
禁罪、脅迫罪、畧取誘拐罪、名誉ニ對スル罪ハ身体ニ干スル罪ニシテ第三
十五章乃至第四十章ノ信用及ヒ業務ニ對スル罪、窃盜及ヒ強盜罪、恐喝罪
横領罪、贓物ニ干スル罪、毀棄隱匿罪、財産ニ干スル罪ニシテ更ニ第一章
乃至第二十五章ハ所謂國体ノ法物ニ干スル罪ナルコト疑ナシ。

但シ國体ノ法物ニ干スル罪ニ付テモ尙國家ニ對スル罪(第一章乃至第四
章、即ケ皇室ニ對スル罪、内亂罪、外患ニ干スル罪、國交ニ干スル罪)、
國权ニ對スル罪(第五章乃至第七章即ケ公務執行ヲ妨害スル罪ト逃亡ノ罪

犯人ノ職權濫用ノ罪) 靜謐ヲ害スル罪(第八章乃至第十三章即ケ騷擾ノ罪
放火及ヒ失火ノ罪、溢水及ヒ水利ニ干スル罪、往來妨害罪、住所ヲ犯スル
秘密ヲ犯スル罪、衛生ニ干スル罪(第十四章乃至十五章即ケ阿片煙ニ干スル
罪、飲料ニ干スル罪) 信用ヲ害スル罪(第十六章乃至二十一章即ケ通貨偽
造罪、文書偽造ノ罪、有價証券偽造ノ罪、印章偽造ノ罪、偽証ノ罪、誣告
罪) 風俗ヲ害スル罪(第二十二章乃至第二十四章即ケ猥褻姦淫重婚ノ罪、
賭博及ヒ當籤ニ干スル罪、札拜所及ヒ墳墓ニ干スル罪) 瀆職ノ罪(第二十
六章)ノ細別ヲナシ得ナルニアラスト虽モ例ハハ往來ヲ妨害スル罪、住所
ヲ犯スル罪、秘密ヲ犯スル罪、靜謐ヲ害スル罪トナシ偽証ノ罪、誣告ノ罪ヲ信
用ヲ害スル罪トナシ、又禮拜所及ヒ墳墓ニ干スル罪ヲ風俗ヲ害スル罪トナ
スカ如キハ異論ヲナス余地アルノミナラス各章ニ規定シタル罪質ハ複雜ヲ
極メテ強ヒテ之レヲ類集セントスレハ孰テ各罪ノ本義ヲ没却スルノ恐ナシ
トセス之レ刑法カ章ノ題目タル罪ヲ類集シテ綜括的ノ罪種名ヲ設ケル法制
ヲ採用セサリシ所以ナルハシ、此ノ講義ニ於テハ上述理由ニヨリテ疑ヒフ

ル各章ノ罪名ハ寧ロ之レヲ類集セサルコトニ注意シタリ。

(註一) 泉ニ氏住居ヲ犯ス罪及ヒ秘密ヲ犯ス罪ヲ他人ニ対スル罪トナシ偽証及ヒ証告ノ罪ヲ信用ヲ害スル罪トナスコトヲ躊躇スルモノノ如ク又信用及ヒ業務ニ対スル罪ヲ財産ニ対スル罪トナサスシテ名誉ニ対スル罪ト共ニ社会的地位ニ対スル罪トナスモノノ如シ。又大場氏ハ証憑湮滅罪及ヒ一部ノ犯人贓匿罪ヲ偽証罪及ヒ証告罪ト共ニ之レヲ國家ノ法益中裁判ニ対スル罪トナシ住居ヲ犯ス罪、及ヒ秘密ヲ犯ス罪ヲ他人ノ自由ニ対スル罪、特ニ其ノ法律の平穩ニ対スル罪ハナシ阿片煙ヲ犯スル罪ヲ風俗ヲ害スル罪トナシ。飲料水ニ干スル罪ヲ公共危険ナル罪トナシ一部ノ猥褻及淫靡ノ罪、即チ強制猥褻及ヒ強姦ノ罪ヲ他人ノ性交ノ自由ニ対スル罪トナシ瀆職罪ヲ國權ニ対スル罪トナシタリ。

本論

第一編 國體ノ法物ニ干スル罪、及刑

第一章 皇室ニ対スル罪、及其刑

本章ニ於テハ天皇又ハ皇族ニ対スル危害罪及ヒ不敬罪ヲ規定ス。故ニ天皇及ヒ皇族ニ対スル殺人罪、傷害罪、遺棄ノ罪、逮捕監禁ノ罪、脅迫ノ罪、暴取及ヒ誘拐ノ罪及ヒ其ノ他暴行脅迫ヲ用フル罪及ヒ名誉ニ対スル罪ハ凡テ本章ノ罪タルヘシ。

天皇トハ憲法第一條ニ定ムルカ如ク日本帝國ノ統治者ヲ云ヒ。皇族トハ皇室典範第三十條ニ定ムルカ如ク太后太后、皇太皇后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、^皇王、王、王妃、女王、女ヒ皇室典範第五條ニヨレハ皇太子トハ儲嗣タル王子ヲ云ヒ。皇太孫トハ皇太子アラサル場合儲子タル皇孫ヲ云ヒ。又皇室典範第三十一條ニヨレハ皇子ヨリ皇々孫ニ至ルマデノ男子ハ親王、女子ハ內親王トシ五代以下ノ男子ハ王、女子ハ女王ナリ。

(註一) 皇室典範第四十四條ニハ皇族女子ノ臣屬ニ嫁シタルモノハ皇族ノ

列ニアラス。但シ持旨ニヨリ仍チ内親王女王ノ称ヲ有セシムルコト
アルハシト規定ス。

(註ニ) 皇族ニシテ臣籍ニ入リタルモノハ勿論皇族ニアラス。皇族ノ臣ニ
入ル場合ニハ皇室典範増補一ニ四ニ規定ス。

(1) 勅旨又ハ請願ニヨリ家名ヲ賜ヒテ華族ニ列セラルル場合。

(2) 華族ノ養子ニナリタル場合。

(3) 特権ヲ剥奪セラレタル皇族ニ對シ勅旨ニヨリ臣籍ニ下ス場合
之レナリ。

本章ノ罪ハ犯人ノ帝國臣民ナリト外國人ナリト又犯所ノ帝國内ナリト帝
國外ナリトヲ問ハス刑(ニ條)ノ適用ヲ有ス。

第一 天皇又ハ皇族ニ對シ害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル行為(七十三條
七十五條) 危害ヲ加ヘタル行為トハ身體ニ干シ危険ノ狀況ニオク行為ヲ云
フ。故ニ身體ニ對シ危害ヲ加フル行為ハ勿論危害ヲ生スヘキ危険ノ有様ニ
置ク行為ヲモ包含ス。

危害ヲ加ヘントシタル行為ハ上述べ有様ニ置カントシタル行為即チ危害
ヲ加ヘタル行為ノ着手及ヒ準備即チ豫備又ハ陰謀ヲ包含ス。而シテ天皇、
太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫ニ對スル場合ニ於テハ其ノ刑
ハ死刑トシ、其ノ他ノ皇族ニ對スル場合ニ於テ危害ヲ加ヘタル時ニハ死刑
トシ、危害ヲ加ヘントシタル時ハ無期懲役トス。

(註三) 危険トハ危害ヲ生スル恐アリト認ムヘキ干係已ニ發生シ又ハ發生
セントスル異常ノ有様ヲ云フ。

(註四) 危害ヲ妨害、又ハ実害ト全一意味ニ解スル説アレトモ通説ニハア
ラス。

第二 天皇又ハ皇族ニ對シ不敬ヲナシタル行為(刑七四、I、七六條)。
不敬ノ行為トハ名譽ニ對スル行為又ハ体面ニ干スル行為、即チ誹謗及ヒ
侮辱スル罪ナリ。

天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫ニ對スル場合ニ於テノ刑
ハ三ヶ月乃至五年ノ懲役ニ處シ、其ノ他ノ皇族ニ對スル刑ハ二ヶ月乃至四

年ノ懲役トス。

(註五) 天皇又ハ皇族ニ対スル誣告罪處分如何。

本問ニ対スル注意ノ一要旨ハ次ノミトス。

- (1) 天皇ハ刑法ノ除外例ナリ。
- (2) 誣告罪ノ刑ハ一ケ年以下懲役ニシテ不敬罪ノ刑ニ比較シテ重シ。

(3) 誣告スル行為ハ危害ヲ加ヘントシタル行為ト云フヲ得サルヤ。

第三、神宮及ヒ皇陵ニ対シテ不敬ノ行為ヲナシタル罪(刑七四一ニ項)

本罪ハ国家自体ヲ被害者トスル罪種ト辨スヘシ。

神宮トハ伊勢大廟ノミヲ云ヒ皇陵トハ歷代ノ天皇ノ墳墓ヲ云フ。而シテ

本罪ノ刑ハ三ヶ月乃至五ヶ年ノ懲役トス。

(註六) 本罪ノ被害者ハ現代ノ天皇ナリトノ異説アリト虽モ若シ然リトス

レハ天皇ニ対スル不敬罪不外ニ特ニ本罪ヲ規定スル必要ナシ。

(註七) 神宮トハ明治四年布告ノ官社以下定格及ヒ神宮職員規則ニヨル

熱田神宮以下十二ノ神社ヲ云フモノノ如シ。故ニ或ハ神宮トハ上述ノ神社ヲ云フト論スル見解アリト虽モ之レ所謂官社中ノ神宮ニシテ單ニ神宮ト称スル時ハ伊勢神宮ノミヲ云フモノノ如シ。旧時ノ命令法律中上ノ如キ用法尠カラス。

(註八) 皇陵トハ凡ヘテ天皇又ハ皇族ノ墳墓ヲ云フト論スル見解アリト云

フモ通説ニテラス。

第二章 内乱ニ干スル罪

本章ノ罪ハ犯人ノ帝国臣民ナリト外国人ナリト犯所ノ帝国内ナリト帝國外ナリトヲ問ハス適用ヲ有ス。

本章ノ罪ハ旧刑法ニアリテハ后述ノ外患罪ト共ニ之レヲ国事ニ干スル罪トナシ、自由刑トシテハ常ニ無定役刑ヲ課シタリ、要スルニ政事犯人優遇趣意ニ出テタルモノナランモ其ノ失當ナルコトハ己ニ一般學者ノ認ムル所ナリトス

刑法モ本章ノ罪ニ付キ岩無定期刑タル禁錮ノ科ト雖モ禁錮ハ刑法上政治事犯ニ干スル特別刑ニアラサルノミナラス、又常ニ懲役ニ比シテ輕キ刑種ナリト採スルコトヲ得ス(刑一〇條)

(註一) 政事犯トハ凡ヘテ國家自體國ノ首長及國民ヲ村スル罪ヲ云フト
但モ或ハ政事上ノ目的ニ出タル罪ヲ云フト論スルモノナキニアラス。
第一、内乱罪及ヒ其ノ未遂罪(七七條)
内乱罪トハ朝憲奈乱ノ目的ニ出テタル暴行爲ヲ云ヒ暴動ニ干與シタ

ル罪ヲ除ク外未遂犯ヲ罰ス(目的特定罪)

(一) 朝憲奈乱トハ刑法ノ例示セル如ク政府ノ顛覆、邦土ノ僭竊ハ勿論凡ヘテ憲法處定ノ國家制定ノ破壊スルコトヲ云フ。

(註二) 明治十年ノ佛文草案百三十四條ニヨレハ政府顛覆ノ目的トハ所謂日本ノ皇統ヲ顛覆スルノ目的ニ該當スヘク邦土潛竊トハ日本ノ領土又ハ其ノ屬地ノ一部ニ於テ帝國ノ権力ヲ排斥スルノ目的ニ該當スヘク其ノ他百三十四條ニハ岩皇位ニ對スル法定ノ繼承ノ順序ヲ變更スル目的及ヒ日本ノ政府ニ於ケル天皇ノ権利及ヒ特權ヲ減少スル目的ヲ明示シタリ。

(二) 暴動トハ要スルニ暴行或ハ脅迫ヲ云ヒ各法物ニ對スル侵害即チ殺傷、取去、毀壞、燒燬其他ヲ包含ス。而シテ暴動ニシテ上述ノ朝憲奈乱ニ入ルモノトセハ概シテ國際間ニ於ケル戰爭ト云フ言葉ヲ相對シ或ハ國內戰爭ト採スルコトヲ得ヘシ。
本條ニ付テハ侵害スル法物ノ如何ニヨリ刑ヲ區別セスト雖モ各犯

人ノ爲シタル行為ハ内乱ニ付キ必要ナル程度ノ如何ニヨリテ刑ヲ区別シタリ。而シテ刑法上此ノ種ノ科刑法ヲ採用シタルハ本罪ノ外單ニ後述騷擾罪アルノミ。

(1) 首魁トハ暴動団体中ノ事實ニ最優者ヲ云ヒ必スシモ暴動開始ノ際ニ於ケル最優者ナルコトヲ要セス。寧ろ弁党ノ際ニ於ケル最優者ヲ意味スヘシ。

首魁ニ対スル刑ハ死刑或ハ無期禁仰トシ暴動未遂ナル場合ニ於テ其ノ刑ヲ輕減スヘキモノト認メタルトキハ上述ノ刑ヲ減輕シタル刑ナリトス。(刑四三條)

(2) 謀議ニ參與シ或ハ群衆ノ指揮ヲナシタルモノ。其他諸般ノ事務ニ従來シタルモノ。

暴議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲナシタルモノハ無期或ハ三年以上ノ禁錮ヲ科シ。其他諸般ノ職務ニ從事シタルモノ即チ輸送事務。兵操事務ノ如キ比較的主要ナル事務ヲ目リタルモノハ

一年以上十年以下ノ禁錮ヲ科ス。而シ暴動未遂ナルトキ其ノ刑ヲ減輕スヘキモノト認メタル時ハ各論上述ノ刑ヲ減輕シタル刑ヲ課スルコトヲ得ヘシ。(四三條)

(3) 單純ナル暴動ノ干典者ハ刑法ノ例示スル如キ不知隨行者ハ勿論其ノ他雜役即チ兵卒人夫等ノ役務ニ從事シタル者ヲ云ヒ之レニ三年以下ノ禁錮ヲ科ス(七七一三項)但シ暴動未遂ナル場合ニ於テハ干典者ハ之レヲ罰セス。

(註三) 旧刑法ニ於テハ内乱中内乱ニ必要ナラサル罪ヲ犯シタル處分ニ付百二十八條ノ規定ヲ設ケタリ。此ノ種ノモノノ處分法ニ付キ特別ノ明文ヲ設ケスト屆メ當然併合罪トシテ處分スヘキモノナルコト疑ヒナシ。而シテ苟モ内乱ニ必要ナル行為ナリトセハ他ノ罪名ニ触ル場合ト屆モ刑法五四條第一項前段ノ適用ナキコト勿論ナリ。

(註四) 陸軍刑法及ヒ海軍刑法ニハ各反乱ノ罪ノ規定アリ。故ニ陸軍々人(陸軍刑法九條)及ヒ海軍々人(海軍刑法九條)ヲ犯シタル内乱罪

ニ付シテハ軍ノ刑法ニヨル内乱罪ノ適用ナキ場合ニ於テ初已刑法ノ
内乱罪ノ規定ヲ適用スヘキモノトス。

陸軍刑法二六、二六、三〇、一三三條、海軍刑法二〇、二一、二五、二
八條ヲ参照スヘシ。

第二 内乱準備罪(七八條)

内乱準備罪トハ内乱ノ豫備又ハ陰謀ヲナシタル罪ヲ云ヒ其ノ刑ハ一年以
上十年以下ノ禁錮トス。而シテ暴動前自首シタルモノニ付テハ其刑ヲ免除
ス。本罪ニ付テノ自首ノ制度ハ内乱罪ヲ未発ニ防圧セントスル政策ニ出テ
タルモノナルヘク少数ノ異論ナキニ非ラズト居モ一般自首ニ必要ナル條件
乃チ搜查取アル官廳ニ罪及ヒ犯人發覺前自ラ該官廳ニ付シ通知ヲナスコト
ヲ必要トスルヲ以テ結果局未発ニ付キテノ自首免除ノ條件ハ一般自首ニ必
要ナル條件ト暴動ノ開始前ナル條件ナリク(刑八〇)

(註五) 刑法中當然自首免除ヲ認ムルハ本罪及ヒ内乱幫助罪ノミナリトス、
而シテ自首免除ヲ適用シ得ヘキ罪ハ所謂贈賄罪情状ニヨリ刑ヲ免除

シ得ヘキ罪、偽証罪、誣告罪ナリトス。

(註六) 附和隨行ノ刑ト附和隨行準備ノ刑ト比較セヨ。特ニ暴動カ未遂
ナル場合ニ於テハ單純ナル暴動ノ干渉者ヲ罪ヤサルコトヲ考ヘヨ。
或ハ單純ナル暴動干渉ノ準備ハ之レヲ罪セサル法意アラサルヤ、疑
ヒアリ。

第三 内乱幫助罪(刑七九條)

内乱罪内乱未遂罪及ヒ内乱準備罪ヲ幫助スル行為ハ總則規定ノ適用上從
犯トシテ處罰シ得ヘキニ拘ハラヌ。特ニ之レヲ特別罪トナシタリ。而シテ刑
法ハ内乱幫助行為トシテ兵器金穀ノ支給ヲ例示セルモ尚其ノ他ノ行為ヲ以
テ規定ス。故ニ要スルニ其ノ幫助行為ニ制限ナキモノトス。本罪ノ刑ハ七
年以下ノ禁錮トシ自首免除ノ適用ヲ有セシム(八〇條)

(註七) 刑法ハ内乱行為自體ニ付キ刑ヲ規定セズ。故ニ内乱行為自體他ノ
教唆者タル場合ヲ除ク外ニシテ罰セズ。

(註八) 單純ナル暴動干渉ノ幫助ヲ罪トスルハ七ニ定ス。尚附和隨行其

他單純ナル暴動干渉ハ内乱ノ幫助行為ニ非ラサルヤノ疑ヒアリ。

内乱ヲ起スヘク筆ニ口ニ之レヲ教唆スルモノニ對シテハ如何ナル刑ヲ科スヘキヤ。斯ナル場合ニ於テ何等ノ規定ナシ。故ニ予クノ場合ニハ内乱首魁ノ教唆者若クハ重ナル職務ヲトレルモノヲ教唆者ト認ムヘク此ノ内乱ノ首魁者タル正犯ニ從ヒテ所罰スヘシ。

内乱其者ハ罪ナルヤ否ヤハ法典ニハ何等ノ規定トキナリ。故ニ内乱ノ教唆者ハ内乱ノ首魁ヲ教唆セルモノト認ムヘシ。

第三章 外患ニヨリ一罪

本章ノ罪ハ犯人ノ帝國臣民ナリト外國人ナリト又ハ犯所ノ帝國內ナリト帝國外ナリトヲ其適用ヲ有スヘニ條

而シテ上述ノ如ク旧刑法ニ於テハ本章ノ罪ニ對シ内乱ニ干スル罪ト同シク自由刑トシテハ無定期刑ヲ科シタリト屆モ現行刑法ニ於テハ自由刑トシテハ常ニ定役刑タル懲役ヲ科シタリ。

第一 外國患罪及ヒ其ノ未遂罪(ハ一乃至ハ七及ヒ八九條)

外患罪トハ帝國ノ臣民又ハ帝國ノ同盟國ノ人民カ帝國ノ敵國又ハ帝國ノ同盟國ノ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ喪フル行為及ヒ何人ヲ問ハス帝國ノ軍事上ノ利益ヲ喪スル行為及ヒ害シ又ハ戰時ニ於テ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害スル行為ヲイヒ。凡ヘテ其ノ未遂罪ヲ罪トス。而シテ敵國トハ帝國又ハ帝國ノ同盟國ト戰爭ヲ開始シタル結果ヲイフ。但シ戰爭ノ開始ハ必スシモ宣戰ヲ告アルコトヲ要セサルコトハ勿論ナリ。又敵國ナルモ戰時ニ於テノニ豫想シ得ヘキモノナルヲ以テ隨テ敵國ニ干スル行為ヲ罪トスル場合ニ於テハ

其ノ罪ノ主体ハ必ス帝國又ハ帝國ト同盟ノ人民ナラサルヘカラス。刑法ハ如斯ク外患罪ヲ規定シニ年以ヒ有期懲役ヲ科シタルニ拘ハラズ外患罪中特定ノ行為ハ特ニ情状ノ重キ外患罪トナスヘキモノト認メ六種ノ行為ヲ拔出シテ特別罪トナシタリ。

(註一) 陸軍刑法叛乱ノ罪ニ七一三一條及ヒ三四條。海軍刑法叛乱ノ罪中ニ七一二六條及ヒ二九條ヲ見ヨ

(註二) 刑法八十九條ニ所謂戰時同盟國ニ對スル行為ト云フ語ノ意義ニ付イテハ多少ノ異論アルヘシトモ戰時ト云フ語ハ同盟國ニ對スル行為ノ副詞ニシテ同盟國ノ形容詞ニアラス。但シ同盟國ト所謂攻守同盟國ノ意義ニ鮮ズヘシ。

(一) 帝國ノ臣民カ外國ニ通謀シテ帝國ニ對シテ戰端ヲ開カシムル行為ニ對シテハ死刑ヲ科ス。外國トハ日本帝國以外ノ國家ニシテ國際法上國家トシテ承認セラレタル國家ヲイフ。戰端ヲ開クトハ宣戰布告ノ行為又ハ事實上ノ交戰行為ヲナサシムルコトヲ云フ。而シテ

外國ニ通謀スト云フ以上ハ本邦ノ主体ハ必ス日本帝國ノ臣民ナラサルヘカラスナルコト明白ナルノミナラス。本罪ハ戰端ヲ開カシムル罪ニシテ徒テ未タ戰時ト云フコトヲ得サルヲ以テ帝國ノ同盟國ニ干シ其ノ適用ナシ。

(二) 帝國ノ臣民又ハ帝國ノ同盟國ノ人民カ帝國ノ版圖又ハ帝國ノ同盟國ノ敵國ニ組ニテ帝國又ハ帝國ノ同盟國ニ敵抗シタル行為ニ對シテハ死刑ヲ科ス。

(註三) 旧刑法ニ九條ニハ外國ニ組ニテ敵國ニ敵抗シ且ツ外國ト交戰中同盟國ニ敵抗シ其他本國ニ及逆シテ敵兵ニ附屬シタルモノハ云々ト規定ス。即チ刑法ニアリテハ敵國ニ附屬シタル行為自体ハ一般ノ外患罪トシテ處罪スルノ主意ナルコトヲ知ルニ足ルヘシ。而シテ明治十年ノ仙文草案一四八條ニヨレハ所謂敵抗トハ武器ヲトルコトニ該當スヘキヲ以テ要スルニ抗敵ニタルモノトハ國際法上交戰者ト認ムヘキモノニ限定セラルヘシ。

(三) 帝國臣民又ハ帝國ノ同盟國人民カ帝國又ハ帝國ノ同盟國ノ軍用ニ供スル物品其建築物ヲ帝國ノ敵國・又ハ帝國ノ同盟國ノ敵國ニ交付シタル行為ニ對シテハ其軍用ニ供スル物品又ハ建築物ニ干スル時ハ死刑ヲ科シ其他軍用ニ供スルモノニ干スル時ハ死刑又ハ無期懲役ヲ科ス。

軍用ニ供スル場所又ハ建造物トハ刑法ノ例示セル如ク、要塞、陣營、艦船等ヲ去ヒ軍用ニ供スルモノトハ刑法ノ例示ニヨレハ兵器彈藥ノ如シ。

(四) 帝國臣民又ハ帝國ノ同盟國ノ臣民カ帝國又ハ同盟國ノ敵國ヲ利スル目的ヲ以テ帝國又ハ帝國ノ同盟國ノ軍用ニ供スル物品、又ハ物ヲ損壞シ又ハ使用ヲ不能ニ至ラシメタル行為ニハ死刑又ハ無期懲役ヲ科ス(目的特定罪) 敵國ヲ利スル目的アルコトヲ要スルヲ以テ帝國又ハ帝國ノ同盟國ヲ害スル目的ニ出テタル時ハ一般ノ外患罪成立スルニ止マル。

場所

軍用ニ供スル物品又ハ物トハ刑法ノ例示ニヨレハ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥、汽車、汽船、電車、鐵道、要電線等ヲ去ル。

(五) 人カ直接戦闘ノ用ニ供スルモノニシテ帝國又ハ帝國ノ同盟國ノ軍用ニ供スルモノヲ帝國ノ敵國又ハ帝國ノ同盟國ノ敵國ニ交付シタル行為ニ對シテハ無期又ハ三年以上ノ懲役ヲ科ス。而シテ刑法ハ此罪ノ目的物トシテハ兵器彈藥ヲ例示シタリ。

(六) 帝國臣民又ハ帝國ノ同盟國ノ人民カ帝國ノ敵國又ハ帝國ノ同盟國ノ敵國ノタメニ間諜ヲナシ帝國ノ敵國若クハ帝國ノ同盟國ノ敵國ノ間諜ヲ幫助シ又ハ帝國若クハ帝國ノ同盟國ノ軍事上ノ秘密ヲ帝國ノ同盟國ノ敵國ニ洩シタル行為ニ對シテハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ヲ科ス。而シテ國際法上間諜ハ戰時戰地ニ於テ銃殺スルコトヲ許スモノトス。

第二、外患準備罪(八八條)

此ノ罪ハ外患ノ準備又ハ隱謀ヲナシタル行為ヲ去ヒ莫ノ刑ハ一年以上十

第四章 国交ニ干スル罪

(註一) 旧刑法ハコノ種ノ罪ハ外患罪ノ一種ト規定シタリト虽モ其ノ不當ナルコトハ去ヲ俟タス。独乙刑法ハ——和親国ニ対スル敵対行為ト株ヲル章中ニ此種ノ罪ヲ規定シタリ。本章ノ罪ハ帝国内ニ於テ又ハ帝国外ニアル船舶内ニ於テナサレタル場合ニ限り帝国臣民及ヒ外國人ニ対シテ其ノ適用ヲ有ス(刑一條)

第一、帝国ニ滞在スル外國ノ君主若シクハ大統領又ハ帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ対スル罪。此ノ罪ニ就テハ更ニ細別ヲナスコトヲ得。

(一) 得暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル罪。

㉞ 暴行トハ体カノ違法ノ使用ヲ去ヒ直接被害者ニ対スルモノト間接ニ被害者ニ対スルモノトヲ區別スルコトヲ得

直接ニ被害者ニ対スル暴行トハ被害者ノ身体ニ対スル暴行ヲ去ヒ間接ニ被害者ニ対スル暴行トハ第三者又ハ物ニ対スル暴行ニシテ被害者ニ肉体的ノ感觸ヲ與フルモノ例ハ、ハ従者家族又ハ乗車乗

馬ニ対スル暴行ヲ云フ。而シテ暴行ハ之レヲ其ノ実質ヨリ論スレハ當然被害^{被害}打、自由剝奪即チ逮捕監禁ヲ包含シ尚異説アリト虽モ獸類ノ使糞及抗拒不能ナラシムル作用、糞尿其他ノ液体ヲ注ク作用、感電セシムル作用ヲモ包含スルモノト信ス。

(註二) 独乙刑法學諸問ノ通説ニヨレハ暴行ハ暴行者ソノモノカ体力ニシルコトヲ要セヌミテ或ハ獸類ニヨリ或ハ他人ノ身体ニ影響ヲ及ホスヘキ物質ニヨリテ之レヲ爲スコトヲ得トナス。余モ亦其主旨ヲ是認スト虽モ所謂獸類ニヨル暴行ノ場合ニ於テモ其ノ獸類ヲ使糞スル体カノ使用カ暴カ行タリ。所謂特定ノ物質ニヨル暴行ノ場合ニ於テモ其ノ物質ヲシテ他人ノ身体ニ影響セシムル状況ニヨリ体カノ使用カ暴行ナリト信スルヲ以テ結局異行ヲ以テ体カノ使用ナリト定義シタリ。

(註三) 暴行ハ全々他國人ヲシテ意思ヲ發生セシメ又動作ヲナサシムル能力ヲ失ハシムルコトモ通常ニス。學者ハ殊ニ此ノ種類ノ暴行ヲ

Vis absoluta ト云フ然レトモ通説ニヨレハ他人ノ意思ニ影響ヲ及ホスヘキ暴行。例ハ他人ノ承諾ノ答ヲナス迫之レテ打スル暴行モ亦暴行ノ一種トシテ *Vis compulsiva* ト云フト虽モ或ハ彼ノ *Binding* ノ如キハ此ノ種ノ脅迫ニ属スルモノト論定シタリ。余モ此ノ臭ニ付テハ通説ヲ是ナリト信スト虽モ、通説ニ従フモノトスレハ暴行ト脅迫トノ區別チ少困難ナルコトヲ否定シ難シ。

(註四) 物ニ対スル暴行ヲ認ムルヤ否ヤモ重要ナル問題ナリ。如之加若シ上述ノ如キ *Binding* ノ見解ヲ是ナリトスレハ物ニ対スル暴行ヲ認ムル余地ナキコトニ注意ヲ要ス。第三者又ハ物ニ干スル暴行ノ例トシテ例ハ冬日窓及ヒカヲ取外ス作用橋梁ヲ除去スル作用。馬ヲ抑止スル作用及ヒ人ヲ乗載シテ旅行中ノ車ノ運轉ヲ抑止シテ旅行ノ繼續ヲ不能ナラシムル作用ナリトス。脅迫トハ畏怖セシメテ動作ノ自由ヲ抑圧スル目的ヲ以テ害悪ヲ倒来セシムヘキ胸ヲ通知スル作用ヲ云フ。其ノ害悪カ被通知者ニ対スルト被通知者

父母、配偶者、^子子女、同居者其他害悪ヲ到来セシムルニヨリテ被通知者ノ動作ノ自由ヲ抑圧シ得ヘキ干係ヲ尋ヌルモノニ対スルトヲ區別セス、其害悪ヲ到来セシムルコトカ可能ナルト不可能ナルトヲ問ハス権利ナリト違法行為ナリトヲ問ハス若クハ通知者ノ独力ニヨルト通知者ト第三者トノ共カニヨルトヲ區別セス、又此ノ通知ハ言語ニヨルト文書ニヨルト若クハ形容ニヨルトヲ區別セスト屋モ單純ナル事故、到来ノ通知、即チ天変地異ノ到来スヘキ旨ノ通知ヲ包含セス又必スシモ通知者ニ於テ通知シタル害悪ノ実行ヲ期スルコト若シクハ通知ノ結果トシテ被害者カ畏怖シタルコト又其害悪ノ到来ノ信託シタルコトヲ必要トセス、而シテ脅迫ハ害悪ノ實質ヨリ論スレハ侮辱、脅迫、暴行ノ脅迫、財産侵害ノ脅迫ニ區別スルコトヲ得ヘント虽モ或ハ財産侵害ノ脅迫ヲ以テ暴行ノ脅迫ノ一態様ナリトナスモノナキニ非ラズ。

(註五) 権利ニ属スル害悪ヲ到来セシムル旨ヲ通知スルコトカ脅迫ト称スル違法行為ニ變化スル限界ハ明瞭ナラス、リストハ六ク違法行為ト

違法行為トヲ區別スル標準トシテ明文規定ノ全体ヨリ觀察シタル立法者ノ意思ト共同生活ノ目的ニ適應スルヤ否ヤト忖示シタリ、*Stunke*ハ権利ニ属スル害悪ノ通知カ脅迫タルコトハ一般ニ横行スル干係ナキコトヲ要スト云ヘリ。

(註六) 形容ニヨリ害悪ヲ到来セシムヘキ旨ヲ通知スル作用モ本脅迫ナリ故ニ暴行ノ作用ハ其継続ノ恐レアル限度ニ於テハ全時ニ脅迫ナリト云フコトヲ得ヘシ。

(註七) 脅迫ハ通知ノ結果被通知者ニ於テ畏怖スルコトヲ必要トセス、判例) 従来脅迫ハ其ノ結果トシテ被害者カ畏怖シタル事實ヲ必要トナシタルニ拘ラス近時刑法ニ二二條ニ干シ只若シ被通知者ニ於テ畏怖ノ念ヲ起シタルコトヲ必要トセスト判示シタリ、四十二年ノ判決録(九三七頁参照) 従来脅迫ノ際逃走官廳ニ対スル救助ノ申請其他害悪到来ヲ防止スル手段ヲ講スル機会ヲ有シタリト否トヲ區別スルノ必要ナシ(脅迫ハ通知者カ其ノ害悪ニ對テカフルコトヲ要ス。右ノ

脅迫トハ明カニ區別スヘシ。即チ余カ害悪ヲ到来セシムルコトノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス。

〇

- (イ) 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對スル場合(九〇―I) 此ノ場合ニ於テハ其刑ハ一年以上十年以下ノ懲役トス。
- (ロ) 帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對スル場合(九一―I) 此ノ場合ニ於テハ其ノ刑ハ三年以下ノ懲役トス。帝國ニ滞在スル外國ノ使節ナリトスルモ帝國ニ派遣セラレタル使節ニ非ラサレハ此ノ罪ノ客体トナラス。元本罪ハ帝國ニ於ケル外國ノ代表者ヲ特選セントスル主意ニ外ナラサレハナリ。

(註八)

此ノ暴行罪ハ暴行ヲ加フルモ傷害ヲナスニ至ラサル場合ニミ違用ヲ有スヘシ。此ノ本暴行罪ノ刑ハ三年以下ノ懲役ニシテ暴行ヲ加ヘタルモ傷害ヲナスニ至ラサルノ刑ハ一年以下ノ懲役又ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ナルヲ以テナリ。而シテ殺人ノ罪、強姦ノ傷害罪又ハ逮捕及ヒ緊監禁ノ罪ニ對スル刑ハ常ニ此ノ暴行罪ノ刑ヨリ重キ

ヲ以テ此等ノ罪ノ客体ニ對スル罪人殺其ノ他ノ罪ノ刑ニヨリテ処斷スヘキモノトス

(2)

侮辱ヲ加フル罪

所謂侮辱トハ広義ノ侮辱ヲ云ヒ、狹義ノ侮辱及ヒ誹謗ヲ包含スルトモ其ノ詳細ハ名譽ニ對スル罪ニツキテ述フヘシ。而シテ本罪ハ所謂請求ヲ待テ受理スヘキ罪種ニ屬ス。

- (イ) 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對スル場合(九〇―II) 此ノ罪ニ對シテノ請求者ハ侮辱ヲ受ケタル君主又ハ大統領ノミニシテ其ノ刑ハ三年以下ノ懲役トス。

- (ロ) 帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對スル場合(九一―II) 此ノ罪ニ對シテ請求者ハ被害者即チ侮辱ヲ受ケタル外國ノ使節ニシテ其刑ハ二年以下ノ懲役トス。

(註九)

広義ノ侮辱ト不敬トノ區別ハ難解ナリ、理論上嚴格ニ論スレハ結局全一ノ意義ヲ歸着ストモ少シノ体面ヲ害スル程度ノ嫌ナシトモ

ス。故ニ判例ニヨレハ不敬罪ハ不敬ノ意思表示ニヨリテ完成シ他人
カ之レヲ確知スルコトヲ要セストナシタリ。(四十四年判決録ニ五ハ
頁)

(註十) 此ノ罪ト侮辱ノ脅迫罪トノ投衡ハ稍稔當ヲ欠ク。即チ本罪ノ刑ハ
三年以下若クハ二年以下ニシテ請未ヲ必要トシテ侮辱ノ脅迫罪ノ刑
ハ一年以上十年以下若クハ三年以下ナリ。(無理ニ詳叙セハ脅迫其ノ
モノヲ大ニ悪ミシ爲メナラン。

不敬ト侮辱トノ區別ハ困難ニシテ不敬ハ多少文学的意味ヲ有ス
佛文草案中ニハ不敬ニハ侮辱ナル字ヲ用ヒス性質上ノ區別ナリ唯
広義ノ侮辱ト區別スルコトヲ得。

第二 外國ニ對シテ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其ノ國ノ國章ヲ損壞除去又
ハ汚穢シタル罪(八九ニ條目的特定罪)

國章トハ国旗國家ノ紋章境界標其ノ他ヲ云フ。損壞トハ物ノ全部又ハ一
部ヲ毀害スル作用ヲ云フ。除去トハ其物ヲ其ノ所在地以外ニ移ス作用ヲ云

フ。汚穢トハ要スルニ不潔物ヲ塗スル作用ヲ云フ。本罪ハ請未ヲマケテ受
理スヘキ罪種ニ屬シ其ノ請未扱者ハ外國ノ政府ニシテ其ノ刑ハ二年以下ノ
懲役又ハ二百円ノ罰金トス。

(註十一) 本罪中ノ損壞罪トニ六條ノ損壞罪トヲ比較スレバ懲役ニ付テハ長
期ヲ制限シ財産刑ニ付テハ罰金ニ制限シタル差異ヲ見ルヘシ。但シ
殊ニ損壞罪ノ規定スヘキ特別ノ理由ヲ發見セス。

(註十二) 獨乙刑法一〇三條ニヨレハ此ノ汚穢罪ニ當ル罪ニ付キ侮辱的非
行ヲナシタル行為ヲ豫想シタリ。例ヘハ投石ハ侮辱的非行ナルヘシ
ト虽モ汚穢シタルモノトハ云フコトヲ得ス。

(註十三) 或ハ國章ノ損壞除去汚穢ハ其ノ國ヲ表彰スルタノ現ニ使用セラル
場合ニアラサレハ本罪ヲ請未セスト云フモアリ。故ニ例セハ外
國ノ國旗ヲ損壞除去汚穢スル行為ハ本罪ニ問フコトヲ得スト林スル
モノアリ。然レトモ余ハ凡ヘテ此等ノ行為ニシテ苟モ外國ニ對シ侮
辱ヲ加フル目的ニ出テタルトスレハ本罪ヲ構成スルモノト信ニス。

之レ本條ニ於テハ別ニ公然損壞除去汚穢スルコトヲ要求セス。又外國ノ官衛ニ於テ使用中ノ國章ニ干スヘキコトヲ要求セサレハナリ。但シ外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ニ出ルモトスレハ此ノ種ノ行為ハ實際上公然且ツ各國ノ官衛ニ於テ使用中ノ國章ニ干シ犯サル、場合ヲカルヘシ。又除去ハ損壞汚穢ト異リ其ノ誥ノ意義上國章トシテ使用中其ノ所在以外ニ移スコトヲ要スヘキヲ以テ外國官衛ノ倉庫中ヨリ取出シタル場合ニ於テモ亦本罪ヲ構成セス。

第三、外國ニ對シ私ニ戰闘ヲナス目的ヲ以テ其ノ準備、即チ豫備又ハ陰謀ヲナシタル罪(九三、目的特定罪)

私ニ戰闘ヲナス目的トハ私戰即チ公戰ニアラサル戰争ヲナス目的、換言スレハ國家ト一人ノ間ノ戰争ヲナス目的ニ外ナラス。或ハ日本ノ命令又ハ許可ヲウケスシテ公戰ヲナス意味ニ糾紛スヘシト云フ論者アルモ不當ナリ。本罪ノ客体ハ帝國臣民又ハ外國人ナリトス。或ハ外國人ハ本罪ノ主体タルコトヲ言論スル余地ナキニアラスト云モ余ハ之レヲトラス。而シテ刑

刑法ニハ私ニ戰闘ヲナス目的ヲ以テ戰闘ヲナシタル行為又ハ戰闘ヲ着手シ未ダ遂ケサル行為ヲ罪セスト。之レ已ニ戰闘ニ着手シタリトセハ一ニ勝負ノ決ヲ待ツヘク区々タル法規ヲ以テ之レヲ罰束スルモノニアラカレハ本罪ノ刑ハ三月以上五年以下ノ禁錮トシ自首免除ノ制ヲ認マ。故ニ外國ニ對シ私ニ戰闘ヲナス目的ヲ以テ其ノ準備ヲナシタルモノカネタ官ニ發覺セサル前自首シタル時ハ其ノ刑ヲ免除スルモノトス。

(註十四) 仙文草案一五四條少數者犯第一項ニハ日本ニ於テ宣戰ヲ布告セ

ナル外國ニ對シ陸軍的又海軍的ノ征討云々ト規定シ又 *Provisional* 刑法草案ノ註釈ニハ免許ナキ遠征ナル語ヲ用フ。故ニ不明瞭ニ

ナカラモ所謂私戰開始ヲ処罰スル注意ナリシコトヲ知ルニ足ルヘシ。

(註十五) 仙文草案ニヨレハ私戰ノ實行者ヲモ処罰スル規定アリ。但刑法モ一三三條ニ於テ外國ニ對シ私ニ戰闘ヲ開キタルモノハ云々、其ノ豫備ニ止マルモノハ云々ト規定シタリ。然ルニ刑法ニ私戰ノ準備ノミニ干スル罪條ヲオクニ止メタルヲ以テ通説々私戰ノ實行ノ着手以

上ノ行為ヲ罪トナサスト論定ス。

多少不慮當ナル立法ト稱スト雖モ通説ニ從フモノトスレハ私戰ノ実
行ニ着手シタル場合ニ於テハ其ノ者ハ殺人、放火、損壞莫ノ他ノ普
通ノ罪名ニヨリテモ之レヲ処罰スルコトヲ得サルヘン。

第四、局外中立ニ干スル命令ニ違背シタル罪(九四)

局外中立トハ國際法上二個以上ノ外國ヲ戰鬪ヲ開始シタル際莫ノ何レノ
國家ニ對シテモ好意又ハ悪意ヲ表示セサルコトヲ第三國ノ地位ヲ去フ、而
シテ第三國カ上述地位ニアル場合ニ於テハ國際法上局外中立ノ命令ヲ以テ
ソノ地位ヲ公示スルコトヲ常トス。然レトモ帝國從來ノ慣例ニヨレハ此ノ
命令ニ於テハ單ニ中立ノ地位ニ立ツコトノ旨ヲ表示スルニ止マリ其ノ結果
トシテ臣民ノ遵守スヘキ條文ヲ掲ケス。故ニ局外中立國ニ干スル命令ニ違
背スト女フハ局外中立ノ命令ノ主意ニ違背シ國際法上局外中立國ノ人民ノ
不可行為ト承諾セラル、行為ノ何タルヤニ付テハ個々ノ適用上異説アルコ
トヲ免レスト雖モ安スルニ交戰國ノ一方又ハ他方ニ利益又ハ不利益ヲ致ス

ハキ行為ヲ去フモノトス。刑法ハ殊ニ外國交戰ノ際局外中立ニ干ス
ル命令ニ違背スト規定スト屬モ外國交戰ノ際ニ非サレハ局外中立ナ
ルモノナキヲ以テ結局局外中立ニ干スル命令ニ違背スト規定セルモ
ノト全一ニ歸着ス。本罪ノ刑ハ二年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金
トス。本罪ハ帝國臣民ニノミ其ノ適用ヲ限レルヤ、又ハ外國人ニモ
此ノ適用ヲ有スルヤ、仙文草案一五六條ニ明カニコノ罪ノ主体ヲ明
ニ日本人ニ限定シタリ。本問題ハ局外中立ニ干スル命令ノ内容上ヨ
リ決定セラル、コトナレトモ局外中立ノ性質上概本帝國臣民ニノミ干
スヘシ。

第五章、公務執行ヲ妨害スル罪

公務ハ公務員之レヲ執行ス。公務員トハ官吏公吏法令ニヨリ公務ニ従事スル議員、委員其ノ他ノ職員ヲ云フ（刑七條一項）
官吏トハ任命ノ形式ニヨリ國家ノ事務ニ従事スルモノ即チ高等官判任官又ハ之レニ準スルモノヲ云ヒ。公吏トハ地方自治（各種團體）ノ事務ヲ執行スルモノ。即チ市長、市参事、市吏員、町村長、町村吏員、町イヒ法令ニヨリ公務ニ従事スル職員トハ上述シタル官吏公吏ノ外尙ホ貴族院議員、衆議院議員、府縣令員、市町村會議員、府縣参事會員、郡参事會員、其ノ他法令ニヨリ公務ニ従事スルモノヲ統稱ス。然レトモ其ノ個々ノ適用ニ就テハ異論ノ余地アリ。而シテ巡查、監守又ハ執達吏、ハ官吏ニシテ公証人、官選保護人ハ公務員タルヘク私選保護人証人、鑑定人ハ公務員ニアラサルヘク仲裁人ハ刑法ノ規定上（即チ一九七一—一九八）公務員ニ非ラサルコト明白ナリトス。

(註一) 執達吏代理及ヒ通信事務員ハ公務員ナリ。明治四十二年及ヒ四十四年ノ大審院判決録（通信事務員カ公金消費シタルトキ、如キ若シ事務員カ公務員ナラサル時ハ之レヲ適用スル規定ノ異ナルコトニ注意スヘシ）

(註二) 此ノ罪ハ帝国外ニ於テ之レヲ犯ス場合アリト雖モ刑法ハ帝国内又ハ帝国外ニアル帝國船舶内ニ於テ之レヲ犯シタル場合ノ外之レヲ罰セズ（刑一條）然レトモ在外執行官吏ノ公務ノ執行ヲ妨害スル帝國臣民ノ行為ハ之レヲ罪トスルヲ可トス。

第一、公務員ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル罪。
六ク公務員ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル行為ト云フトキハ之レヲ職務執行ノ際ナルト否トニヨリテ區別スヘク又其ノ目的ノ如何ニヨリテ之レヲ區別スルコトヲ得ヘシ。刑法ハ職務執行ノ際暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル場合ニハ其ノ目的ノ如何ヲ問ハズ本章ノ罪トナシ職務執行ヲナササル際暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル場合ニ於テハ或処分ヲナサシメ若クハ爲ササラシムル目

的又ハ莫ノ職ヲ辞セシムルノ目的ニ出テタルトキハ本章ノ罪トシテ其ノ他ノ目的ニ出タルトキハ少クモ本章ノ罰罪ハ成立セサルモノト規定セリ。本罪ノ刑ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮トス。

(一) 公務員ノ職務執行ノ際暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル場合ノ罪(刑九五
一項)

職務トハ法令ニヨリテ分配セラレタル事務ヲ云ヒ執行トハ形式上及ヒ實際上確定シタル意思ノ實現ニシテ必要ナル場合ニ於テハ強制力ヲ用フルコトヲ得ヘキモノヲ云フ。故ニ職務ノ遂執行ハ執行官矣即チ必要ナル場合ニ於テハ強制力ヲ用ヒテ意思ヲ實現セシムル权限ヲ有スル官吏ニ付テノミ之レヲ豫想スルコトヲ得ヘシ。而シテ本罪ハ職務執行ノ違法ナル場合ニ於テハ本ヨリ成立セサルコト勿論ナリ。職務執行ノ管轄权ノ所在セサル場合所謂具體的管轄权ノ所在セサル場合、及ヒ法定形式ノ存在セサル場合ニ於テ適法ナリト云フコトヲ得ヘシ。

(註三) 刑法ニ所謂職ヲ執行スルニ當リト云フ語ハ或ハ広ク職務ヲ行フニ當リテノ意味ニ解釈スヘシト云フモノアリ(例ヘハ判決例四十二年

夜一六四一頁、四十四年夜六六一頁)。然レトモ立法論上執行官吏以外ノ官吏ノ職務ハ取扱ニ付テ特別ノ保護ヲ與フル必要カカラサルノミナラス。旧刑法一三九條一項ニ於テ其ノ職務ヲ以テ法律規則ヲ執行シ又ハ行政司法官省ノ命令ヲ執行スルニ至リト明記シアリタル趣意ヲ變更シテ擴張シタリト認ムヘキ根據ナク解釈論トシテモ執行職務ニ執行スルニ當リト規定シテ特別ノ主体ヲ有スル執行ト云フ語ヲ用フルニ拘ハラズ然リニ之レヲ職務ヲ行フニ當リト同一ノ意義ニ解スルハ正當ニアラス。

(註四) 本罪ニ付テノ職務執行ハ上述ノ如ク必ス適當ナル職務執行ナルコトヲ必要トス。而シテ職務執行ノ違法ナリヤ否ヤハ専ラ客觀的ニ之レヲ鑑定スルコトヲ必要トス。故ニ
(1) 何人ヲ問ハス公務員ニ於テ錯誤ニヨリ適法ト見料シタル客觀的

違法ノ職務執行ノ際之レニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル行為ハ
少クトモ本罪ヲ構成セス、或ハ公務員ノ錯誤ニヨリ例ハ準現行
犯人ニ非サル物ヲ準現行犯人ト認ムル如キ事實ノ誤認ナリトモハ
違法ノ職務執行タルヲ失ハスト論スル學說及ヒ判決例アリ（三十
五年一頁、三十九頁、三十六年九二七頁）此ノ種ノ場合ニ於テハ事實ノ
誤認ナルノ故ヲ以テ違法ノ職務執行ニ表スルニアラス、單ニ公務
員ノ一應ノ嫌疑又ハ事實認定ニヨリテ當然違法ノ職務執行タルヘ
ク業務執行ノ當否ニ付キ何等ノ錯誤アリトイフコトヲ得サル場合
ニ屬ス。

(四) 何人ヲ問ハズ錯誤ニヨリ違法ト鬼料シタル公務員ノ客觀的違法
ノ職務執行ノ際之レニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル行為ハ一應
本罪ノ客觀的罪態（構成要件）ヲ充足スルモノトス。但シ本罪ハ
構成スルニ付テ更ニ違法ノ職務執行ノ際ナルコトヲ認識スルコト
ヲ要スヘキヲ以テ上述ノ場合ハ其ノ錯誤ヲ法律ノ錯誤ナルトキハ

本罪成立ニ、若シ事實ノ錯誤ナルトキハ結局犯意ナキニヨリ本罪
ヲ構成セス。

(註五) 公務員ノ本屬長官ノ命令ハニ者間ニ絕對ノ命令服従ヲ保キ存在ス
ル場合ニ限リ其ノ公務員ノ外觀上ノ違法ノ職務執行ヲ違法ノ職務執
行トナスモノトナス。之レ本屬長官ニ對シ絕對服従ヲ保ニアル公務
員ノ職務ノ範圍ハ應スルニ法律命令ニヨルノ外尙絕對ノ命令ヲ保テ
有スル本屬長官ノ命令ヲ以テ定ムルヲ以テナリ。絕對ノ命令服従ヲ
保テ有スル公務員トハ例ハ軍人、警察官吏、監獄官吏、船吏ヲ云
フ。

(註六) 旧刑法ハ此ノ罪ニ付キ暴行強迫ヲ以テ其ノ官吏ニ抗拒シタルモノ
ハ本々ト規定シ刑法ニ於テハ之レニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル
モノハ本々ト規定ス。故ニ新旧刑法ニ者共ニ其ノ罪ヲ公務執行ヲ防
害スル罪種ニ屬セシムルニ拘ハラズ。辭狀上大ナル差異ヲ生スルヲ
免レス。例ハ旧刑法ニアリテハ抗拒ニル犯意アルコトヲ要シ、刑

法ニアリテハ然ラス。故ニ私怨ニヨリ暴行脅迫ヲルル行為ヲ包含
 スルト否トノ區別ヲ生シ、又旧刑法ニアリテハ抗拒シ得ヘキ程度ノ暴
 行脅迫ナルコトヲ必要トシ、從テ名譽ノ脅迫ノ如キハ所謂脅迫中ニ
 包含セスト虽モ刑法ニアリテハ凡ヘテ一般ニ暴行又ハ脅迫ト云ヒ得
 ヘキモノヲ以テ足レリトス。從テ國交ニ干スル罪ニ付キ述ヘタル凡
 テノ暴行及ヒ脅迫ヲ包含スルモノト解スヘシ。如斯此ノ罪ノ成文
 上新旧両法間ニ大ナル差異アルヲ以テ民法ニ干スル學說及ヒ判例ヲ
 立論ノ資料トスルニ付キテ極メテ慎重ナル注意アルコトヲ要ス。

(註七)

具體的管轄權ノ存在スル場合トハ特殊ノ職務執行ヲナスヘキ抽象
 的管轄權ヲ有スルモノカ其ノ特殊ノ職務執行中ノ箇々ノ職務執行ヲ
 ナスヘキ制限ヲ去フ。故ニ東京地方裁判所檢察官常ニ在所ノ車物及
 地方ノ管轄ニ屬スル事件ニ付キ具體的管轄的ノ有スルモノニアラス
 シテ内定シタル事件ノ分配法依令ヘハ警察官所管ノ受附順序其他ニ
 ヨリ又ハ換筆正ノ特別命令ニヨリテ具體的管轄權ヲ有スルニ至ルモ

ノトス。法定形式トハ例ヘハ内規ニ準據シタル拘引狀拘留狀ノ形式
 原則トシテハ家宅搜索ハ日出後日没前ニ之レヲナスヘキ旨ノ形式執
 行官吏カ職務執行ヲナスニハ其ノ官吏タル證據ヲ携帯スヘキ旨ノ形
 式ヲ去フ。

(二) 公務員ヲシテ或処分ヲナサシメ若クハナサザラシムル目的又ハ
 其ノ職ヲ辞セシムル目的ヲ以テ暴行脅迫ヲ加ヘタル罪(九五―五
)―(目的特定罪) 處分トハ行政法上裁判ニ付スル諾或ハ裁判ト
 狹義ノ處分トヲ包含スル諾ナリト虽モ公務員ハ行政官吏ノミニ非
 ラサレテ以テ此ノ罪ニ付テハ広ク管掌ニカ、ル公務員意味ニ解スヘ
 シ。

(註八) 所謂アル所分トハ公務員ノ適法ニナシ得ヘキ所分ヲイフ。故ニ公
 務員ノ職務以外ノ処分ヲナサシムル目的ハ全時ニ職務ニ屬スル処
 分ヲナサシムル目的ニアラザル限リハ本罪ヲ成立セシムヘキ目的ニ
 アラス。而シテ所謂処分ハ執行ノミニ限定スヘカラサルコト勿論ナ

り。故ニ此ノ罪ハ執行官吏以外ノ官吏ニ付シテモ又執行以外ノ職務
取扱ニ干シテモ之ヲ豫惣シ得ヘシ。

第二、公務員ノ施シタル差押票ヲ無効タラシメタル罪(九六)

差押票ニ封印其ノ他ノ方法ニヨリテ之レヲナシ票本ノ損壞差押物又ハ差
押物在中物品ノ使用若クハ處分ノ如キハ差押票ヲ無効タラシムル所以ナ
リ。本罪ノ刑ハ二年以下ノ懲役又ハ^{百圓}三^圓以下ノ罰金トス。

(註九) 差押トハ公ノ力ニヨリテ特定者ノ物ノ事實上ノ支配ヲ停止スルノ
處分ヲ云ヒ差押ハ訴訟法上警察行政法上財務行政法上又ハ強制執行
法上之レヲナスコトヲ得ヘシ。又動産又ハ不動産ニ干シテ之レヲナ
スコトヲ得ヘシ又ハ封印即チ差押事實ヲ表示シ得ヘキ印影又ハ其ノ
他ノ表示ニヨリテ之レヲナスコトヲ得ヘシ。

(註十) 差押票不^レ適法ノ職務執行ノ結果施サレタルモノナルヘキコト言
フ俟タス。而シテ適法ノ職務執行ノ結果施サレタル差押ノ票不^レナリ
ヤ否ヤ決定スルニ付キテハ適法ノ職務執行ニ付キテ上述シタル所ヲ

参照スヘシ。

(註十一) 差押票不^レ無効タラシムルハ詭トシテハ無意味ナレトモ寧スルニ
差押ノ主意ヲ無効タラシムト鮮然スヘシ。故ニ^ニ嚴^ニシ^ニ差押ノ票不^レア
ルハ力率又ハ標上ニ封印ヲ押シタル馬ニ乗用スル行為。戸前ニ封印
アル倉庫ノ窓ヨリ出入シ又ハ引出ニ封印シタル^ニ筆筒ノ表面ヲ損壞シ
テ在中物品ヲ使用又ハ処分スル行為ノ如キハ差押票不^レ無効タラシ
ムルモノトス。

第六章 逃走罪

本章ニ於テハ逃去罪ノ外尚被拘禁者奪取ノ罪、被拘禁者逃走幫助罪等ヲ規定スルヲ以テ逃走ノ罪ト題スルヨリハ寧ロ逃走ニ干スル罪ト題スルヲ可トス。

第一 逃走ノ罪及ヒ其ノ未遂罪

自由ヲ得ントスルハ人類ノ天性ナリ。故ニ自由ヲ失ヒタルモノカ之レヲ恢復セントスル目的ヲ以テ逃走スル行為、如キハ之レヲ罪トナササルヲ可トスル見解アリ。欧州ノ立法ハ概ネ此ノ見解ヲ是認シ逃走ノ行為ヲ單純ナル逃走ト復雜逃走即チ暴行又ハ合全カト區別シテ單純逃走ハ之レヲ罪トセス。我カ刑法ハ逃走ハ凡ヘテ之レヲ罪トス。復雜逃走ヲ以テ情状重キ逃走罪トナサレタリ。逃走罪ノ主体ハ囚人又ハ拘引狀執行ヲウケタルモノナリ。囚人トハ法令ニヨリ監獄ニ拘禁セラレタルモノハ勿論拘留狀又ハ逮捕狀ノ執行ヲウケタルモノヲ包含ス。而シテ死刑ノ確定判決ヲウケタルモノ、懲

役囚、禁錮囚、拘留囚、禁役場留置者ハ之レヲ未決ノ囚人トナシ拘留狀又ハ逮捕狀ノ執行ヲウケタルモノハ未決獄持ニ代用監獄タル警察官署所屬ノ留置場ニ入監セサル場合ニ於テモ之レヲ未決ノ囚人トス。尚ホ拘引狀執行ヲ受ケタルモノモ又監獄ニ入獄セサルコトヲ必要トセス。

監獄法執行規則第一條一項ニヨレハ逃亡、犯罪人引渡條例ニヨリ拘禁スルハキモリハ之レヲ拘留監ニ拘禁スヘク、外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ干スル援助法第七條ニヨレハ逮捕シタル艦船乗組員ハ領事館ノ請求ニヨリ之レヲ監獄ニ留置スルハキモノニシテ法令ニ依ル被拘禁者ナルコト勿論ナリト雖モ囚人ナリト云フコトヲ得ス。

(註一) 已決囚人トハ寧ニ刑ノ宣告ヲウケタルモノヲ云フヤ、又ハ六ク刑事裁判ノ結果拘禁セラレハキマヲ云フヤニ付テハ爭ヒアリ。而シテ此ノ論爭ノ実益ハ勞役上留置者ノ逃走ヲ罪トスル又ハ罪トナサル、ヤニ付テ存在スルモノトス。蓋シ勞役場、留置処分ハ刑ニ非ラサルヲ以テ若シ已決囚人ヲ寧ニ刑ノ言渡ヲ受ケタルモノニ限定セルモノト

セハ勞役場ヨリ逃走シタル留置者ヲ此ノ罪ノ犯人ト論スル能ハサル
ハ勿論ナリ。余カ勞役上留置者ヲ已決ノ囚人ト断定スル要矣ハ各々
次ノ如シ。

(1) 勞役場ハ監獄法第八條第一項ニヨリ之レヲ監獄ニ附設セラレ概
本監獄内ノ一区域又ハ獄舎ノ一部ニ勞役場ヲ設クルヲ以テ立法論
上監獄内ニアル勞役場ヨリ逃走ヲ罪トセサルヘカラサルニ拘ハラ
ス若シ上述ノ如キ断定ヲ採用セサレハ他ニ之レヲ罪トナスヘキ特
別ノ罪狀ナキヲ以テ立法論者カ刑法執行尙現時ニ至ル迄此ノ重大
ナル欠致ヲ特別立法ニヨリ補正セサル理由ナシ。

(2) 獨乙刑法上ノ *gefangenen* 中ニハ勞役場ニ拘禁セラルルモ
ノヲ包含ス。

(3) 勞役場留置者ト雖モ獄監法第二ニ條ニヨリ解放セラレタル場合
ニ於テハ全條ノ明文ニヨリ逃走ノ罪ニヨリ處断セラルルコト疑ヒ
ナシ。

(註一) 陸軍軍法會議又ハ海軍軍法會議領事裁判所ニ於ケル已決未決ノ囚
人ヲモ包含ス。

(註二) 囚人又ハ拘引狀ノ執行ヲ受ケタルモノナリヤ否ヤハ之レヲ莫ノ形
式ニ依リテ決定スヘク、莫ノ莫負ノ如何ヲ區別スルノ必要ナシ。然
レトモ二十八年旧刑法ノ解釈ニシテ次ノ如キ判決例アリ。

(1) 目法官試補ハ地方裁判所檢事代理ヲナス权限ナシ。故ニ地方裁判
所檢事代理資格ヲ以テ裁シタル拘留狀ハ無効ナリ。故ニ此ノ種ノ拘
留狀執行ヲウケタルモノハ逃走ヲナスモ囚徒逃走罪ヲ構成セス。

(2) 甲裁判所ノ發シタル拘引狀ヲ以テ乙裁判所ニ傳遞スル效カナキヲ
以テ傳遞ノ途中逃走スルモ囚徒逃走罪ヲ構成セス(二十八年判決録
三十四頁)。

逃走トハ他ノ勢力ノ支配スル場所ヨリ退去スル作用ヲ云ヒ特ニ本罪ニ付
テ云ハハ拘禁力即チ監視力ノ及フ区域外ニ脱出スル行為ヲ云フ。而シテ所
謂監視力ノ及フ区域如何ハ結果事實問題トシテ決定スルノ外ナシト雖モ監

獄ノ構内ナルト構外ナルトニ拘泥スルコトヲ得サルハ外役囚又ハ護送中ニ
囚人ニ付キ逃走ヲ豫想スルコトヲ得ルニヨリテ明白ナリ。

(註四)

逃走ノ已遂未遂ヲ區別スル標準ニ付テハ學者間ニ異説アリ。或ハ
監獄ノ構内ニアリテハ外壁ヲ踰越シタリト否トニヨリ監獄構外ニア
リテハ追跡スルト否トニヨリテ逃去ノ已遂未遂ヲ決定セントスル學
者ナキニアラス。乍然監獄構内ニ於テ數日間監視力ノ及ハサル区域
ニ竊匿セル場合、監獄構内ニ脱出シタルトキト雖モ監視力尙未繼續
シ敷町間ニ追跡シタル后ニ逮捕セラレ監視力ノ及フ区域外ニ脱出ス
ルコトヲ得サル場合ヲ考フルコトヲ得ヘシ。余ハ監視力ノ及フ区域
外ニ脱出シタル時期ニ於テ逃走カ已遂ナリト去フ外ニ適當ナル標準
ヲ發見シ難キモノト信ス。

(一) 囚人又ハ拘引狀ノ執行ヲウケタルモノカ拘禁狀又ハ械具ヲ損壞
シ暴行若クハ脅迫ヲナンヌ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタル罪(九
八)。

械具トハ單ニ械具ノミナラス、凡ヘテ間接防護ノ用ニ供セラル、
器物ヲ去フト虽モ其ノ範圍ニ付テハ異説アルヲ免レス。本罪ノ刑ハ
三月以上五年以下ノ懲役トス。

(二) 囚人逃走シタル罪(九七)

本罪ノ刑ハ一年以下ノ懲役トス。監獄法第二ニ條ニヨレハ天災
地変ニ際シ監獄圍内ニ於テ避難ノ途ナシト認ムル場合在監者ヲ他
所ニ護送スル暇ナキ時ハ一時之レヲ解放スルコトヲ得、而シテ被
解放者ハ監獄又ハ警察官署ニ出頭スヘキモノトス。被解放者ノ
出頭スヘキ特別ノ勤務アリ。故ニ被解放者カ此ノ特別ナル義務ニ
違背シ、換言スレハ遠法ニ出頭セサル時ハ逃走ノ作爲ト令視スヘ
キモノナリト雖モ或ハ一般ニ不作爲ニヨリ作爲罪ヲ犯スコトヲ得
スト論スルモノナキヲ俾セス。或ハ被解放者ノ不出頭ハ逃走ノ罪
ヲ成立セシムヘキ不作爲ニ非ラスト論スルモノアルヲ以テ監獄法
第二ニ條ニ項末段ニ特別規定ヲ設テ被解放者カ二十四時間内ニ監

獄又ハ警察官署ニ出頭セサル時ハ刑法第九十七條ニヨリ囚人逃走
シタル罪トシテ論スヘキ旨ヲ明定セリ。

第二、被拘禁者ヲ奪取シタル罪及ヒ其ノ未遂罪(九九)

被拘禁者トハ法令ニヨリ拘禁セラルルモノヲ云フ。上述ノ囚人ハ勿論拘
引狀ノ執行ヲ受ケタルモノ民法ニヨリ懲戒場ニ入セラレタルモノ(八八ニ
條)感化法ニヨリ感化院ニ入院セルモノ(民法五條)行政執行法ニヨリ檢
束セラレタルモノ(行政執行法一條)精神病者看護法ニヨリ監置セラレタ
ルモノ(民法三三六條)其ノ他ノモノヲ包含ス。被拘禁者ノ奪取トハ暴行
又ハ現在ノ脅迫ニヨリ被拘禁者自己ノ勢力ハ移ス作用ヲ云ヒ被拘禁者ニ
逃走ノ意思アリト否トニ区别セスト虽モ單ニ監視カ外ニ移ス行為特ニ逃走
ノ幫助ノ行為ヲ以テ足レキトセス。本罪ノ刑ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ
処ス。

(註五) 傳染病豫防法ニヨレハ當該吏員ニ於テ傳染病豫防上必要ト認めル
トキハ傳染病患者ヲ傳染病院又ハ隔離病舎ニ入ラシムヘシト規定シ

(七條) 省不當該吏員ニ於テ必要ナリト認めル時ハ一定ノ日時間傳
染病者アリタル故其ノ他傳染病者ニ汚濁ノ疑アル家ノ交通ヲ遮断シ
又ハ病毒感染ノ疑アルモノヲ隔離場其ノ他適當ナル場所ニ隔離スト
規定ス(八) 併シ乍ラ此ノ種ノ場合ニ於ケル傳染病患者又ハ交通遮
断セラレ又ハ融齋セラレタルモノハ法令ニヨリ拘禁セラルルモノト
ハ云フヲ得サルヘシ。

(註六) 奪取ノ何タルヤニ付テハニ様ノ方面ニ於テ異説アリ。或ハ奪取ノ
手段ハ必スシモ暴行又ハ現在ノ脅迫ナルコトヲ要セスト云フモノアリ。
我カ國ニ於テハ多數ナルカ如シ。然レトモ本條ハ旧刑法ニ所謂
囚徒ヲ劫奪シタルモノハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ云々、若
シ重罪ノ刑ニ処セラレタル囚徒ニカ、ル時ハ輕懲役トス(旧法一七
六)ニ該當スルモノニ刑法改正ノ干係者類ニヨルモ別ニ主意ヲ變更
シタリト認めヘキ根拠ナシト。而シテ旧刑法上ノ囚徒ノ劫奪ハ仙大
草案ニヨレハ明ニ暴行脅迫ヲナシテ監守又ハ護送ノ任務ニアルモノ

ヨリ囚人ヲ劫奪スル作用ヲ去フ（仙文一七七）或ハ奪取トハ他ノ勢
力内ヨリ奪出セシムルヲ以テ足レリトシ必スシテ自己ノ勢力内ニ移
スコトヲ要セスト女ノアリ、然レトモ此ノ見解ハロハニ奪取又取ノ
觀念ニ適應セサルノミナラス後述ノ被拘禁者ヲ逃亡セシムル目的ヲ
以テ暴行又ハ脅迫ヲナシタル罪ヲ全然無意味ナラシムルノ結果ヲ生
スヘシ。

第三

被拘禁者ヲ逃亡セシムル目的ヲ以テ其逃走ヲ容易ナラシムヘキ行
爲ヲナシタル罪及ヒ其ノ未遂罪（一〇〇一）目的特定罪

刑法ハ逃走ヲ容易ナラシムヘキ行為ニ付キ審員ノミヲ例示セルモ全テ逃
走ニ便利ナル作為及ヒ不作爲ヲ包含スルコト勿論ナリ。此ノ罪ノ刑ハ三年
以下ノ懲役トス。

（註七）

此ノ罪ノ重責ハ被拘禁者ノ逃走幫助ヲ罪トスルコトニアリ。然シ
テ幫助ハ被拘禁者ニ逃走ノ意思アル場合ニ於テ、ニ豫想シ得ヘシト
虽モ本條ノ成立ノ鮮鋭論トシテ被拘禁者ニ逃走ノ意思ナキ場合ニ於テ

之レヲ逃走セシムル目的ヲ以テ其ノ逃走ヲ容易ニスヘキ行為ヲ包
含スト云ハサルヲ得ス

第四 被拘禁者ヲ逃亡セシムル目的ヲ以テ暴行脅迫ヲナシタル罪及ヒ其
未遂罪（一〇〇二）目的特定罪

此ノ罪ニハ被拘禁者ニ於テ逃走ノ意思ナキ場合ニモ包含スルヲ以テ前述
ノ被拘禁者奪取ノ未遂ノ如キモ概テコノ罪ノ適用ヲウケヘキモノノ如シ本
罪ノ刑ハ三月以上五年以下ノ懲役トス。

第五 看守者又ハ護送者ヲ被拘禁者ヲ逃走セシメタル罪及ヒ其ノ未遂罪

此ノ罪ハ被拘禁者ニ對スル逃走ノ教唆又ハ幫助ヲ包含ス。而シテ看守者
又ハ護送者ハ此ニ被拘禁者ヲ逃走セシメサルヘキ特別ノ義務ヲ有スルヲ以
テ單純ナル不作爲ノ動作ニヨルモ此ノ罪ヲ成立スヘシ。

本罪ノ刑ハ一年以上十年以下ノ懲役トシ看守者又ハ護送者ヲ公務員ナル
限リハ帝國外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テモ之ヲ罪トス（刑四）
（註八）帝國公務員タル看守者又ハ護送者ヲ帝國外ニ於テ帝國ノ法令ニヨ

拘禁せらるゝモノヲ逃走セシムル場合ハ單ニ逃亡犯罪人ノ引渡ヲ
受ケタル場合又ハ帝國ニ於テ領事裁判ヲ特許有スル土地ニ干スル
場合ニ於テ之レヲ豫想スルコトヲ得ハシ。

註九 本罪ハ被拘禁者ヲ看守又ハ護送スルモノニ於テ之レヲ逃走セシ
ントスル行為ヲナシタルニ拘ハラヌ逃走スルニ至ラサル時ニ於テ未
遂犯ナリ (一〇一) 未遂犯ノ適用ヲナスニ付テハ必スモ被拘禁者
ニ於テ逃走ニ着手シタルニ拘ハラヌ逃走スルニ至ラサルコトハ必要
トス。故ニ看守者又ハ護送者カ逃走セシムル目的ヲ以テ逃走ヲ容易
ナラシムヘキ行為ヲナシ又ハ他ノ看守者又ハ護送者ニ對シ暴行脅迫
ヲナシタル場合ニ於テ被拘禁者カ逃走スルニ至ラザリシ時ト雖モ尚
此ノ罪ノ未遂犯トシテ處斷スヘク刑法百條ノ適用ヲナスモノニ非ラ
ス。

第七章

犯人藏匿及ヒ証憑湮滅ノ罪

本章ノ罪即チ犯人藏匿及ヒ証憑湮滅(第一〇三條)第一〇五條ノ罪ハ
後述ノ藏物ニ干スル罪ト共ニ所謂事後從犯又ハ在護罪ト稱スル罪種ニ屬ス。
但シ所謂從犯ト異リ主犯ニ對シテハ、罪成立セザル場合ニ於テモ、尚ホ此
ノ種ノ罪ハ成立ス。

第一節 犯人藏匿ノ罪(第一〇三條)

本章ハ死刑、懲役、禁錮又ハ罰金ノ刑ヲ犯シタル者、
又ハ逃走中被拘禁者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシメタル行為ニ干ス、但シ行為者
カ犯人、又ハ逃走中ノモノト親族ノモノニシテ、莫ク利益ノ夕メニ犯シタ
ルトキハ本罪ハ成立セス(刑第一〇三條乃至第一〇五條)而シテ藏匿トハ
自己ノ勢力内ニ居留セシムル作用ヲ云ヒ、隠避セシムトハ他人ノ勢力外ニ
退去セシムル作用ヲ云フト屬セ、二者間ニ確然タル區別ヲ認メガタキモノ
ナシ。

如シ。

本罪ノ刑ハ二年以下ノ懲役、又ハ二百円以下ノ罰金トス。

(註一) 死刑、懲役、禁錮又ハ罰金ニ當ル罪ヲ犯シタルモノトハ即チ、現
 實ニ之等ノ刑ニ當ル罪ヲ犯シタルモノヲ云ヒ、臆説アリト云モ凡ハ
 之等ノ罪ニ當ル罪ヲ犯シタルト嫌疑ヲウクルモノヲ包含セス。
 而シテ此等ノ刑ニ當ル罪ヲ犯シタルモノカ、有罪ノ確定判決ヲウク
 ルコトカ本罪ノ處罰條件ニテラス。故ニ此ノ罪ニ付テノ審判ヲナス
 裁判所ニ於テ、苟モ犯人ハ罰金以上ノ刑ニ當ル罪ヲ犯シタルモノナ
 リト認定スルヲ以テ足レトシ、犯人ハ別ニ罰金以上ノ刑ニ當ル罪
 ヲ犯シタルモノニハアラストノ確定判決ヲウクルコトヲ妨ケス。
 逃走中ノ被拘禁者中ニハ、一旦拘禁セラレタル後、逃走中ノモノ
 ナリトスレハ、拘留料料ニ當ル罪ヲ犯シタルモノハ勿論凡ハテ刑事
 被告人役場留置者、其ノ他ヲモ包含スルモノナリ。

(註二) 藏匿トハ似文章案ニヨレハ、隠匿ノ場所ヲ消滅スルコトヲ云ヒ。

隠避セシムトハ似文章案ニヨレハ、退去ヲ便利ニスルコトヲ云フ。

(註三) 犯人又ハ逃走者ノ親族ト虽モ、犯人又ハ逃走者ノ不利益ノタメニ
 犯シタル時ハ、本罪ハ成立セス。犯人又ハ逃走者ノ不利益ノタメニ
 此ノ罪ヲ犯スコトハ稀有ナルヘシト虽モ、例ハ其ノ發見ヲ遅滞セ
 シメ、其ノ刑責ヲ重クセシメントノ目的ニ出テ、本罪ヲ犯シタルコ
 トヲ豫想シ得ヘシ。

(註四) 本罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ、犯人又ハ逃走者ノ利益ノ
 タメニ犯シタルトキハ、之レヲ罪トセス、即チ罪成立セサルヲ以テ
 刑ヲ免除ストスル場合ト、嚴重ニ區別スルコトヲ要ス。

(註五) 例ハ懲役ニ當ル罪ヲ犯シタルモノカ、他人ガ教唆又ハ幫助シテ
 自己ヲ藏匿シ又ハ隠避セシノタル場合ノ處分如何。
 蓋シ懲役ニ當ル罪ヲ犯シタルモノカ、自ラ其ノ踪跡ヲ隠マシタルトキハ
 刑法上之レヲ罪トセス。而シテ自己ニテナスヲ得ヘキ行為ハ、他人ヲシテ
 之レヲナサシムルモ、罪トナルヘキノ理由ナシト見地ヨリ、此ノ問題ニ

討シテハ罪説ヲ主張スルモノアリ。然レトモ本問ノ重要ハ要スルニ、教唆
犯又ハ幫助犯ハ独立ノ罪ナルカ、又ハ他人即チ正犯人又ハ行為者ノ罪ニ對
スル附屬的ノ罪ナリヤニアリト信ス、若シ教唆ニ犯又ハ幫助犯ニシテ独立
ノ罪ナリトセハ、教唆又ハ幫助ノ動作ト、被教唆者ノ生セシメタル結果ト
ノ間ニ、直接、因果干係ヲ認メ得ヘキヲ以テ、他人ヲ教唆又ハ幫助シテ自
己ヲ藏匿又ハ隠避セシメタル場合ニ於テモ、又自ラノ踪跡ヲ晦マシタル場
合ト同視スルコトヲ得ヘク、從テ莫ノ教唆行為ハ罪トナラヌトイフコトヲ
得ヘシト虽モ、若シ教唆者犯又ハ幫助犯ニシテ、他人ノ罪ニ附隨スル罪ナ
リトスレハ、教唆セラレタルモノノ動作又ハ被幫助者ノ動作ヲ生セシメタ
ル結果トノ間、及ヒ教唆者又ハ幫助者ノ動作ト、教唆又ハ幫助ノ結果トノ
間ニ、因果干係ヲ認メ得ルニ止マリ。法律上ノ教唆又ハ幫助ノ動作ト、被
教唆者又ハ被幫助者ノ生セシメタル結果トノ間ニ直接ノ因果關係ヲ認ムル
コトヲ得サルヲ以テ、從テ他人ヲ教唆又ハ幫助シテ自己ヲ藏匿シ、又ハ隠
避セシメタル場合ニ於テモ、自ラ莫ノ踪跡ヲ晦マシタル場合ト同視スルコ

トヲ得ス、却テ他人ハ犯人ヲ藏匿又ハ隠避セシメタルモノトシテ、罪跡ヲ
蔽フト共ニ、所謂自己ハ他人ノ犯シタル犯人藏匿ノ罪ヲ教唆又ハ幫助シタ
ルモノトシテ罪跡ヲ負擔スヘキ理ナリ。

共犯ノ性質如何ハ之レヲ刑法總論ノ研究ニ讓リ、今之レヲ再說セスト虽
モ、余ハ通説ニ從ヒ、少クトモ教唆犯及幫助犯ハ他人ノ罪ニ附屬的ノ性
質ヲ有スルナリトスルヲ以テ、理論上後述ノ方ノ理論ニ從ヒ、本問役ニ
所セラレタルモノノ行為ヲ犯人藏匿ノ罪ト、教唆又ハ幫助トシテ有罪ナリ
ト斷定セサルヲ得ス、或ル人古ノ例ハ自己ノ所有物ハ、任意ニ之レヲ處
分スルコトヲ得ヘク、故ニ他人ヲ教唆又ハ幫助シテ自己ノ所有物ヲ取去セ
シムルモ盜罪成立セス、自ラ踪跡ヲ晦マシタル場合ニ於テ、罪トナラサル
モノトセハ、他人ヲ教唆又ハ幫助シテ自己ヲ藏匿シ又ハ隠避セシメタリト
スルモ、罪トナルヘキ理由ナシト、然レトモ財産權ハ拋棄シ得ヘキ權利ナ
ルヲ以テ他人ヲ教唆又ハ幫助シテ自己ノ財産權ヲ侵害セシムル行為カ罪ト
ナラサルコトハ勿論ナリト虽モ、刑ノ言渡ヲウケタルモノカ自ラ莫ノ踪跡

ヲ晦マスハ、其ノ私利ニツキサルヲ以テ財産権ニ付スル侵害ト同一ニ論定
スルコトヲ得ス、況ンマ財産権ト雖モ、他人ノ占有ニ屬シ、又ハ公務所ノ
命ニヨリ、他人ノ看守シタルモノハ其ノ占有者ト雖モ、任意ニ之レヲ処分
スルコトヲ得サルヲ以テ、從テ他人ヲ教唆又ハ幫助シ取去セシムルトキハ、
盜罪ノ教唆犯又ハ幫助犯ハ成立スルハ疑ヒナキニ於テヲヤ、或ハ去テ自殺
ノ行爲ハ罪トナラス、故ニ他人ヲ教唆シテ自己ヲ殺害セシメントシタルモ
ノモ亦無罪ニアラスヤト。

刑法ノ精神ハ自殺未遂罪ニ罰セサル主意ナリト論定シ得ヘキヲ以テ、稍
通説ナル反對論ナルコトヲ否定シ難シ、然レトモ現時ニ於テモ英國法ハ未
殺未遂行爲ヲ所罰スルヲ以テ、理論上己ムヲ得ストスレハ、我カ刑法ノ精
神ハ犯人ヲ教唆シテ、自己ヲ殺害セシメントシタルモノヲモ、所罰スルノ
主意ナリト去テコトヲ得サルニアラス、或ハ去テ自己ヲ傷害スル行爲ハ罪
トナラス、故ニ他人ヲ教唆シテ自己ヲ傷害セシノタル行爲モ亦無罪トナル
ニアラスヤト、然レトモ此ノ問題ハ他人ヲ教唆シテ、自己ヲ傷害セシメン

トシタル行爲ノ責任ト、企ニ論定スルコトヲ得スヘシ。或ハ去テ本罪ハ
犯人又ハ逃走者ノ親族カ、犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲メニ犯シタル時ハ罪
トナラス、親族スレバ尙ホ且ツ然リ、況ンマ犯人又ハ逃走者自身ニ教唆
犯、又ハ幫助犯ヲ犯シタル場合ニ於テオヤ。

親族カ情誼上本罪ヲ犯ス場合ト、犯人又ハ逃走者自身カ本罪ヲ教唆又ハ
幫助スル場合トニ、多少ノ差異アリト、強弁ナシ得サルニアラスト雖モ、
畢竟曲論ニ過キスミテ此ノ論矣ニ根據スル反對論ハ遂ニ之レヲ防禦スル余
地ナキ感アラシム、要約スレハ余ハ一面ヨリ立論スレハ本問ノ行爲者ヲ犯
人藏匿罪ノ教唆者、又ハ幫助者トシテ有罪トセサルヲ得スト信シ、他ノ
一方ヨリ立論スレハ無罪ナリト斷言セサルヲ得ストシ、刑法上特別明文ヲ
オキ、其ノ有罪無罪ヲ明示セザリシコトヲ重大ナル欠点ノ一ナリト言ハサ
ルヲ得ス、墮胎罪ニ付テモ企ニ疑問ヲ生ニ得ヘキニカ、ハラス、刑法ハ
墮胎ノ婦女カ藥物ヲ用ヒ、又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ胎體シタルトキハ、之
レヲ罪スト去テ明文アルヲ以テ、懷胎ノ婦女他人ヲ教唆シテ、墮胎セシ

トタル場合モ有罪アルコトハ少シモ疑ヒナシ。後述スヘキ証憑湮滅ノ罪ニ付キテモ、全一疑問ヲ生スルニ拘ハラズ。明治四十五年一月ノ大審院判決例ニ於テハ、刑法第一〇四條ノ罪ハ、他人ノ刑事被告事件ニキスル証憑ヲ湮滅シ、又ハ偽造変造シ、若クハ偽造変造ノ証憑ヲ使用スルニヨリテ成立スルモノナレハ、苟モ他人ノ刑事被告事件ニ干シ、此等ノ行為ヲナシタル以上ハ、タトヒ刑事被告人ノ教唆ニヨリ、被告人ノタメニ之レヲ爲シタル場合トモ尙全條ノ罪ヲ構成スヘク、從テ之レヲ教唆シタル刑事被告人ハ該罪ノ教唆者トシテ論スヘシト判示シタリ（四十五年判決録六頁）

(註六) 独ニ刑法ニ於テ所謂犯人截匿及ヒ証憑湮滅ノ罪、及ヒ贓物ニ干スル罪ヲ犯罪庇護及ヒ隠私ノ罪ト懸シ、二十一章ニ規定シ何人ヲ問ハス。犯人ノ所罰ヲ免カレシメ、又其ノ重罪若クハ輕罪ノ利益ヲ保全スル目的ヲ以テ、情ヲ知リテ犯罪後正犯又ハ共犯ヲ庇護スル行為。(學者ヲ本罪ニシテ前段ノ目的ニ出テタルトキハ、之レヲ人的庇護ト云ヒ、後段ノ目的ニ出テタル時ハ、物的庇護ト云フ) 利益ノタメニ

一般ノ罪ニ干シテ上述ノ行為ヲナシタル行為(重キ庇護罪)ヲ庇護罪トナシ、自己ノ利益ノタメニ特定ノ財産罪ニ対シテ庇護罪ニ触ル、行為(學者ノ所謂人的隠私罪)及ヒ刑法ニ所謂贓物ニ干スル罪(學者ノ所謂物的隠私罪)ヲ隠私罪トナシ、我刑法ノ此等ノ罪ノ規定ト互ニ差異アルヲ以テ、独ニ學者ノ犯罪庇護罪及ヒ隠私罪ノ大体ノ説明ハ、我刑法上ノ説明トナスニ付キ、慎重ナル審理ヲナスコトヲ必要トス。

第二節 証憑湮滅ノ罪(第一〇三條)

此ノ罪ハ次ノ三種ノ行為ニ干シ、其ノ刑ハ二年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金トス、但シ被告人ノ親族ノ被告人ノ利益ノ爲メニ侵シタル場合ハ罪トナラス。

(一) 他人ノ刑事被告事件ニ干スル、物的證據方法ヲ湮滅シタル行為。

(二) 他人ノ刑事被告事件ニ干スル。物の証拠方法ヲ偽造、^本変造シタル行爲

(三) 他人ノ刑事被告事件ニ干シ、偽造変造ノ物的証拠方法ヲ使用シタル行爲。

刑法ハ証拠ト規定スト虽モ、其ノ証拠方法ヲ意味スルコト明白ナリ。而シテ証拠方法ハ之レヲ人的証拠方法及ビ物的証拠方法ニ區別シ得ルト虽モ被告人、証人、鑑定人ノ如キ人的証拠方法中、証人、鑑定人ニ付キテハ、別ニ偽証ノ罪ノ規定アリ。又被告人ニ付キテハ犯人藏匿ノ罪ノ規定アルヲ以テ、本罪ハ要スルニ單ニ的物方法即チ検証物又ハ文書ノシニ干スルモノト解釈スルコトヲ得ハシ。

他人ノ刑事被告事件ノ何タルヤニ付キテハ異説ナキニアラス。或ハ捜査ノ段階以上ニアル刑事被告事件ヲ云フモノトシ。或ハ凡ハテ刑事事件ニ干スト虽モ、其ノ事件カ捜査ノ段階以上ニ達スル事實ヲ以テ、所謂條件ナリトスルト虽モ、余ハ單純ニ凡ハテノ刑事事件ニ干スルモノト信ニス。故ニ

欠

欠

本罪ニ對スル刑ト全一ナルヲ以テ、若シ被告人ヲ藏匿シ又ハ隠避セ
シメタル行為ニシテ全時ニ犯人藏匿ノ罪及ヒ本罪ニ觸ル、モノト鮮
叙スヘキモノトセハ特ニ犯人藏匿罪ヲ規定スル必要ナカルヘク、又
偏証ノ罪ノ教唆犯ニ對スル刑ハ、後述ノ如ク三月以上十年以下ノ懲
役ニシテ常ニ此ノ罪ニ對スル刑ヨリ重キヲ以テ若シ公益ノ偏証ヲ教
唆スル行為ニシテ、全時ニ本罪ニ觸ルモノト鮮スヘキモノトスレ
ハ特ニ本罪ヲ規定スル必要ナカルヘシ。然レ此等ノ点ヨリ立法ノ主
意ヲ推斷スレハ本罪ニ所謂証憑ハ客口的証據方法ヲ包含セスト鮮
叙スルヲ可ナリトスルモノノ如シ。

四十四年判決例ハ刑第一〇七條ニ所謂証憑煙滅ニトハ証憑タルヘ
キ物件ヲ湮滅スルコトノ外ニ、証人又ハ参考人トシテ刑事被告事件
ノ証憑トナルヘキモノヲ隠匿スル場合ヲ包含スルモノト鮮スルハ、
公條ノ規定ニヨリ刑事被告事件ノ証憑ヲ保全セントスル立法ノ旨趣
ニ適合スルモノト云フヘキナリ（四十四年四四八頁）若シ此ノ点ニ

於テ如此解スルモノトスレハ、証人ニ對スル偽証教唆ニ付キテモ亦此ノ罪ノ適用ヲナササルヲ得サルヘシ。

(註三) 檢証物トハ凡テ性質ト証明ノ用ニ供スヘキ人及ヒ物ヲ云フ。而シテ所謂物トハ動産及ヒ不動産ヲ包含シ、又其ノ内容ニヨリ証明スヘキ場合ヲ除ク外、文書ヲモ包含ス。

(註四) 文書トハ文字ニヨリテ、形体ヲ附與シタル意思表示ヲ云ヒ、所謂文字トハ日本文字外國文字、其ノ他比較的広キ範圍ニ於テ、形体ヲ有スル意思表示ノ方法トシテ使用セラル、記号ヲ云フ。但シ其ノ詳細ノ説明ハ、之レヲ文書偽造ノ罪ノ題下ニ讓ル。湮滅トハ有形的又ハ無形的ニ物の証拠方法ノ存在ヲ失ハシムル作用ヲ云ヒ、偽造トハ使用ノ目的ヲ以テ物の証拠方法ヲ作成シタル作用ヲイヒ、變造トハ使用ノ目的ヲ以テ真正ノ物の証拠方法ニ人エヲ加フル作用ヲ云フ。使用トハ真正ノ物の証拠方法トシテ情ヲ知ラサル他人ニ交附スル作用ヲ云フ。而シテ湮滅偽造變造使用ハ被告人ニ利益ナルト、又ハ不

利益ナルトヲ區別スル必要ナシ。

(註五) 刑法ハ物ノ偽造變造ニ罪トスルニ付キテハ、常ニ使用又ハ行使ノ目的ヲ以テナル副詞ヲ附スルヲ常トスルニ係ハラヌ。此ノ罪ニ付テハ單ニ偽造變造シト云フヲ以テ或ハ使用ノ目的ニ出ツルコトヲ要セサルヤノ疑ヒナキ能ハス、然レトモ余ハ行使又ハ使用ノ目的ニ出ツルコトハ、偽造又ハ變造ノ本質ナリト信スルヲ以テ、從テ使用ノ目的ニ出テサル物の證據方法ノ偽造變造自体ハ、少クトモ此ノ罪ヲ構成セサルモノト信ス。

(註六) 使用ハ他人ニ交附スルヲ以テ已遂ナリ、故ニ一面ニ於テハ偽造、變造ノ証憑ヲ犯所ニ放置ストモ、他人カ之レヲ發見セサル以上ハ、使用ノ既遂ニ付ラス、然レトモ又一面ニ於テハ必スシモ警察官、裁判事、検事等ニ於テ之レヲ發見シテ差押ヲスルヲ必要トセス。

(註七) 他人ヲ教唆又ハ幫助シテ、自己ノ刑事被告事件ニ干スル証憑ヲ湮滅セシメタルモノノ處分如何。

犯人藏匿ノ罪ニ付キテノ註ノ五ヲ参照セヨ (判例三十五年八三頁
及ヒ(四十五年判決録六頁)

(註八) 旧刑法ニ于スル三十九年中ノ判決例ニヨレハ、刑法第一五二條ノ
罪ハ他人ノ罪ヲ免カレシメンカ爲メニ、罪証トナルヘキ物件ニシテ
藏物ニアラザルモノヲ、寄藏隠蔽シタル場合ニ成立スルモノトスト
云ヘリ (判決録三百五十六頁) 然レトモ藏物ハ概ネ証憑トナルヘキ
モノナルヲ以テ、贓物ノ收受其ノ他ヲナス意思及ヒ証憑達減ノ意思
ヲ有スルトキハ少クトモ現行刑法ニ於テ、第五十四條前段ニ所謂一
箇ノ行為ニシテ數何ノ罪名ニ触ル、場合ノ一ナルハシ。

第八章 騷擾ノ罪

本章ニ於テハ秋義ノ騷擾罪及ヒ多象ヲ聚合シテ、解散セサル罪ヲ規定ス
第一 騷擾罪(第一〇六條)

此ノ罪ハ多象々合シテ暴行又ハ脅迫ヲナシタル行為ニ付シテ其ノ象合ノ
目的若クハ動機ノ如何ヲ論セス、又有志ノ象合ナリト、偶然ノ象合ナリト
ヲ區別セス、而シテ内乱罪ニ付キテモ暴動モ、要スルニ多象象合シテ暴行
若クハ強迫ヲナシタル行為ニ外ナラストモ、其ノ區別ノ要矣ノ朝憲紊乱
ノ目的ノ有無及ヒ暴行若クハ脅迫ノ程度ノ大小ニアルモノ、如シ。

(註一) 内乱罪ハ朝憲紊乱ノ目的ヲ以テ、多象々合シテ暴行又ハ脅迫ヲナ
シタル行為ナリ、故ニ朝憲紊乱ノ目的ニ出テタル騷擾罪ハ、内乱罪
トノ干係上此ノ罪ヲ構成セサルコト勿論ナリ

(註二) 幾ヤノ人負ヲ多象ト云フヘキヤハ、諸般ノ事實ヲ調査シテ決定ス
ヘキ問題ナリ、此ノ罪ハ公ノ平和即チ靜謐ヲ害スル罪種ニ屬スヘキ

コト疑ヒナキヲ以テ、特定ノ人質、多数ト認め、キヤ否ヤヲ判定スル重責ハ、其ノ際其ノ人質ヲ及ヒ其ノ暴行又ハ脅迫ニヨリテ、公ノ平和ヲ害シタルモノト認め、キヤ否ヤニアルモノ、如シ、*Mendez* 人衆ノ意義ニ干シフランクハ、其ノ人数ヲ定ムルニ付キ長時間ヲ要スヘキ程度ノ人質ヲイフコトナシ。

ソイヤハ各個人ノ加入又ハ脱退ニヨリ、影響ヲウケサルニ至リタル程度ノ人質ヲナスト益ミ、共ニ明確ナル標準ナリトハ云フコトヲ得ス。

(註三) 象合トハ多数ノ群居スル状態ヲ云ヒ、必スシモ其ノ群居ノ動機カ透法ナリシニトテ必要トセス (四十三年判決録第六五七頁)

有局ニ之レテ群居セシノタルコトヲ必要トセス。又群居スル多数ノカ同一ノ目的ヲ有スルコトヲ必要トセス (四十五年判決録八一頁)

(註四) 暴行又ハ脅迫ノ意義ハ国六ニ干スル罪ニ付キ迷ハタルモノニ全シ而シテ暴行脅迫ハ必スシモ、国又ハ地方自治団体ニ対スルコトヲ必

要トセス。換言セハ一人ニ行スル場合ヲ豫想スルコトヲ得ヘシ。

(註五) 此ノ罪ノ成立ニハ多数ノ集合シテ、暴行又ハ脅迫ヲナス觀念アルコトヲ必要トス。故ニ集合シタル多数中ニアリテ暴行又ハ脅迫ヲナシタルモノト益モ、多数ト共ニ暴行又ハ脅迫ヲナス觀念ヲ有セサルトキハ、少クトモ本罪ハ成立セス。

(註六) 本罪ノ未遂ハ之レヲ罰セス、蓋シ衆ニ多数集合シテ解散セサル罪ヲ規定シタル結果ナルヘシ。

(註七) 本罪ニ付テノ暴行又ハ脅迫ノ行為カ、身体又ハ財産ニ対スル罪、其ノ他ノ罪名ニ触ルヘトキハ、刑法第五十四條一項ノ前段ノ適用アルコト勿論ニシテ、其ノ騷擾ニ必要ナリシ行為ナリト否トヲ區別スルコトヲ要セス。然レトモ内乱罪ニ必要ナル行為ナリトセハ、他ノ罪目ニ触ルヘモ、他ノ罪ノ騷擾的候発ヲ認メサルニ拘ハラズ。騷擾ノ罪ニ付キ常ニ反乱ノ論結ヲ採用スヘキモノトナス理由ハ稍々難解ナリ。

曰刑法第一三八條ニ於テ特ニ暴動ノ際、人ヲ傷殺シ又ハ家屋、船舶、倉庫等ヲ燒燬シタルトキハ、現ニ手ヲ下シ及ヒ火ヲ放ツモノヲ死刑ニ處シ、首魁及ヒ教唆者情ヲ知リテ制セサルモノモ亦合シト規定セリ、其ノ旨意ハ或ハ一面ニ於テハ列記以外ノ罪目ニ触ル、暴動ニ必要ナル行為ハ之レヲ兇徒聚衆罪トシテノニ処断セントスルニアルモノナルヘシ。

此ノ罪ノ刑ハ首魁ニ對シテハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮トシ、他ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタルモノニ對シテハ、六ヶ月以上七年以下ノ懲役ハ禁錮トシ附和隨行マラルモノニ對シテハ、五十年以下ノ罰金トス、而シテ本罪ニ干與シタルモノト雖モ前述ノ種類ニ屬セサルモノトスレバ、其ノ者ニ干シテハ科スヘキ刑ノナキ結果トシテ此ノ罪ハ成立セサルヘシ。

(註八) 事實ニ於テハ數人皆首魁ニシテ、前述ノ如キ部類ニ屬スルモノナキ場合アルヘシ。

(註九) 四十四年判決例ニヨレハ、所謂勢ヲ助ケル行為トハ、軍ニ聲援ノミナラス、共同ノ暴動ヲモ包含シ、要スルニ右ノ騷擾ヲ容易ナラシムル行為ヲ古クモトナシ、判決録二三九、又例ハ、騷擾ノ謀議ニ參與シタルモノト雖モ首魁ニアラサル限リハ騷擾罪ノ犯人ニアラストナシタリ(判決録一五五〇頁)

第二、暴行若シクハ脅迫ヲナス目的ヲ以テ多衆集合シ三回以上當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲウケテ、命令ヲウケテホ解散セサル罪

暴行又ハ脅迫ヲナス目的ヲ以テ、多衆集合シ三回以上當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲウケテ、解散セサル罪(一〇七目的特定罪)暴行又ハ強迫ヲナス目的ナキ限リハ、少ナクトモ此ノ種ノ罪科ハ成立セス。

又暴行若クハ脅迫ヲナス目的ヲ以テ、多衆カ集合シタル場合ニ於テモ、當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲウケルコト三回以下ニシテ、解散スルニ至リタルトキハ、上述ノ騷擾罪ノ未遂犯特ニ中止犯トシテ、而カモ未遂罪ノ罰條ナキ結果罪トナラス。

當該公務員トハ多數ノ衆合ヲ禁止シ得ヘキ行政警察官不収ヲ有スルモノナ
ルヘキヲ以テ、道廳長官、東京府知事ヲ除ク外ノ府縣知事、警視總監、
警務長、警視、警部、警部補、其ノ他特別ノ行政警察官有スルモノヲ
去フ。

(註十) 當該公務員ノ範圍ヲ定ムルニ付キ、有要ナル法令下ノ如シ

I 治安警察法(第八條一項)

II 行政警察規則

III 北海道官制、地方官々制、警視官々制

(註十一) 三箇以上解散ノ命令アリタル事実ヲ認知スルニアラサレハ、此
ノ罪ノ犯意アリト去フコトヲ得ス。故ニ客觀的ニ三箇以上解散ア
リタル場合ニ於テモ、犯人ノ主觀的ニ三箇以上解散命令アリタル
時ニアラサレハ、此ノ罪ニヨリ處斷スルコトヲ得ス。但シ認識ノ
原因ハ直接ノ聞知ナルト傳聞ナルトヲ区別スルノ要ナシ。
本罪ノ刑ハ首魁ニ對シテハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮トシ、其ノ他ノモノ

ニ對シテハ、五十圓以下ノ罰金トス。

第九章 放火及ヒ失火罪

本章ノ罪中火ヲ放テテ現ニ人ノ住所ニ使用シ、若クハ人ノ現在スル建造
物、汽車、電車、船舶、磁瓦ヲ燒燬シ、又、現ニ人ノ住居セス。若クハ人
ノ現在セサル建造物、船舶、磁瓦ニシテ他人ノ所有ニ係ルモノ、又ハ自己
ノ所有ニカ、ルト至モ差押ヲウケ、物収ヲ負擔シ償償シ、若クハ保險ニ對
シタルモノヲ燒去シタル罪、激発スヘキ物ヲ破裂セシメテ上述シタルモノ
ヲ損毀シタル罪、及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪ハ、帝国外ニ於テ犯サレタル場合
ニ於テモ、莫ノ犯人カ帝國臣民ナルトキ、又ハ外國人カ帝國臣民ニ對シ、
犯シタルトキハ之ヲ罪トナス(刑法第三條)

本章ノ罪ハ學者ノ所謂公共ノ危害 (gemeingefährlich) 罪ナリ

公共ノ危険トハ一部ノ民衆即チ不定多數者ニ對スル危険ヲ云ヒ、危險トハ
異説アリト雖モ、余ハ実害ヲモ生スル恐アリト信認スヘキ程度ニ於テ、因
果連絡カ已ニ進行ヲ始メ、又ハ正ニ對メントスル異常ノ状況ヲ云フモノト
解ス。刑法ハ本章ノ罪中其ノ二三ノ罪ニミコトシ、特ニ公共ノ危険ヲ生セ
サル時ハ、之レヲ罰セサル旨又ハ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル行為ハ罰
スル旨ヲ明定スルヲ以テ、其ノ他ノ罪ニ付キテハ或ハ實際上公共ノ危険ヲ
生セサル場合ニ於テモ、尚ホ之レヲ罪トナス旨意ニアラサルヤノ疑ヒナキ
能ハスト雖モ、此ノ種ノ罪ニ付キテハ常ニ公共ノ危険ヲ生スヘク、絕對ニ
公夫ノ危険ヲ生セサル場合ナキヲ以テ特ニ公共ニ危険ノ結果ヲ生スルコト
ヲ要求セサル法意ト解セサルヲ得ス。

第一 燒燬罪

純粋ノ放火罪及ヒ失火ノ罪ハ、物ヲ燒燬スルニヨリテ成立ス、所謂燒燬
ト云フハ何ニナリヤニ付テハ、學者間ニ異説アリ。或ハ物ノ全部ノ燒燬ヲ

云フト解釈スルモノアリトモ、現時ノ通説ハ物ノ一部ノ燒燬ヲ以テ足レリ
トス、但シ如何ナル程度マテ燒燬スルヤニ付テハ更ニ異説アリ。或ハ若モ
物ノ一部カ燒燬シタル程度ニ達シタルニ於テ足レリトシ、或ハ他人ノ助力
ヲ得サレハ鎖火セシメ難キ程度ニ達スルコトヲ要ストシ、或ハ物カ燒燬シ
テ其ノ資格ヲ失ヒタルヲ要スト雖モ判決例及ヒ多數ノ學者ハ火勢カ放火用
ノ材料又ハ火ヲ失シタルニ拘ハラズ、獨立シテ物ヲ燒燬シタルヘキ程度ニ
達スルコトヲ要ストナシ、即チ燒燬物ノ一部ノ燒燬ト火勢獨立シテ、其ノ
物ヲ燒燬スルニ足ル程度ニ達シタルコトノ二要件ヲ具備スル場合ニ於テ、
既遂トナルモノトナシタリ。

(註一) 燒燬トハ物ニ火ヲ放スル作用ト全視スルコトヲ得ス、是レ我カ刑法

上所謂抗燒燬トハ、放火又ハ失火ニヨル燒燬ナルコトヲ必要トスル
ヲ以テナリ、但シ此ノ章ニヨレハ單ニ何人ト雖モ、任意ニ火ヲ放
ケタルモノハ云々ト規定シタリ、而シテ燒燬ハ上述ノ如ク、物ノ全
部又ハ一部ノ燒燬ヲ云フ、之レ後述スル放火、失火ノ例ニヨリ所斷

スヘキ損壊トノ比較上明白ナリ。然レトモ燒燬ハ直ニ火カニヨルモノ損壊ナリト誤解スヘウラス。之レ放火罪ハ時ニ損壊罪ト相像的俟テ発ヲナス場合アリ得レハナリ。要スルニ燒燬罪ハ靜謐ヲ害スル罪トシテ公共ノ危害罪ナルヲ以テ、概ネ公共ノ危害ヲ生シタル損壊、即チ公共ノ危害ヲ生シタル財産ノ侵害ヲ罪トスル旨意ニ外ナラザルヘキヲ以テ、一面ニ於テハ損壊罪ハ物ヲ毀壞シテ具ノ資格ヲ失ハシムルニヨリテ成立スルモノトスレトモ、公共ノ危害ヲ生シタル損壊罪ハ、物ノ資格ヲ喪失セシムル程度マテ燒燬スル以前ニ於テ、已ニ成立スルモノト云ハサルヲ得ス。又一面ニ於テハ損壊罪ハ單ニ物ノ一部ノ破壞ニヨリテモ、直ニ成立スルモノトスルモ公共ノ危害ヲ生シタル損壊罪ノ成立ヲ認ムルニハ、更ニ他ノ要件ヲ具備スルコトヲ相當トシ之レヲ多數説ニヨレハ燒燬ノ既遂ハ、物ノ一部ノ燒燬ト火勢独立シテ其ノ物ヲ燒燬スル程度ニ達スル事實トテ要ストナス所以ナルヘシ。

(註ニ)

四十二年、判決例ニ於テハ刑法第一〇八條ニ、所謂燒燬トハ犯人ノ真シタル火カ其ノ媒介物タル燃料ヲ着レ、建物其ノ他全條列記ノ物件ニ移リテ独立シテ燒燬力ヲ繼續スル事實ヲ云フモノトシ(判決録三八頁)尙ホ旧刑法ノ鮮然トシテモ、全一ノ旨ヲ認メタル判例アリ。

(一) 放火燒燬罪

放火燒燬罪ハ火ヲ放テ、左記ノモノヲ燒燬スルニヨリテ成立ス。而シテ此ノ罪ニ干シテハ、犯人ノ所有ニ係ルモノト雖モ、差押ヲウケ物ヲ負擔シ、賃貸シ又ハ保險ニ附シタルモノハ、之レヲ他人ノ物ト解又認ムヘキモノトス(第一一五條)差押ハ仮差押及ヒ仮處分ヲモ包含シ、物ヲ負擔トハ概ネ共有権、留置権、先取特權、質權、抵當権ノ負擔ヲ云フト雖モ、積抗ニ付キテ云ヘハ、或ハ地上権又ハ地役權ノ負擔ヲ豫想シ難キニアラス。所謂保險トハ火災保險其ノ他火災ヲ包含スル災害保險ヲ云フ。而シテ本罪ヲ部類シテ研究スルニ先テ、各所ニ散見スル諸ノ意義ヲ説明シオクテ便宜

(1) 住居トハ人ノ日常起居スル場所ヲ古ヒ、必スシモ人ノ現在スルコトヲ必要トセス。又其ノ構造、大小精粗ヲ問ハス。

(2) 建造物トハ家屋、倉庫其ノ他屋根及ヒ壁ニ圍繞セラレテ地皮上ニ定着シ、人ノ出入シ得ヘキ工作物ヲ云フ。

(3) 船舶トハ軍艦、商船其ノ他諸船ノ大小船舶ヲ包含ス。

(4) 延焼トハ燒燬ノ間接ノ結果タル燒焼ヲ云ヒ、從テ燒燬ノ觀念アリタルモノニ付テハ、延焼ヲ豫想スルコトヲ得サルモノトス。

(註三) 所謂宿直室又ハ宿直室ヲ包含スル建造物カ、現ニ人ノ住居ノ使用スル建造物ナルヤ否ヤニ付テハ異說アリ。特ニ其ノ宿直室ノ制度カ、吏員又ハ役員等ノ輪番交代ナル場合ニ於テハ窓ノ口之レヲ現ニ人ノ住居ニ、人ノ使用マサル建造物ト認ムヘキモノノ如シ。

然レトモ四十五年判決例ニヨレハ、學校ノ宿直室ノ如キハ宿直員ノ起居、飲食ニ付テガハレタル場所、寄宿舎ノ如キモ亦寄宿學生ノ起居ニ付テハ、

全一ノ甲ニ供セラルル場所ニシテ、若モ學校ノ閉サレサル以上ハ及テノ明示ナキ限り當然宿直員ノ勤務、在寮生ノ存在アルヘキモノト云フコトヲ得ルヲ以テ、二者何レモ現ニ人ノ住居ニ使用セラルル建造物ナリト云フコトヲ得ト云ヘリ。(判決録第一七一頁) 或ハ人ノ現存スル建造物ト認定シタル現判決ヲ是認シタル旨意ニ止マルモノノ如シト云モ、未段ノ記載ニヨレハ宿直室ヲ以テ原則トシテ人ノ住居ニ使用スル建造物ナリト認メタルモノト云ハサルヲ得ス。

(註四) 物置小舎ハ概シテ現ニ人ノ住居ニ使用セサル建造物トハ、必スシモ人ノ建造物ナリ、而シテ人ノ住居ニ使用セサル建造物トハ、必スシモ人ノ住居ニ使用シ得ヘキモノニシテ、加之住居ニ使用セサルモノノミニニ限定スルコトヲ得ス。人ノ現在セサル建造物トハ人ノ現在スルコトアルヘキモノニシテ加之人ノ現在セサルモノノミニニ限定スルコトヲ得ス。四十年判決例カ物置小舎ハ、人ノ住居スヘキ建造物ニアラサルモ其ノ内ニ立入り現在スルコトアルヘキ建造物ナリトス、從テ

之レヲ燒燬シタル所爲ハ、刑法第一〇九條一項ノ犯罪ヲ構成スト判
示シタルハ、誤辨ヲ生セシムル虞ナシトモス。(判決録第一一〇六頁)

(1) 建造物、艦船及磁坑

(1) 現ニ人ノ住居ニ使用シ、又ハ人ノ現在スルモノニ付キテハ、其
ノ所有者カ他人ナリト犯人ナリトヲ區別セズ、死刑無期又ハ五年
以上ノ懲役ニ処ス(第一〇八條)而シテ本罪ノ豫備及ヒ未遂ハ之
レヲ罪トス(第一一二條第一三條)但シ豫備罪即チ本罪ヲ犯ス
目的ヲ以テ、其ノ豫備ヲ行シタル罪ハ、合時ニ目的特定罪トモ称ス
ヘク、其ノ刑ハ二年以下ノ懲役ナリトモモ情狀ニヨリ其ノ刑ヲ免
除スルコトヲ得ヘシ。

(2) 現ニ人ノ使用セヌ又ハ人ノ現在セサルニ付キテハ其ノ所有権ノ
所在如何ヲ區別シテ、他ノ所有ニ係ルトキハ其ノ刑ハ二年以上有
期懲役トシ(第一〇九條一項)其ノ豫備及ヒ未遂ヲ罪トス(第一
一二條第一三條)而シテ豫備罪ノ刑ハ前述ノ二年以下ノ懲役ニ

(10)

シテ、情狀ニヨリ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得ヘシ、若シ犯人ノ所
有ニ係ルトキハ、其ノ結果公衆ノ危険ヲ生シタル場合ニ限リ、六
月以上七年以下ノ懲役ニ處シ、第一〇九條二項ノ結果罪尙依テ現
ニ人ノ住居ニ使用シ、若クハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、
艦船、磁坑、又ハ現ニ人ノ住居ニ使用セズ、若クハ人ノ現在セヌ、
且リ犯人ノ所有ニ屬セサル建造物、艦船、磁坑ニ延焼シタルトキ
ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ処ス(第一一一條一項結果罪)

(11)

現ニ人ノ住居ニ使用シ、又ハ人ノ住居スル汽車、電車、ニ付キ
テハ、刑ハ死刑又ハ無期又ハ五年以上ノ懲役トシ(第一〇八條)
其ノ所有者ノ犯人ナリト犯人ナラサルトヲ區別セズ、而シテ本罪
ノ豫備及ヒ未遂ハ之レヲ罪トシ(第一一二條第一三條)豫備罪
ニ付キテハ前述ノ如ク其ノ刑ハ二年以下ノ懲役トシ、情狀ニヨリ
テ免除スルコトヲ得ヘシ。

(2) 其ノ他ノ物即チ現ニ人ノ住居ニ使用セス、若クハ人ノ現在セサル
 汽車、電車、及ヒ建造物、艦船、礦坑、汽車、電車以外ノモ
 ノニ付キテハ、燒燬ノ結果ニヨリテ公共ニ危険ヲ生シタル場合ニ
 限リテ罪トシ、尙ホ其ノ所有權ノ所在ヲ區別シテ、他人ノ所有ニ
 係ルトキハ、一年以上十年以下ノ懲役トシ(第一一〇條一項)犯
 人ノ所有ニ係ルトキハ、一年以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ處
 ス(第一一〇條二項)因テ現ニ人ノ住居ニ使用シ、若シクハ人ノ
 現在スル建造物、汽車、電車、艦船、礦坑又ハ現ニ人ノ住所ニ使
 用セス、若クハ人ノ現在スル、且ツ他人ノ所有ニ屬スル建造物、
 艦船、礦坑ニ延燒シタル場合ニハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處シ
 (第一一一條一項)因テ現ニ人ノ住居ニ使用セス、若クハ人ノ現
 在セサル汽車、電車、及ヒ建造物、艦船、礦坑、電車、汽車以外
 ノモノニシテ、他人ノ所有ニ係ルモノニ延燒シタルトキハ、三年
 以下ノ懲役ニ處ス(第一一一條二項)

(二) 失火燒燬罪

失火燒燬罪トハ、過失ニヨリ左記ノモノヲ燒燬シタル行為ニ干ス、

(1) 現ニ人ノ住居ニ使用シ、若クハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、
 艦船、礦坑又ハ現ニ人ノ住居ニ使用セス、若クハ人ノ現在セサル他
 人ノ所有ノ建造物、艦船、礦坑ニ付キテハ、莫クハ三百円以下ノ
 罰金トス(第一一六條二項)

(2) 現ニ人ノ住居ニ使用セス、若クハ人ノ現在セサル犯人所有ノ建
 造物、艦船、礦坑、現ニ人ノ住居ニ使用セス、若クハ人ノ現在セサ
 ル電車、汽車、又ハ建造物、汽車、電車、艦船、礦坑以外ノモノニ
 付テハ、因テ公共ノ危険ヲ生セシタル場合ニ限リ、(1)ノ場合ト同
 シク三百円以下ノ罰金ニ處ス(第一一六條二項)

(註五) 四十五年判決例ニヨレハ、過失ノ行為ヲ帝国内ニ行ハレタルモノ
 トスレハ、出火ノ結果ハ帝国外ニ於テ生シタリトスルモ、帝国内ノ
 犯罪ナリト判決セリ(判決録一ニ〇二頁)而シテ此ノ如キ实例ハ帝
 内

国臣民カ、帝国内ニ於テ過失ニヨリ発火スヘキ商品ヲ船舶ニ托シテ
外國ニ發送シタルニ、其ノ商品ハ途中公海ニ於テ発火シ、船舶ヲ燒
燬セル場合ニ之レヲ豫想スルコトヲ得ヘシ、蓋シ此ノ場合ニ於テハ
過失行為ヲ構成スル動作及ビ結果ハ、全部帝国内ニ於テ発見セラル
、モノナルヲ以テ、法定ノ間接ノ結果タル失火燒燬ヲ發生シタル場
所ノ如何ハ、全ク犯罪ノ場所如何ノ問題ニ影響ヲ及ボササルモノト
ス。

第二、失火ノ鎮火ヲ妨害シタル罪（第一一四條）

鎮火妨害ノ行為ハ刑法ノ例示セル如ク、鎮火用ノモノヲ隱匿若シクハ損
毀シ、其ノ他消防者ノ抑止等取ルテ失火ノ鎮火ニ不便ナラシムル行為ヲ
ス。此ノ罪ノ刑ハ一年以上十年以下ノ懲役トス。

第三、教養スヘキモノヲ破裂セシメ、現ニ人ノ住居ニ使用シ、又ハ人ノ
現在スル建造物、汽車、電車、船舶、礦坑又ハ現ニ人ノ住居ニ使用セス
若クハ人ノ現在セサル他人所有ノ建造物、船舶、礦坑ヲ破損壞セル罪、尚

ホ發火スヘキモノヲ破裂セシメ、現ニ人ノ使用セス、若クハ人ノ現在セサ
ル自己所有ノ建造物、船舶、礦坑、現ニ人ノ住居ニ使用セス、若シクハ人
ノ現在セサル汽車、電車、又ハ建造物、船舶、礦坑、汽車、電車、以外ノモ
ノヲ損壞シ、因テ公共ノ危害ヲ生シタル罪、及ヒ之等ノ罪ノ過失罪（第一
一七條）

所謂發火スヘキモノトハ、刑法ノ例示セル如ク、火藥、汽鐘、莫ノ他ヲ
去テ、莫ノ罪ハ放火、燒燬罪、又ハ失火燒燬ノ例ニヨリテ處断ス（第一一
七條）

第四、瓦斯、電氣、又ハ蒸氣ノ漏出若クハ流出セシメ、又ハ之レヲ遮断
シ因ツテ、人ノ生命身体又ハ財産ニ危険ヲ生セシメタル罪（第一一八條）
漏出トハ瓦斯若クハ蒸氣ニ付キテ、管ノ切斷等、電氣ニ付キテハ、良導
体ノ附着等ヲ去ヒ、流出トハ管又ハ線ノ増設等ヲ去フト雖モ、嚴格ニ此ノ
二者ヲ區別シ難シ、遮断トハ流通ノ阻止ヲ去テ、此ノ罪ノ刑ハ三年以下ノ
懲役又ハ百日以下ノ罰金ニシテ罪ノ結果人ヲ死傷ニ致ラシメタルトキハ、

九二
傷害ノ罪ニ比較シ重キ條文ニヨリ所斷スヘキモノトス。而シテ此ノ罪ニ付
キテハ過失罪ヲ認メサルコトニ注意スヘシ。

第十章、溢水及ヒ水利ニ干スル罪。

本罪中溢水セシメテ現ニ人ノ住居ニ使用シ、又ハ人ノ現在セル、建造物
汽車、電車、礦坑ヲ侵害シタル罪ハ帝國内ニ犯サレタルトキ、其ノ犯人カ
帝國臣民ナルトキ、又ハ外國人カ帝國臣民ニ對シ犯シタルトキニ之レヲ罪
トス(第三條)。

(註一) 溢水セシメテ刑ヲ異ニセル別種ノ目的物ヲ侵害シタルトキハ、之
レヲ包括的ニ觀察シテ、最モ重キ刑ニ當ル侵害罪ノ成立ヲ認ムヘキ
モノトス(四十四年判決録一九八七頁)之レ刑法第五四條一項前段

適用ノ結果ニ外ナラス。

第一、侵害罪。

此ノ罪ハ溢水セシメ、又ハ過失ニヨリ溢水セシメ、左記ノモノヲ侵害シ
タル行為ニ干シ。

(一) 現ニ住居ニ使用シ、又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、礦坑
ヲ溢水セシメテ侵害シタルトキハ、死刑又ハ無^期又ハ三年以上ノ懲
役ニ處シ過失ニヨリ溢水セシメテ侵害シタルトキハ、三百円以下ノ
罰金ニ處シ、共ニ犯人ノ所有物ナリト、他人ノ所有物ナリトノ區別
セス。

(二) (一)ニ記載セルモノニアラサル他人ノ所有物、及ヒ差押ヲウケ、物
扱ヲ負擔シ、償償シタルモノ、若クハ保險ニ附シタル自己ノ所有物ヲ
侵害シ、其ノ結果公共ノ危險ヲ生セシメタル場合ニ於テ溢水セシメ
タルトキハ、一年以上十年以下ノ懲役ニ處シ、過失ニヨリ溢水セシ
メタルトキハ、三百円以下ノ罰金ニ處ス。而シテ所謂保險ニ耐シタ
ルニ

ルモノトハ、水害保険其ノ他水害ヲ包含スル災害保険ヲ附シタルモノナルヘキコト勿論ナリ。

第二、水害ノ際防水ヲ妨害セル罪（第一二一條）

防水妨害ノ行為ハ刑法ニ例示セル如ク、防水用ノモノヲ隠匿若クハ損壞ハ勿論、水防者ノ抑止其ノ他水防ノ防禦ニ不便ナル行為ヲ云ヒ、其ノ刑ハ一年以上十年以下ノ懲役トス。

第三、水利ノ妨害トナルヘキ行為ヲナシタル罪（第一二三條前段）

水利ノ妨害トナルヘキ行為トハ、刑法ノ例示セル如ク堤防ノ決壊、水門ノ破壊ハ勿論堤防又ハ水門ノ新設、其ノ他水利ノ利用ノ妨害タルヘキ行為ニ于テ、其ノ刑ハ二年以下ノ懲役、若クハ禁錮又ハ二百円以下ノ罰金トス。而シテ刑法ニ於テハ旧刑法ニ於ケルカ如ク、他人ノ便益ヲ損シ、又ハ自己ノ復益ヲ圖ル目的アルコトヲ要セサルハ勿論、金ク何等ノ目的ヲモ必要トセス。又單ニ水利ノ妨害トナルヘキ行為ヲナスヲ以テ足レリトシ、必スシテ其ノ結果トシテ水利ヲ妨害シタルコトヲ

要セス。

第四、溢水セシムヘキ行為ヲナシタル罪（第一二三條）

此ノ罪ニ付キテモ刑法ノ例示セル如ク、堤防ノ決壊、水門ノ破壊、凡ハテ溢水セシムヘキ行為ヲナスヲ以テ足り、其ノ結果トシテ溢水シタリト、否トヲ問ハス。但シ此ノ罪ノ結果溢水シテ物ヲ浸害スルニ至リタル時ハ、上述ノ侵害罪ヲ構成スヘク、全時ニ水利ヲ妨害スヘキ行為ナルトキハ、水利妨害ナルヘキ行為ヲナシタル罪ヲ構成スヘシ。

而シテ侵害罪ノ未遂ハ當然本罪ナルヘシ、本罪ノ刑ハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮、又ハ二百円以下ノ罰金トス。

（註ニ）

溢水セシムヘキ行為ニシテ、全時ニ水利ノ妨害タルヘキ行為ヲナシタルモノハ、刑法第五四條一項前段ニヨリテ其ノ最モ重キ刑法ヲ以テ所斷スヘキモ、前述ノ如ク其ノ刑ハ同一ニシテ、其ノ間ノ輕重ノ區別ナシ。

如此場合ニ於テハ、溢水セシムヘキ行為ニ對シテ載量スヘキ刑ト

水利ノ妨害タルハキ行為ニ付シ。載量スヘキ刑トテ比較シ。重キ刑
ニヨリテ處断スルノ外ナキモノノ如シ。

第十一章 往來ヲ妨害スル罪 (第一二四條—第一二九條)

刑法ハ本章ニ於テ普通ノ往來、汽車、電車、往來及ヒ船舶ノ往來ヲ妨害
シタル罪ニ干シ規定セリ。然レトモ往來ノ妨害ニ干シテ凶木他ノ法令ニ於
テ罪ト規定シタル例少シトセス。例ハハ警察犯處罰例ニ條第九号乃至第
十三号、三十三年法律六十五号、鐵道營業法第二十八條、第三十六條、二
十一年勅令第六十七号、航路標準識條約例第三條ノ如シ。

第一、往來妨害罪及ヒ其ノ未遂罪 (第一二四條)

此ノ罪ハ法廷ノ手段、即チ陸路水路若クハ橋梁ノ損壞、又ハ塵塞ニヨル
往來妨害ノ行為ニシテ、二年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ處シ。依
テ人ヲ死傷セシメタルトキハ、傷害ノ罪ト比較シ重キニ從ヒテ處断ス

(註一) 刑法ハ本罪ヲ犯シ依テ人ヲ死傷ニ致ラシメタルトキハ、妨害ノ罪
ニ從ヒ、重キニ從ヒテ處断ス。然レトモ死ニ致シタル傷害罪ニ對
シテハ二年以上ノ懲役、傷ニ致シタル傷害罪ニ對シテハ、十年以下
ノ懲役、若シクハ罰金又ハ五百円以下ノ罰金、若クハ料料ヲ科スヘ

キモノナルヲ以テ、本罪ノ罪ヲ傷害罪ト比較スレハ常ニ傷害罪ノ刑ヲ重シト云ハサルヲ得ス。故ニ此ノ場合ニ於テハ常ニ傷害ノ罪ノ刑ニヨリテ所斷スト斷定セサルヲ得ス。若シ斯クノ如ク鮮明スルモノトセハ、刑法ニ於テ特ニ傷害罪ト比較シテ、重キニ從ヒテ處斷スト規定スルハ誤謬ナリト思ハサルヲ得スシテ、成文ヲ無視スル辭釈ナリトシ、或ハ此ノ場合ニ於テハ刑ノ比較ヲ意味スルナリト論スルモノアレトモ不當ナリ。旧刑法ノ第一六八條ニハ政打殺傷ノ各本條ニ照シテ重キニ從ヒテ知斷ストノ語ト比較研究スルヲ是トス、仙文章章第一六四條ニハ類似ノ場合ニ付キ刑ノ比較ナル旨ヲ明示シタリ。

第二、汽車、電車、又ハ船舶ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル罪(第一二六條)

(一) 犯意ヲ以テ此ノ罪ヲ犯シタルトキハ、二年以上ノ有期懲役ニ處シ(第一二五條)結果莫ク未遂ヲ罪トス(第一二八條)

此ノ罪ニ付キテハ犯行ノ方法手段ヲ制限セスト雖モ、刑法ハ、汽車、電車ニ付キテハ特ニ鐵道又ハ其ノ標識ノ損壞ヲ例示シ、船舶ニ

付キテハ、燈台又ハ浮標ノ損壞ヲ例示セリ。而シテ此ノ罪ノ結果、

汽車、電車、又ハ、船舶ノ破壞、汽車、電車ノ顛覆、又ハ船舶ノ覆没ヲ致シタルトキハ、無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處シ、尙ホ人ヲ死ニ致シタルトキハ、死刑又ハ無期懲役ニ處ス。

(註二) 汽車、電車、又ハ船舶ノ破壞トハ此等ノモノカ、交通ノ機干タル效用ヲ失フ程度ニ於ケル實際ノ破壞ヲイフ、從テ此ノ種ノ程度ニ違セサルトキハ、此等ノモノノ損壞罪ヲ成立スルニ止マルヘシ(十四年判決録一八六八頁ニ詳細アリ)

(二) 過失ニヨリ此ノ罪ヲ犯シタルトキハ五百円以下ノ罰金ニ處シ、犯人カ其ノ業務ニ從事スルモノナルトキハ、三年以下ノ禁錮千円以下ノ罰金ニ處ス(第一二九條)

第三、汽車、電車、船舶ヲ破壞シ、電車、汽車ヲ顛覆シ、又ハ船舶ヲ覆没セシメタル罪、

(一) 犯意ヲ以テ人ノ現在スル汽車、電車、船舶ニ對シ此ノ罪ヲ犯シタ

ル時ハ、無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處シ（第一二六條一項、二項）其ノ未遂ハ罪トシ（第一二八條）尚ホ此ノ罪ノ結果人ヲ死ニ致シタル時ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス（第一二六條三項）而シテ人ノ現在スル汽車、電車、艦船ノ破壊、顛覆、竊取、竊取ニ干シテハ、後述ノ過失ニヨル場合ノ外少クモ此ノ罪ハ成立セス。

ニ、過失ニヨリ此ノ罪ヲ犯シタルトキハ五百円以下ノ罰金ニ處シ、犯人カ其ノ業務ニ從事スルモノナルトキハ、三年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ處ス（第一二九條）

第十二章 住居ヲ犯ス罪

我カ國法ハ各國ノ立法例ノ如ク、一方ニ於テハ憲法二十五條ニヨリ、主權ニ對スル干係ニ於テ、個人ノ家宅ヲ保障スルト共ニ、其方ニ於テ家宅ノ侵害ノ行為ヲ規定シタリ、尚ホ警察犯處罰令第一條第一項ニヨレハ、故ナクシテ人ノ居住又ハ看守セサル邸宅、建造物及ヒ艦船内ニ侵入又ハ潜伏シタル者ハ、拘留ニ處スヘキ旨ヲ、規定セルコトニ注意スルヲ要ス。此ノ罪ハ個人ノ家宅ヲ侵害スル罪ナリト雖モ、今時ニ靜謐、即チ公平和ヲ害スル罪ナリ。或ハ單ニ家宅ノミノ侵害罪ナリト論スルモノアリト益モ、余ハ之レヲ採ラス。

（註一） 他乙刑法ハ第二編第七章公ノ秩序ニ對スル重罪及ヒ輕罪ノ一節トシテ、此ノ罪ヲ規定スルニ拘ハラズ、學者ハ之レヲ不肖ナリトシテ概テ個人ノ法物ニ對スル罪ト認ムト益ミ、或ハ自由ニ對スル罪トスルモノアリ。或ハ台有ニ對スル罪トスルモノアリ。或ハ特權ノ方物ニ對スル罪トスルモノアリ。余ハ上述ノ如ク住居ヲ侵害スル罪ハ、

一〇二
其ノ住居ノ支配者ニ對スル侵害ナリト同時ニ、其ノ附近ノ住居者ニ對スル平和ノ侵害ナリト認ム。

(註二) 外國ノ立法例ニヨレハ本章ノ罪ハ親告罪トスルヲ常トシテモ、刑法ハ之レヲ贓物訴追罪トナシタリ、蓋シ此ノ罪ハ豫兆ノ性質ヲ有スル場合多キヲ以テ、若シ親告罪トシテ規定スレハ直接ノ被害者ハ驚怖ノ結果、告訴セサル場合、稀有ナラサルハシト認メシ結果アルヘシ。

第一、承諾ヲ得サル侵入罪及ヒ其ノ未遂罪。

刑ハ故ナク侵入スルコトヲ以テ、此ノ罪ノ罪態トス、故ニ或ハ故ナクトハ正當ナル事由ナキ意トナシ、或ハ权利ヲ侵スルノ意トナシ、從テ本罪ニ付キテハ例外ノ違法ノ認識ヲ必要トスト論スルモノアリト雖モ、余ハ故ナクトハ承諾ナシト云フ意ニ解ス、蓋シ被害者ノ承諾ハ違法除去スル理由ニアラサルヲ以テ、被害者ノ放棄シ得ヘキ法物ナリトスレハ各本條ニ於テ其ノ旨ヲ明示スルノ必要アルヘク、所謂家宅ノ如

キハ直接ノ被害者ニ於テ放棄シ得ヘキ法物トナスコトヲ妥當ナリトスレハナリ。

(註三) 第一〇三條ノ解釈上故ナクナル語ハ、要求ヲウケテ其ノ場所ヨリ退去セサルモノト云フ語ニテ、干係ヲ有スルヤ否ヤニ付キ疑ヒアリ。

然ルニ前述ノ余ノ見解ニヨレハ、元ヨリ其ノ干係ヲ否定セサルヲ得スト雖モ、其ノ他ノ見解ニヨレハ、其ノ干係アリト斷言セサルヲ得ス。

(一) 皇居、禁苑、離宮、行在所、神宮、又ハ皇陵ニ對スル場合ハ三年以下^上五年以下ノ懲役ニ處ス(第一三一條第一三二條)。

(二) 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物、船舶ニ對スル場合ニ於テハ、三年以下ノ懲役又ハ五十円以下ノ罰金(第一三〇條第一三二條)ニ處ス、住居又ハ邸宅ハ單ニ家屋其ノ他ノ建造物ナルノミナラス、広ク家ノ敷地ヲ包含ス、但シ敷地ノ範圍如何ハ事實問題ニ屬ス、而シテ家屋其ノ他ノ建造物ノ一部モ本人ノ独立ナル

住居ナルコトアリ、古止宿人ノ古居セル宿ノ如シ。

(註四)

此ノ罪ニ付テノ承諾者ハ、家宅収者ナルコト疑ヒナシ。然レトモ家宅住居主又ハ看守者及ヒ住居主又ハ看守者ノ明示、又ハ黙示ノ委任ヲ受ケタルモノハ、家宅収者ナリト雖モ、其ノ建造物ヲ貸與セル所有者ハ家宅収者ニアラス。又客室ハ古居セシノタル旅館ノ家宅収者ハ、其ノ客室ニ対スル家宅収ヲ有セス。

(註五)

収利ヲ有シテ住居ヲ侵ス行為者ハ、家宅搜索カ、非トナラサルコトハ言テ候タス。而シテ邸宅ノ門内ナリトスルモ玄關其ノ他受口付マテハ、反対ノ意思表示明確ナル場合ニアラサレハ、何人ト雖モ出入スル収利アリト云フコトヲ得ヘシ。

(註六)

家内ニ於テ竊盜ヲ犯ス場合ニアリテハ、居住ヲ侵ス行為ハ竊盜ノ已遂、又ハ未遂ノ手段ナル行為ナルヲ以テ、刑法第五十四條一項后段ノ適用アルハ勿論ナリ。家内又ハ邸内ニ於テ殺傷罪ヲ犯シ、又ハ放火罪ヲ犯ス場合ニツキ

ナモ同様ナリ。

第二、要求ヲ有クルニ拘ハラヌ退去セサル罪(第一三〇條)

此ノ罪ハ人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物、船舶ノ内ニアルモノカ、要求ヲ有クルニ拘ハラヌ、其ノ場所ヨリ退去セサル行為ニシテ、其ノ刑ハ三年以下ノ懲役又ハ五十円以下ノ罰金トス。

(註七)

此ノ罪ヲ不作爲罪即チ純正不作爲犯ナリ。而シテ純正不作爲犯ナルヲ以テ、刑法第一三二條ニ於テハ広ク本章ノ未遂罪ハ、之レヲ罰罰スト規定スルニ拘ハラヌ。實際上其ノ未遂罪ヲ豫想スルコトヲ得ス

(註八)

公衆ノ出入シ得ヘキ場所、例ハ料理店、興業場等ニ入りタルモノ、要求ヲ有スルテ退去セサル行為ト爲モ、居留ノ権利ヲ有スル限リハ此ノ罪ヲ形成セス。但シ如何ナル限度ニ於テ居留ノ権利アルヤ否ヤハ、此ノ場合ニ於ケル種々ノ事情ヲ参酌シテ決定スルノ外ナシ。

第十三章 秘密ヲ犯ス罪

前述ノ如ク本章ノ罪ヲ以テ、所謂静謐ヲ害スル罪種ニ属スルモノト断定セリ、之レ刑法第二編ニ於ケル罪種ノ配列順序ヲ重クシタル結果ニ外ナラズニテ、秘密ヲ犯ス罪ヲ以テ静謐ヲ害スル罪トナスハ多少不啻ナル見解ナリトノ識リテ免レスト益モ前述ノ水利ノ妨害トナルヘキ行為又ハ溢水セシムヘキ行為ヲナシタル罪、普通ノ往來ヲ妨害セル罪、住居ヲ犯ス罪ノ如キハ其ノ妨害、溢水、侵入ノ種類又ハ程度カ極メテ輕微ナル場合ニ於テモ、尚本静謐ヲ害スル罪ナリト云フヘキモノナリトセハ此ノ罪モ亦之レヲ静謐ヲ害スル罪ナリト論結シ難シトセス。但シ多數ノ学者ハ本章ノ罪ヲ以テ何人ノ法物ヲ害スル罪種ニ属スルモノトセリ。

(註一) 独乙刑法ハ第二編第二十五章ニ貪利罪ト共ニ、他人ノ秘密ノ侵害罪ヲ規定シ、又私刑法ハ第三編第二章第七節ニ於テ偽証、証告、名譽毀損ト共ニ、秘密漏泄ヲ規定シ、旧刑法ハ第三編第一章第十二節ニ於テ、証告及ヒ誹謗罪ト題シ其ノ内ニ所謂隱私漏告罪即チ秘密

漏泄ノ罪ヲ規定セリ。

第一、承諾ヲ得スニテ封緘シタル信書ヲ開放シタル罪(第一三三條)

私ク国法ハ一方ニ於テハ憲法第二十六條ニ於テ、信書ノ秘密ヲ保障シ、一方ニ於テハ刑法ニヨリ信書ノ秘密ノ侵害ヲ罪トス。

信書トハ唇面上ノ通信、即チ意思表示ヲ云ヒ、封緘トハ必スシモ糊付ナルコトヲ要セス、從テ開放ハ必スシモ複製ナルコトモ要セス、而シテ此ノ罪ハ告訴ヲマケテ論スヘキモノトス。

(註二) 告訴者カ刑訴法第四九條ニヨリ被害者ナリトス、而シテ此ノ罪ノ被害者カ何人ナルヤニ付キ異説アリ、或ハ差出人及ヒ名宛人共ニ被害者ナリト論スルモノアルトモ、通説ニヨレハ信書ノ所有者ヲ被害者ト認ムヘク、信書ハ名宛人ニ到着スル時期マテハ差出人ノ所有ニ係リ、莫ノ到着後ハ名宛人ノ所有ニ係ルモノト断定ス

(註三) 所謂故ナクトハ之レヲ違法ノ認識ト云フ意義ニ解スルモノアルヘシ、此ノ真ニ付キテハ住所ヲ侵ス罪ノ説明ヲ参照セヨ。

(註四) 苟モ承諾ナクシテ開放ニタリトモハ、信書ノ内容ヲ認知スルノ自的アリヤ否ヤ、又ハ其ノ結果トシテ内容ヲ認知シタルヤ否ヤハ、之レヲ區別スルノ必要ナシ。

第二、秘密漏泄ノ罪(第一三四條)(業務上秘密漏泄罪)

此ノ罪ハ医師、藥劑子、藥種商、産婆、弁護士、弁護士、公証人、宗教若クハ祀禱ノ職ニアルモノ、又ハ以上列記ノ職ニアリシモノカ、其ノ業務上取扱ヒタルコトニ付キ、知り得タル人ノ秘密ヲ其ノ承諾ヲ得スシテ、漏泄シタル行為ニ干シ、告訴ヲ俟ケテ之レヲ論スヘキモノトス(第一三五條)人ノ秘密ノ何タルヤニ付キ異説アリ、余ハ主觀的ニ委託者側ノ医師ヨリ看察シ、委託者ニ於テ他人ニ漏泄スヘカラサル旨ヲ明示セル事項、又ハ明示セストモ漏泄セサルニ付キ、重大ナル利益ヲ有スル事項ヲ秘密ナリト信ニストモ、或ハ客觀的ニ一般ニ知リタル事項ナリヤ否ヤヨリ觀察シテ、取扱者ノミカ知り得タル事項、又ハ取扱者以外ノモノカ知り得タル場合ニ於テモ、之レヲ他人ニ漏泄

セサルヘシト認ムヘキヤ事項ヲ秘密ナリト論スルモノナキニアラス。漏泄トハ秘密事項ヲ其ノ知識ヲ有セサルモノニ通知スル作用ヲ去ス而シテ此ノ罪ニ付キテハ刑事訴訟上、弁護士ニアラサル弁護士ヲ豫想スルニ拘ハラヌ、民事訴訟上、弁護士ニアラサル訴訟代理人ヲ豫想セサルニ注意ヲ要ス。

(註五) 此ノ罪ハ其ノ主体ヲ医師等ニ制限シ、其ノ助手代診其ノ他ノ従業者、家族使用人等ヲ豫想セヌ、之レ要スルニ一定ノ資格ヲ有スルモノニシ、秘密ノ保持ヲ強要スル主意ナルヘシトモ、秘密保護ノ旨ヨリ去ハハ、不完全ナリトノ誹アルコトヲ免レス。

(註六) 所謂故ナクハ之レヲ透法ノ意識ト云フ意味ニ解スルモノアルヘシ。(註七) 宗教若クハ祀禱ノ職ニアルモノヲ豫想セルハ、宗教上又ハ迷信上、晦穢ノ制度アルコトニヨルナリ。

(註八) 透法除去アル場合ニ於ケル秘密ノ漏泄ハ罪トナラサルハ言テ俟タズ。故ニ犯罪ノ告発、犯罪事實ノ証言ハ勿論、苟モ法律上ノ命令アリ

ル限リハ、醫傳染病者發生ノ通知モ亦罪トナラス、通説ニヨレハ學
問研究上ノ便益ヲ圖ル目的ニ出テタル漏泄ハ、違法除去セサルモノト
ス。

(註九) 告訴権者ハ刑法第四十九條ニヨリ漏泄ニヨリ害ヲ被リタルモノ
ノミトス、独乙刑法上ノ鮮叙論トシテハ告訴権者或ハ秘密ノ所有者
ナリトシ、又ハ委託者ナリトストモ、独乙ニオケル通説ハ委託者
及ヒ被害者ナリトスルモノノ如シ。

第十四章 阿片煙ニテスル罪

本章ノ罪ハ次ノ三ニ区別スルヲ便ナリトス、而シテ帝國臣民ハ幸ニ阿片
煙ニ食ノ兇刃ニ感染セサリシ結果、本章ノ罪ニ對シ刑法ノ規定セル罪ハ、
旧法ノ規定ト比較シテ、非常ニ輕キモノノ如シ。

第一、阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ又ハ所有シテ
ル罪及ヒ其ノ未遂罪(第一四一條)

阿片煙ノ器具ヲ所有ストモ、販賣ノ目的ニ出テサルトキハ、一年
以下ノ懲役ニ處シ(第一四〇條) 販賣ノ目的ニ出テタル場合ニ於テ
阿片煙ニ干スルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處シ(第一三六條)
其ノ器具ニ干スルトキハ、三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス(第一三七
條) 而シテ輸入、製造又ハ販賣ノ阿片煙ニ干シテハ六月以上七年以下
懲役ニ處シ(第一三六條) 阿片煙吸食ノ器具ニ干スルトキハ、三月以
上五年以下ノ懲役ニ處ス(第一三七條)
輕入トハ帝國ノ領土内即チ領地、領空、領水内ニ輸送スル作用ヲ去

フ、或ハ帝國ノ陸地ニ荷揚スル作用ヲ去フト論スルモノアレトモ、余
ハ此レヲ採ラス。

販賣トハ販賣ノ目的ニ出テタルモノニシテ、所持ニアラス（第一三
六條第一七五條）又公然ノ陣列ニモ非ラサルヲ以テ（第一七五條）結
局賣却ト全一義ニ歸着スヘシ。

（註一）輸入ヲ領地内ニ荷揚スル作用ヲ去フトナスモノハ、白ク船舶ニヨ
リ領水内ニ入りタリトスルモ、沿岸國ニ對シ未タ何等ノ危険ヲモ生
セシメスト去フ、然レトモ陸地ニ荷揚セストスルモ、已ニ領水内ニ
入りタリトスレハ、或ハ他ノ船舶内ニ移送セラレ、又ハ陸地ニ荷揚
セラル、危険ナシトセス。但シ法律ノ認容スル限度ニ於テ公然荷揚
ヲナス目的ヲ以テ輸入セル行為ハ、遠法ニアラサルコト勿論ナリ。
（註二）販賣トハ賣却ヲ云フトノ断定ニ付キテハ異論アルヘシ。之レ刑法
ハ別ニ發賣又ハ賣買ナル語ヲ使用シタル場合アレハナリ（第一八
七條第二ニ六條二項）然レトモ他ニ正確ナル意義ヲ發見スルコトハ、

到衣不能ナリト認ム。

第二、税関ノ官吏カ阿片煙又ハ阿煙吸食ノ器具ヲ輸入シ、又ハ輸入ヲ許シ
タル罪及ヒ其ノ未遂罪（第一三八條第一四一條）

此ノ罪ノ刑ハ一年以上十年以下ノ懲役ニシテ、後段ノ罪ハ不作爲罪
即チ純正不作爲犯ナリ。

第三、阿片煙ヲ吸食シタル罪及ヒ其ノ未遂罪（第一三九條一項第一四一
條）

此ノ罪ノ刑ハ三年以下ノ懲役ニ處ス。

第四、阿片煙ヲ吸食セシムル目的ヲ以テ、房屋ヲ給與シテ、利ヲ圖リタル
罪、及ヒ其ノ未遂罪（第一三九條二項、第一四一條目的特定罪）

本罪ハ利ヲ圖リタル罪即チ營利罪ナルヲ以テ、實際上利得ヲ得タリ
ト否トヲ區別スルノ必要ナシ、而シテ此ノ罪ハ要スルニ阿片煙ヲ吸食
シタル罪ノ幫助犯ナルヲ以テ、刑法總則規定ノ適用上當然罪トナルヘ
シト雖モ、立法者ハ此ノ種ノ行為ハ之レヲ最罪スヘキモノト認メ、獨

立罪トシテ六月以上十年以下ノ懲役ヲ科シタリ。

第十五章、飲料水ニ干スル罪。

第一、淨水又ハ水源ヲ汚穢シ、依テ之レヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル罪(第一四二條)

此ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ至ラシメタルトキハ、傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從ヒテ処断シ(第一四五條)而シテ人ノ飲料ニ干スル淨水ニ干スルトキハ、六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下(第一四二條)ノ罰金ニ處シ、水道ニ依リ公眾ニ供給スル飲料ノ淨水、又ハ水源ニ干スルトキハ、六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス(第一四三條)

(註一) 本罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタルトキハ、常ニ傷害ノ罪ニ從ヒ

處断スヘキモノトス。

第二、淨水又ハ水源ニ毒物其ノ他人ノ健康ヲ害スルモノヲ混入シタル罪。毒物トハ化學的變化ニヨリテ、健康ヲ害スヘキモノヲ云ヒ、人ノ健康ヲ害スヘキモノヲモ包含ス。

(註二) *poison*ノ言ヲ所ニヨレハ、^{毒物トシテ}活物ニ對シ、化學的影響ヲ及ボ

シ、其ノ身体ヲ傷害シ、或ハ之レヲ死ニ致スヘキ種類ノ身体的活動ノ變化ヲ生セシムヘキ無機^{物トシテ}体ニ對スル分子^{的性質ノ影響ニヨリテ}的性質ノ影響ニヨリテ、急速ニ其ノ生活現象ヲ傷害シ、又ハ特定ノ施用セラレタル手段ニヨリテハ、之レヲ傷害スヘキ物質ヲ云フト曰ヒ *poison*ノ如キハ毒物トハ少量ヲ施用スルモ健康ナル身体内部ニ對シ、化學的方法ニヨリ其ノ健康ヲ害スヘキ物質ヲ云フト云ヘリ、受スルニ其ノ影響が化學的ナルコト、或ハ傷害力急速ニ生ヌヘキコト、或ハ少量ヲ施用スルモ傷害ヲ生シ得ヘキコト等ニ毒物ノ特徴ヲ示シテスルモノ、如シ而シテ硝子ノ粉末、如キハ健康ヲ害スヘキモノナリト云モ、毒物ニ

アラサルコトニ付テハ異説ナシ。德國ハ *Frank* 等ノ見解ニヨレハ
單ニ僕家ヲ害スヘキモノト爲モ *Chausson, Siff* 等ノ多數說
ニヨレハ、之レヲ毒物ナリト断定ス。又 *Siff* ハ酒精的飲料ハ毒物
ニアラスト断定シタリ。

(1) 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ干スル時ハ三年以下ノ懲役トシ(第一
四四條) 依テ人ヲ死傷ニ致シタルトキハ、傷害ノ罪ニ比シ重キニ
從ヒテ處断ス(第四五條)

(註三) 此ノ罪ヲ犯シ依テ人ヲ死傷ヲ致シタルトキハ、傷害ノ罪ニヨリテ
處断スヘシ。

(2) 水道ニヨリ公衆ニ供給スル飲料淨水又ハ其ノ水源ニ干スルモノ
ナルトキハ、二年以上ノ有期懲役ニ處シ、依テ人ヲ死傷ニ致シタ
ルトキハ、死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス。

第三、公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞、又ハ壅塞シタル罪(第一四
七條)

本罪ノ刑ハ一年以上十年以下ノ懲役トス。

(註四) 此ノ罪ハ前述セル水利ノ妨碍トナルヘキ行為ヲナシタル罪ト、念
想上ノ俱發ヲナス場合アリ得ヘシト虽モ、本罪ノ刑ハ比較的重キヲ
以テ常ニ本罪ノ刑ニヨリテ處断スヘキモノトス(五四條二項)

第十六章 通貨偽造ノ罪

通貨トハ貨幣、紙幣、及ヒ銀行券ヲ云フ、

而シテ外國ノ貨幣、紙幣、及ヒ銀行券ニ付キテハ、国別ニ各々特種ノ意義ヲ有スヘキヲ以テ、爰ニ之レヲ概論シ難シト虽モ、帝國ノ国法上ヨリ論スレハ左ノ如ク云フコトヲ得ヘシ

(1) 貨幣トハ有収者カ其ノ物自体ニ於テ、價格ノ標準タルコトヲ証明シタル物ヲ云ヒ、明治三十年法律第六号貨幣法(一)ニ貨幣ノ製造及ヒ發行ノ政府ニ屬スルト規定シ、今ニ第二十條ニヨレハ貨幣ニハ金貨幣、銀貨幣、白銀幣、及ヒ青銅貨ノ四種英アリ。

(註一) 貨幣法ニヨレハ五錢ノ銀貨幣、二錢銅貨幣、及ヒ二文錢文久ト一文錢ハ貨幣ニアラスト云モ、今法第十七條ニヨリ五錢銀貨幣、及ヒ此等ノ銅貨幣ハ、従前ノ通用スヘキ旨ヲ規定シタルヲ以テ、結果、之レヲ貨幣ト全視スルコトヲ得ヘシ。

(2) 紙幣トハ國家ニ於テ發行シ、且ツ特定ノ價格ヲ印刻シタル無利息ノ紙片ニシテ、其ノ國家ニ於テハ法律上貨幣ノ代用ヲナスモノト云

ヒ、明治四年十二月ノ布告ニヨル政府發行ノ紙製通貨及ヒ明治九年第一〇六号ノ布告、国立銀行條例ニヨル、国立銀行發行ノ紙製通貨ノ如キモノヲ云フト云モ今日ニ於テハ共ニ其ノ通用ヲ禁止セラレ又其ノ引換モ請求スルコトヲ得ス。

(3) 銀行券トハ貨幣ト全視スヘキ銀行券ノミニ干シ、現時ニ於テハ、單ニ兌換銀行券アルノミ、而シテ兌換銀行券ハ明治十五年、第三十二号布告日本銀行條例ニヨリ、日本銀行ノミカ之レヲ發行スルヲ有ス。

第一、行使ノ目的ヲ以テ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造、變造スル罪及ヒ其ノ未遂罪(第一五一條)

此ノ罪ハ犯人カ帝國臣民タルト外國人タルト、又ハ犯所カ帝国内タルト帝國外タルトヲ問ハス、其ノ適用ヲ有ス(刑法第二條)

帝國ニ於テ強制通用カヲ有スル帝國及ヒ外國ノ貨幣、紙幣、又ハ銀
行枚ニ干スル時ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處シ（第一四八條一項）
帝國ニ於テ任意ニ通用スル外國ノ貨幣、銅貨又ハ銀行券ニ
干スルトキハ、二年以上ノ有期懲役ニ處ス（第一四九條一項）

(1) 行使ノ目的

行使トハ真物トシテ流通ニオク作用、即チ真物トシテ流通スヘキ状
況ニアラシムル作用ヲ云ヒ、從テ直接ニ自己カ真貨トシテ使用スルト
間接ニ他人ヲシテ真貨トシテ使用セシムルトヲ區別セス。而シテ偽造
又ハ變造ト云モ、行使ノ目的ニ出テタル場合ニアラサルトキハ罪トナ
ラス。故ニ例ハハ研究上ノ参考品ナリトナス目的、造幣術ヲ練習スル
目的、單ニ蓄藏ニ於テ財政上ノ信用ヲ増大セシムル目的ニ出テタル、
偽造變造ハ罪トナラス。

(2) 通用及ヒ流通

通用ノ貨幣トハ所謂共通カヲ有スル通貨ノ意義ニ解スヘシ、然レト

モ嚴格ナル意義ニ於ケル貨幣、紙幣又ハ銀行券ハ元ヨリ強制通用カヲ
有スヘキモノナルヲ以テ、特ニ通用ノ貨幣ト制限スルコトノ必要ヲ
示サルノミナラス、前述ノ貨幣法ノ第七條ニヨレハ、其ノ額ニハ制限
ナクシテ通用スルハ金貨幣ノミニシテ、銀貨幣ハ十円迄、白銅貨^銀及
ビ青銅貨幣ハ一円迄ヲ限り法貨トシテ通用スルニ止マリ、又銅貨ハ銀
行券ニ付テ之レヲ法貨トナス規定ナキヲ以テ、要スルニ金貨幣以外ノ
通貨ハ共通カヲ有セサル貨幣ナリトスル疑ヒナシトセス、内國ニ通用
スルトハ帝國内ニ通用スルノ意味ニシテ、必スシモ共通カヲ有スルコ
トヲ得^ス要セス。但シ外國ノ貨幣、紙幣、又ハ銀行券ト云モ、例ハハ
兩替店ノ如キ狭キ範圍ニ於テハ、概ネ流通スルコトアルヘシト云モ、
多少広汎ナル範圍ニ於テ、流通スルニアラサレハ、内國ニ流通スト云
フコトヲ得サルヘシ。

(註二)

此文草案第一五條ニヨレハ内國流通スルト云フ語ニ該當スル語
ハ明カニ任意ノ流通ヲ日本ニ於テ有スルト規定シタリ。他國ニ於テ

ハ千八百六十五年以外未ラテン、ユニオン (Latin union) 即チ伊、西、自、瑞、希ノ諸國ト共ニ銀貨本位ヲ採用シ、相互ニ銀貨幣ノ強制通用カヲ認ムルヲ以テ、或ハ内國ニ流通スル外國ノ通貨ナル語ヲ内國ノ通貨カヲ有スル外國ノ通貨ト解スルモノアリタリト云モ、仙文草案第二一四條ニ於テ強制通用カヲ有スル内外國ノ貨幣ト規定シタル矣ヨリ立論スレハ若シ此ノ種ノ通貨アリトスルモ、前述、如ク寧ロ之レヲ通用ノ通貨ト解スルハキモノ、如シ *Bovind* *Law*、刑法草案解釈ニヨレハ、草案カ此ノ任意ノ通用ヲ許サレタル貨幣ハ外國ノ通用ナリトシ、單ニ外國貨幣ノミヲ記載シタリト云モ内國ノ貨幣ヲモ之レニ加ヘルハシ、何トナレハ内國貨幣ノ廢止後ニハ廢止後ニ至リテ多少永ク通用シ、且ツ大都會ト遠隔シタル地方ニ於テハ、未タ新貨幣稀ナルヲ以テ、舊貨幣ヲ甘受スト論シ、内國ニ流通スル貨幣中ニ單ニ外國ノ通貨ノミナラス、内國ノ通貨ヲモ包含セシムル改正ノ意見ヲ發表セシト云モ採用スルニ至ラス、然

レトモ若シ任意流通ノ事實アル通貨ノ偽造製造ヲ處罰スルモノトセハ任意ニ流通スル内國ノ通貨ヲ除外スル理由之レナシ。

(註三)

明治三十八年法律第六十六号外國ニ於テ流通スル貨幣、紙幣、銀行券、証券ノ偽造製造及ヒ模造ニ干スル件ニヨレハ外國ニ於テノ流通スル金銀貨、紙幣、銀行券、帝國官廳ノ發行ノ証券、偽造製造及ヒ模造ニ干スル罪則チ規定シタリ、故ニ外國ノ通貨ノ模造偽造及ヒ製造ニ干スル其ノ他ハ内國流通セサル場合ニ於テモ、本法ニヨリテ處罰セラルヘシ。

(2) 偽造及ヒ製造

(註四)

判決ニヨレハ金貨ノ貨幣ヲ變更スルノ所為ヲ製造トシ、他貨ノ貨幣ヲ改策シ、水銀ヲ液金スル等ノ所為ヲ偽造トス (三十九年判決錄七六八頁) 然レトモ其ノ根據有カナラス。

(註五)

判決例ニヨレハ名價ヲ異ニセル通貨ハ各ノ異リタル法益カ附着スルヲ以テ、數種ノ通貨ヲ偽造シタル時ハ、數罪ヲ構成スト云モ (四

十四年判決録八九五頁) 同一ノ犯意ニヨリ偽造ニ着手シタル場合ニ於テハ、之レヲ一罪ト論スルヲ正シトス。

(註六) 明治二十八年法律第二十八号通貨及ヒ証券模造取締法、第一條ニヨレハ、貨幣兌換券其ノ他ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ製造シ、又ハ販賣スルコトヲ得ス。

明治二十年勅令第三十六号、漢紙製造取締規則第二條ニヨレハ紙幣兌換銀行券等ニ類似ノ文字、画、紋又ハ凸ニ文字、画、紋ヲ濫入シタル紙ヲ人民ニ於テ製造スルコトヲ禁セザレタリ

(1) 偽造

通貨ノ偽造トハ真價ヲ基礎トナサズシテ、真價ヲ模造スル作用ヲ云フ。

(1) 模造トハ、模造シテ製作スル作用ヲ云フ、故ニ模造シタル通貨カ真價ニ比較シ、全等若クハ優等ナルト又ハ劣等ナルトヲ區別スル要ナシ。而シテ模造トハ其ノ形式ヨリモハ造幣ヲ害スル作用

ニシテ、其ノ真價ヨリ云ハ、真正ナラサル通貨ヲ製造スル作用ナルコト勿論ナリ。尙ホ通貨ノ模倣ニ一般世人ヲシテ真價ナリト錯認セシムル程度ニ達スルコトヲ必要トシ、製作ニ付キテハ真價ヲ製造ノ基礎トスル場合及ヒ然ラサル場合トノ區別ヲナスコトヲ得ヘシト強モ、刑法ハ真價ヲ製造上ノ基礎トナシタル模倣製作ハ、之レヲ變造ノ變化一種様トナシタルヲ以テ、偽造ト称ヘキ製作ハ軍ニ真價ヲ基礎トナササルモノノミヲ云フモノナリ。

(註七)

模倣カ一般世人ヲシテ真價ナリト錯認セシムル程度ニ達シタルヤ否ヤハ軍ニ通貨ノ名價ノミニヨラス、通貨ノ全体ノ形式ヨリ判定スヘキモノトス。異説アルヘシト強モ余ノ見解ニヨレハニ錢銅貨ニ、銀渡金ヲ施シタルノミニテハ偽造ト云フコトヲ得サルハ勿論、尙ホ其ノ名價ヲ五十錢ニ換金ニシタル時ト強モ、其ノ他ノ形式上五十錢銀貨ニ酷似スルニアラサレハ、之レヲ偽造ト云フコトヲ得サルヘシ。

(2) 通貨ノ模造トハ、真價ヲ模範トシテ製作シタル作用ヲ云フ、而

一七六
シテ現物ノ真貨ヲ模範トシタルヤ、又ハ記憶ニヨル真貨ヲ模範ト
シタルヤハ、之レヲ區別スルノ要ナシ。

(註八) 現在セザル名債ヲ有スル通貨例ハ、帝國ニ於テ四十元銀貨ヲ製造
スト益モ、通貨ノ模造タル弊ナシト益モ、一般世人ヲシテ、真偽ナ
リト錯誤セシムル代ケノ模倣ヲ欠ケル莫ニ於テ、概テ偽造ト云フヲ
得サルヘシ。

(ロ) 變造

通貨ノ變造トハ、真貨ヲ基礎トシテ、他ノ真貨ヲ模造スル作用及
ヒ真正ノ貨幣ノ原質ヲ削減スル作用ヲ云フ、然レトモ一面ニ於テハ
真貨ヲ削取ル模造ナルト否トニ、變造及ヒ偽造ノ區別ヲナスコト必
要ナリ、一面ニ於テハ貨幣ノ原質ヲ削減スル作用ヲ通貨ノ模造ト全
視スルハ不当ナルヲ以テ、模造ノ作用ト貨幣ノ原質ヲ削減スル作用
トヲ區別スルノ必要アリト信ス。

(イ) 真貨ヲ基礎トナス他ノ真貨ノ模造

此ノ種ノ模造ニ付キテモ、其ノ模倣ハ一般世人ヲシテ真貨ナリ
ト錯誤セシムル程度ニ達スルコトヲ要ス、故ニ元ヨリ事實問題ナ
リト益モ、模倣ノ程度上名價ヲ表記スルニアラサレハ、變造ト云
フヲ得サルヘシ、而シテ真價ヲ基礎トシテ製造シタルヤ否ヤハ真
貨ヲ真貨トシテ利用シタルヤ否ヤニヨリテ決スヘキヲ以テ、真貨
ヲ真貨ト認ムルコトヲ得サル程度マテ破壊シ以テ、他ノ真貨ヲ模
造スル作用ハ變造ニアラスシテ偽造ナリ。

(註九)

學者ヲクハ變造ニ付キテハ、通貨ノ模造ナルコトニ論及セス、之
レ變造中ニハ此ノ種ノ變造ト、後述スヘキ原價削減ノ變造トノ區別
アルコトヲ重視セサルノ結果ナリト益モ正解ニアラス。

(註十)

ニ錢銅貨及ヒ五十錢銀貨ヲ縱斷シ。而シテ其ノ各々一弁ヲ附着セ
シメテ、ニ錢銅貨ノ一弁ニ銀液金ヲ施シ、五十錢銀貨ヲ模造シタル
時ハ、偽造ニアラスシテ概テ變造ナリ

(二) 真正ノ貨幣ノ原質ノ削減

此ノ種ノ變造ハ機械的又ハ化學的ノ作用ニヨリテ、真正ノ原貨ヲ削減シテ、依テ其ノ價格ヲ減損セシムル作用ヲ云フ。余ハ殊更ニ真正ノ貨幣ト云ハズ、此レ紙幣及ヒ銀行券ニ付キテハ、其ノ原貨ノ削減ナルモノヲ豫想スルコトヲ得サレハナリ。

第三、偽造變造貨貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シタル罪、及ヒ其ノ未遂罪

(第一五一條)

此ノ罪ハ通用ノ通貨ニ干スルトキハ、無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處シ(第一四八條二項)犯人カ帝國臣民ナリト、外國人ナリト、又ハ犯所カ帝國内ナリト帝國外ナルトヲ問ハスニテ其ノ適用ヲ有ス、外國ニ流用スル外國ノ通貨ニ干スルトキハ二年以上ノ懲役ニ處シ(第一四九條二項)但シ何レノ場合ニ於テモ、通貨ヲ收得シタル後其ノ偽造、變造ナルコトヲ知リテ行使シタル時ハ、其ノ名價三倍以下一月以上ノ罰金又ハ科料ニ處ス(第一五二條)

(註十一) 收得トハ任意ニ他人ヨリ譲渡ヲウケタル作用ヲ云ヒ、例ハ取

去又ハ拾得ノ如キ透法ノ領得ヲ包含セス。獨乙刑法ハ所謂 *Empfang*

刑法ニ於テハ通貨ノ偽造變造且ツ其ノ行使ヲ罪トナシ、其ノ偽造變

造又ハ行使ヲ獨立ノ罪トナサス。尚ホ偽造變造ノ情ヲ知リテ行使シ

タルモノハ刑ニ照シ、各々ニ等ヲ減スト規定シ、更ニ貨幣ヲ收受ス

ル後ニ偽造變造ナルコトヲ知リテ之レヲ行使シタルモノハ去々リ規

定セルヲ以テ、取受中ニハ透法ノ收得ヲモ包含スルモノト論決セサ

ルヲ得サレトモ(二十九年判決録十卷二十四頁)(三十一年判決録六

卷四頁) 刑法ニ所謂收得ハ然ラズ、而シテ收得ヲ然義ニ解スルハ、

刑法カ特ニ收得後ノ知情行使ニ對シ輕キ金刑ヲ科スル立法ノ旨意ニ

應スルモノトモハサルヲ得ス。

(註十二) 收得后ノ知情行使ヲ結果トシテ財物ヲ得、又ハ財産上不法ノ利

益ヲ得、若シクハ第三者ヲシテ之レヲ得セシメタル行為ハ本罪タル

ト同時ニ、詐欺ノ罪ヲ構成セサルモノトスルコトニアリ。是レ若シ

詐欺ノ罪ヲ構成セザルモノトモ、又モ、之レ若シ詐欺ノ罪ヲ構成スルモノトモハ立法者カ特ニ本罪ヲ規定シ、比較的輕キ刑ヲ科セントシタル旨意ヲ貫徹スルコトヲ得サレハナリ。

第三

行使ノ目的ヲ以テ偽造變造貨幣、又ハ紙幣、銀行券ヲ人ニ交付シ又ハ輸入シタル罪及ヒ其ノ未遂罪(第一五一條目的特定罪)

此ノ罪ハ通用ノ通貨ニ干スルトキハ、無罪^期又ハ三年以上ノ懲役(第一四八條二項)ニ処シ、犯人カ帝國臣民ナルト、外國人タルト、又犯

所カ帝國内ト帝國外トノ間ハス、其ノ適用ヲ有ス(全二項)内國ニ流通スル外國ノ通貨ニ干スルトキハ、二年以上ノ有期懲役ニ処ス(第一四九條二項)但シ何レノ場合ニ於テモ通貨ヲ收得シタル後、其ノ偽造變造ナルコトヲ知り行使ノ目的ヲ以テ人ニ交付シタル時ハ名價三倍一円以上ノ罰金トス

(註十三) 交付ハ行使ヨリ広義ナルヲ以テ、偽造變造ノ通貨ナル旨ヲ告ケテ他人ニ讓渡スル作用ヲモ包含ス、但シ授與ノ意思ナクシテ、授與

スルニアラサレハ交付ト云フコトヲ得ス(四十二年判決録四〇二頁)

(註十四)

刑法ハ收得后ノ知情輸入ヲ豫想マシ、之レ收得后ノ知情ナリトスレハ實際上知情輸入ノ行為アリ得ヘカラサルヲ以テナリ、

第四、行使ノ目的ヲ以テ偽造變造及ヒ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル罪、及ヒ其ノ未遂罪(第一五〇條第一五一條目的特定罪)

(註十五) 行使ノ目的ヲ以テ偽造變造ノ通貨ヲ取去リ、拾得其ノ他違法ニ領得シタル時ハ、各收去罪、拾得其ノ他ヲ構成スト至モ本罪ヲ構成セス(註十四ヲ参照セヨ)。

第五、貨幣、紙幣、及ヒ銀行券ノ偽造變造ノ用ニ供マル目的ヲ以テ機械又ハ原料ヲ準備シタル罪(第一五三條目的特定罪)

(註十六) 所謂機械及ヒ原料ハ通貨ノ作製ノニ專用セラル、コトヲ必要トセスニテ、苟モ偽造變造ノ用ニ供スル目的ニ出テ準備シタル器具、又ハ原料ナルヲ以テ是レトス。

(註十七) 此ノ罪ニツキテハ行使ノ目的ニ出ツル偽造變造ナルコトヲ必要

トセス(四十四年判決例ハ六頁)然レトモ若シ然リトスレハ學術上
ノ参考品トナシ目的ヲ以テ、偽造、変造スルハ罪トナラスト至モ偽造
変造ノ用ニ供スル目的ヲ以テ、器具機械ヲ準備スル行為ハ罪トナル
ノ奇観ヲ呈スルコトニ注意ヲ要ス。

一三三

第十七章 文書偽造ノ罪

文書トハ文字ニヨリ形体ヲ附與シタル意思表示ヲ云フ。

(一) 意思表示、文書ハ必ず一定ノ意思ヲ明示、又ハ黙示スルコトヲ要ス
故ニ例ハ名刺ノ如キハ文書ニアラス。但シ意思ノ表示アルモノト至
モ、表示スル意思ヲ以テ表示セラレタル場合ニアラサレハ嚴格ナル意
義ニ於ケル意思表示アリトイフコトヲ得サルヲ以テ、例ハ未定ノ草
案、未定稿、寫本ノ如キハ概シテ文書ニアラス

(二) 形体ヲ附與シタル意思表示
意思表示ハ言語形容又ハ行為ニヨリ形体ヲ附與セシテ、之レヲナ
スコトヲ得ヘシト至モ、文書ハ無体ノ意思表示ナルヘカラサルコト勿
論ナルヲ以テ、必ず紙上、板上、石上其ノ他何等カノ物体上ニ意思表
示ヲ現出セシメタルモノナルコトヲ要ス。

(註一) 著音機ニヨル意思表示、言語ニヨル意思表示ハ一種ニシテ形体ヲ

一三三

有セサルヲ以テ文書ニ非ラス。

三、文字ニヨル意思表示、

意思表示ニ形体ヲ附與スル方法數多アリ。或ハ絵画ニヨリ或ハ記号ニヨリ或ハ文字ニヨルコトヲ得ベシ。文字特ニ象形文字ハ或ル場合ニ於テハ、之レヲ終身ト區別シ難シ。記号文字又ハ表音文字ハアル場合ニ於テハ之レヲ記号ト區別シ難シト雖モ文字ニヨル意思表示ニアラサレハ、文書ト云フコトヲ得ス。故ニ例ハ、絵画又ハ記号ノミニヨリ意思ヲ表示シタル地圖、國画、下足札其ノ他ハ文書ニアラスト雖モ、苟モ主トシテ文字ニヨリタル意思ナリトスレハ、其ノ間ニ絵画又ハ記号等ノ散見スル場合ニ於テモ、尚ホ文書ト云フコトヲ妨ケス。

(註二)

文書ノ意思表ヲ文字ニヨル意思表示ニ限定スヘキヤ、又ハ文字ニ代ルヘキ符号ニヨル意思表示ニモ拡張スヘキヤニ付キテハ異説アリ。四十三年判決録一五七二頁ニヨレハ、文書トハ文字若クハ之レニ代ハルヘキ符号ヲ用ヒ、永続スヘキ状態ニ於テアル物体上ニ記載シテ

ル意思表示ヲ云フトノ判決アリタリ、或ハ文字ニ代ハルヘキ符号ニヨル意思表示モ亦文書タルヲ以テ、之レヲ妨ケストナス如シト雖モ前述ノ判示ハ主トシテ四ニ金高及ヒ記号ヲ記載シタル場合ニ於テハ之レヲ文書ト云フコトヲ得ストノ上告論旨ニ對スルモノナルヲ以テ之レヲ重視スルコトヲ得ス。獨ニ刑法ニ所謂証書ノ解釈トシテハ、或ハ広ク形体ニヨリ意思ヲ表示スルモノヲモ証書トナスモノアリ。或ハ文字ニヨリ意思ヲ表示スルモノノミヲ証書トナスモノアリト雖モ通説ハ文字又ハ一般ニ了解セラルヘキ記号ニヨル意思ナリト断定スルモノノ如シ。然レトモ此ノ通説ハ(獨ニ刑法ニ於ケル)移シテ以テ我カ刑法上ノ文書ノ解釈トナスコトヲ得サルモノト認ム。似刑法ニ於テハ文書偽造ハ之レヲかきもの、偽造ト云ヒ、似文草案モ亦合様ナリ。而シテ所謂かきものトハ文字ヲ使用シタルモノナルコト疑ヒシ。

(註三)

文字トハ帝國内ナリト帝國外ナリトヲ區別セス、比較的左派ナル

人種間ニ於テ、形体ヲ附英スル意思表示ノ方法ト認ノラレタル符合
ヲ云フ。故ニ例ハ、速記文字、電信用ノ符号、蛮人ノ使用スル文字
モ亦所謂文字ナリト認ムルコトヲ得ヘシ。余ハ文字ニヨル意思表示
ニアラサレハ文書ニアラスト信スト虽モ、前述セシ如ク文字ノ意義
ヲモク鮮明スルヲ以テ、實際ニ於テハ文字ニ代ハルヘキ符合ニヨル
意思表示ヲ文書ナリトナス見解ハ大ノ相違ナシ。

(註四)

文書モ亦檢証物タル場合ナキニアラスト虽モ、檢証物トラサル文
書ハ現ニ之レヲ檢証物ト區別スルコトヲ要ス。即シテ檢証物トハ其
ノ形体ニヨリテ、証明ノ用ニ供セラルヘキ証法ヲ云ヒ、檢証物
足ラサル文書トハ、其ノ實質即チ意思表示ハ凡テ証明ノ用ニ供セラ
ルヘキ証法方法ヲ云フ(刑法証據方法ノ説明ヲ参照)

或ハ文書トハ証明ノ用ニ供シ得ヘキモノナルコトヲ要ストナス見
解アリ、之レヲ客観説ト称ス。蓋シ文書ハ意思表示ニシテ、有ニ意
思表示ナリトセハ少クトモ事實証明ニ供シ得ヘキヲ云ヒテ、客観説

ニヨリ文書ノ意義ヲ定ムルモノトスルモ實際上何等ノ不都合ヲ見ス
ト虽モ、刑法ハ权利義務又ハ事實証明ニ干スル文書ノ外、尚御璽
御璽、御名ヲ有スル文書、公務所、若シクハ公務員ノ作ルヘキ文書
ヲ豫想シ、且ツ何等ノ証明カヲ有スルコトヲ要求セス。或ハ文書ト
ハ証明ノ要ニ供スル目的ヲ以テ製作セラレタルモノナルヲ以テ要ス
トスル見解アリ、之レヲ主観説ト称ス。然レトモ上述ノ如ク刑法カ
御璽、御名、御名ヲ有スル文書、又ハ公務所若シクハ公務員ノ作ル
大體ヲ豫想シタル旨趣ニ及スル、ミナラス、又权利義務若クハ事實証
明ニ干スル文書ヲ豫想シタル旨趣トモ一致セサル嫌アリ、余ハ我刑
法上ノ文書ハ其ノ概念ニ於テハ、何等証明カト干渉セシムルコトヲ
要セサルコト、信ニス

(註五)

独乙刑法界ニ於テハ或ハ *Paulmichel* ノ如ク狹隘ナル客観説
即チ文書トハ、作製者ニ於テ法律事實等ノ証明又ハ確定ヲ明示若シ
クハ然示シタル書類ヲ云フトナスモノアリト虽モ通説ハ広汎ナル主

親説ヲトリ、文書ノ觀念ニハ証明ノ目的ヲ要ストナシ *Denkmal*
Bestimmungs 所謂目的文書 *Abstraktum* 即チ作
 成當時ニ於テ証明ノ用ニ供スル目的アリタル文書、外局俱然文書即
 チ作成後檢事莫ク他ノ訴訟官事者ニ於テ、証明ニ干シ供セントスル
 文書ヲモ包含スルモノトス *Stranck* ハ文書トハ法律交通ニ附セ
 ントスルモノナルコトヲ要ス、云フモ *Guir Rechts Verhältnisse*
Abstraktum 其ノ旨意ニ於テハ通説ト差異ナシ、然レトモ
 獨乙刑法上ノ解線トテモ、少クトモ文書ノ偽造變造ニツイテハ、文
 書ヲ莫ク証明カト干渉セシムル必要ナシ、*Stranck*、云フ所ニヨ
 レハ此ノ爭論カ文書偽造ノ範圍ニ於テハ何等ノ效用ナキコトハ、之
 レヲ認メサルテ得ス。
 偽造者カ遠法ノ目的ヲ以テ、新タニ意思表示ヲ作成セリトセバ、
 其ノ遠法ノ目的ハ証明ノ意思表示ニ外ナラサルヲ以テ、之レ明カニ
 一ノ文書ヲ偽造シタルモノナリ、若シ今一ノ目的ヲ以テ証明ノ目的
 ナクシテ、作成セラレタル文書ヲ變造セリトスルモ之レ此ノ文書ヨ
 リ一ツノ文書ヲ作成シタルモノニシテ、文書ノ作成トハ文書ヲ利用
 シテ他ノ文書ヲ作成スル作用ヲ云フモノナルヲ以テ、要スルニ此ノ
 場合ニ於テモ、亦一ツノ文書ヲ偽造セリトイハサルヲ得ス。此ノ爭
 論ハ文書ニ干スル其ノ他ノ罪即チ第二七四條(獨刑)第三四八條ニ
 規定シタル文書ノ毀壞及ヒ隱匿ニ付キ、初メテ其ノ效用ヲ有スト云
 ハリ。

第一

圖画トハ地圖、繪画其ノ他形態ヲ附英シタル事物ノ寫出ヲ云フ、然
 レトモ大者偽造罪ニ付キテハ圖画ハ公務所若クハ公務員ノ作ルヘキ
 圖画又ハ^{文章書}權利義務若クハ事實証明ニ干スル圖画ニ限定セラル、ヲ以
 テ、其ノ適用ハ概ネ何等カノ意義又ハ事實ヲ表示スル圖画ニシテ、
 文書ニ添付セラルモノニ限定セラルヘシ。
 御璽、國璽、御名ヲ有スル文書偽造罪
 本罪ハ犯人カ帝國臣民ナルト外國人ナルト、又犯所カ帝國内ナリト

帝国外ナリトテ問ハスニテ、其ノ適用ヲ有ス。而シテ此ノ罪ノ刑ハ無
期又ハ三年以上ノ懲役トス。

(一) 行使ノ目的ヲ以テ偽造者其ノ他御璽、国璽、御名ヲ有スル文書ヲ偽
造シタル罪(第一五四條一項)

此ノ罪ニ就キテハ御璽、国璽、御名ヲ真物ナルト偽造物タルト即チ
真正ノ御璽、国璽、御名ヲ使用スルト又ハ偽造シタル御璽、国璽、
御名ヲ使用スル等ヲ區別セス。御璽、国璽、御名ノ意義ニ付テハ印
章偽造ノ罪ヲ参照セヨ。

行使ノ目的トハ真物トシテ使用スル目的ヲ云フ。偽造トハ真正ノ
文書ヲ基礎トセシテ、文書ヲ模造スル作用ヲ云ヒ、其ノ模造ノ程
度カ一般世人ヲシテ、真正ノ文書ナリト錯誤セシムル程度ナルコト
ヲ要ス。而シテ真正ノ文書ヲ尙ホ真正ノ文書ト認メ得ヘキヤ否ヤノ
事實問題ニヨリテ決定スヘキモノトス。要スルニ文書ノ偽造トハ結
局通貨、偽造トシテ一ノ觀念ニ歸スト至モ、通貨ハ概ネ外國ノ貨幣

法真ノ他ニヨリ、其ノ形式ヲ特定セラル、ニ拘ハラズ。文書ハ特種
ノ官公文書其ノ他ヲ除ク外、概ネ一定ノ形式ヲ有セス。換言セハ自
由ナル形式ニヨルコトヲ得ヘキヲ以テ、二者ハ實際上自ラ模倣ノ程
度ヲ異ニスルコトヲ及カレズ。

(註六) 文書偽造ノ罪ノ成立ニハ法律ノ保護シタル文書ノ真正ヲ詐リテヨ
リテ、公ノ信憑力ヲ害スル危険アルヲ以テ足シリトシ、依テ文書ノ
作成意義ヲ犯サレタルモノ、又ハ真正ノ行使ヲ受クヘキモノノ有
スル法益ヲ犯シタルコトヲ必要トセス(四十四年判決録一五三ニ六。
二八二頁其他) 又文書ノ偽造ニ付キテハ敢テ害意アルコトヲ必要ト
セスト至モ、所謂善意ノ有無ハ控訴^審提供ト、提供セサルトニ干シ
重要ナル影響ヲ及ボスヘキモノナリ。

(註七) 形式ヲ法定セサル文書ノ偽造ニ付キテハ、模倣ノ程度ノ判断上真
物トテ大ノ差異アルコトヲ妨ケス。甚タシキニ至リテハ、單ニ作成
意義又ハ其ノ内容ノ小部分ノミノ模倣ヲモ本偽造ナリ、之レニ及シ

法令内規若クハ慣例ニヨリ形式ヲ法定シタル文書ニ付キテハ、稍々
通貨ノ偽造ニ必要ナル模倣ノ程度ニ達スルコトヲ要ス。

(二) 行使ノ目的ヲ以テ、詔書莫クハ他御璽、国璽、御名ヲ有スル文書ヲ
変造シタル罪(第一五八條二項)

刑法ハ御璽、国璽、ヲ押捺シ、又ハ御名ヲ署シタル文書ト規定ス
ト雖モ、要スルニ真正ノ御璽、国璽、御印影又ハ署名ヲ有スル文書
ト旨意ニ外ナラス、変造トハ真正ノ文書ヲ基礎トシテ、他ノ文書ヲ
模造スル作用ヲ云ヒ、其ノ模倣ノ程度ハ一般世人ヲシテ全然真正ノ
大層ナリト錯誤セシムル程度ニアルコトヲ要ス。

(三) 偽造変造ノ詔書、其ノ他御璽、国璽、御名ヲ有スル文書ヲ行使シ
タル罪及ヒ其ノ未遂罪(第一五八條一項)

行使トハ上述ノ如ク偽造変造ノ文書ヲ真正ノ文書トシテ使用スル
作用ヲ云ヒ、其ノ実質ニ於テハ通貨ノ行使印章ノ使用ト異ナル所ナ
シ、而シテ所謂、使用トハ通貨ニツキテハ、其ノ特殊ノ性質上真偽

第二、公務所又ハ公務員ノ作ルハキ、文書偽造ノ罪

トシテ流通シ置クコトヲ云フニ拘ハラズ、文書ニ付テハ千係人ニ於
テ、其ノ内容ヲ認知シ得ハキ状況ニオク作用ヲ云フモノトス。
此ノ罪ハ犯人ハ帝国臣民ナルト、外国人タルト、又ハ犯所ハ帝国内
ナルト帝国外タルトヲ問ハスニテ、其ノ適用ヲ有ス。
(一) 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ作ルハキ文書、国画ヲ偽造
変造シタル罪

公務所又ハ公務員ノ作ルハキ文書、国画中ニハ、間接ニ所謂、公
証ヲ經タル私人ノ作成ニ係ル文書、国画ヲ包含スル結果ヲ生マベシ。
(註八) 故ニ所謂真書証明ノ偽造変造ハ勿論、真書ノ証明ノ基礎タル私文
書、偽造変造モ亦本罪ヲ構成ス。

(註九) 例ハ内務省名義ノ判検事、補職高等官九等若クハ正十位ノ叙任
其ノ他ニ干スル許令層ノ偽造変造カ、文層規定ノ罪タルマニ付テハ
異説アリト雖モ、要スルニ上述シタル類似ノ程度問題ヨリ之ヲ許
一〇三

紙スヘキモノト信ス。

(1) 公務所又ハ公務員、印章若クハ署名ヲ使用シタル場合(第一五五條一項、二項)ノ罪、

此ノ場合ニ於テハ印章署名カ真物ナルト、又ハ偽造物ナルトヲ區別セズ、而シテ此ノ罪ノ刑ハ一年以上十五年以下ノ懲役トス。

(2) 公務所又ハ公務員、印章署名ヲ使用シタル場合(第一五五條三項)

(二) 偽造變造ニカ、ル公務所又ハ公務員、作ルヘキ文書ヲ行使シタル罪及ヒ其ノ未遂罪(第一五八條第一五五條)

(註十) 之籍簿、身分登記簿、登記簿等ノ如キハ、一般公衆ノ閲覧シ得ヘキ文書ナルヲ以テ、之レヲ偽造變造ニテ該官公務所ニ供ヘ付ケタルモノトセハ、其ノ文書ヲ行使シタルモノト云フヲ得ヘシ。

(註十一) 例ハ、裁判所ニ對シ偽造變造ニ係ル文書ノ寫ヲ呈出スルハ其ノ

文書ノ行使ト云フコトヲ得ス。是レ文書ノ内容ノ認知シ得ヘキ状況ニ置キテハ、必ズ其ノ原本ヲ行使スルコトヲ要スレハナリ。

(註十二) 文書ノ偽造變造ノ情ヲ知ルモノニ顯示、又ハ交附スルハ行使ニアラスシテ、真物トシテ使用スル作用ナリト云フコトヲ得サレハナリ。

第三、公務員ノ文書偽造ノ罪、

此ノ罪ハ帝國ノ公務員カ帝国外ニ於テ候シタル場合ニ於テモ其ノ適用ヲ有ス(刑第四條)

(一) 公務員カ其ノ職務ニ干シ行使ノ目的ヲ以テ、文書、圖画ヲ偽造又ハ變造シタル罪(第一五六條第一五四條)及ヒ(第一五五條)目的特定罪

凡ヘテ偽造變造ハ其ノ通貨ニ干スルト、文書ニ干スルト、又ハ印章ニ干スルトヲ區別セズ、作成ヲ有スルモノノ偽造變造其ノ他ノモノノ偽造變造トノ區別ヲナスコトヲ得ヘシ。刑法ハ特ニ文書偽造ノ

罪ニ付キテノ三其ノ區別ヲ認メ、作成ヲ有スルモノノ變造ハ依然
是レヲ變造ト称スルニ拘ハラズ、其ノ偽造ニ付キテハ殊更ニ虚偽ノ
文書圖画ヲ作リト規定シ、蓋シ作製ヲ有スルモノノ文書偽造變造
ハ所謂無形ノ偽造ト称スルモノニシテ作成ノ管轄権アルニ拘ハラズ
具體的管轄権ヲ有セスシテ、文書ヲ作成又ハ變更スル働キニ干スル
ヲ以テ、特ニ内容ヲ眞實ニ反スルコトニ着眼スヘキモノトス、所謂
其ノ職務ニ干シ云々トハ、事物及ヒ土地ノ管轄権ノ範圍内ニ屬スル
事務ニ干シテトイフ意義ナリ。

(二) 公務員ノ偽造變造シタル文書圖画ヲ行使シタル罪、及ヒ其ノ未遂
罪(第一五八條第一五六條)(第一五五條第一五四條)

ト此ノ罪ハ或ハ公務員カ偽造變造ノ文書圖画ヲ行使シタル罪ナリ。ト
云フコトヲ得ヘシト云モ、余ハ之レヲ採ラズ、何レノ見解ニヨルト
スルモ公務員カ、其ノ職務ニ干シ偽造變造シタル、文書、圖画、公
時ニ偽造變造ニ干スル公務員、又ハ公務員ノ作ルヘキ文書圖画ナル

第四

ヲ以テ第一五八條ニ於テハ特ニ偽造變造ニ干スル第一五六條記載ノ
文書圖画ノ行使ヲ罪トスル必要ナキカ如シ。
公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲナシ、公正証書免狀鑑札又ハ旅券ニ不實
ノ記載ヲナシザル罪、及ヒ公務員ニ於テ不實ノ記載ヲナシタル公
正証書免狀鑑札又ハ旅券ヲ行使シタル罪、及ヒ之等ノ罪ノ未遂罪、
犯人ノ帝國臣民ナルト外國人タルト、又ハ犯所ノ帝國內ナルト帝國
外ナルトヲ問ハズ適用ヲ有ス。

(一) 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲナシ不實ノ記載ヲナシザル罪及ヒ
其ノ未遂罪。

此ノ罪ハ無形ノ偽造ノ一變態ト認メラルモノナリト云モ特別ノ
明文ナキ限りハ、間接正犯トシテ所罰スルコトヲ得サル行為ナリト
ス。

(1) 權利義務ニ干スル公正証書ノ原本ニ干スル場合(第一五七條
一項三項)

公正証書、原本トハ、戸籍簿、登記簿、公証人ノ作製スル公正証書ノ原本、各種ノ公ノ登録簿等ヲ云フ。但シ権利義務ニ干セサル公正証書ナルモノアリヤ否ヤニ付キテハ疑ヒアリ。

(四) 免状、鑑札、旅券ニ干スル罪(第一五七條二項三項)

免状トハ、概ネ一定ノ資格ヲ公正スル大層例ハ、合格証書、及第証書等ヲ云ヒ、鑑札トハ一定ノ行為ヲナス特権ヲ公正シタル大層例ハ、營業鑑札ヲ云ヒ、旅券トハ旅行ヲ許可シタル大層例ハ、海外旅行免状等ヲ云フ。但シ判決例ニヨレハ免状トハ一定ノ人ニ對シ一定ノ行為ヲナス權利ヲ附與スル行政官廳ノ証明書ヲ云フモノトナスト雖モ、此、如ク鮮狀マハ免状ト鑑札トノ區別極メテ困難ナルヘシ。

(二) 不実ノ記載アル公正証書、免状又ハ鑑札或ハ旅行券ヲ使用セル罪及ヒ其ノ未遂罪(第一五八條第一五七條)

第五 権利義務又ハ事實証明ニ干スル文書偽造ノ罪

此ノ罪ハ帝國臣民カ帝国内ニ於テ、又ハ外国人カ帝國臣民ニ對シ帝国外ニ於テ之レヲ犯シタル場合ニ其ノ適用ヲ有ス(刑三)

権利義務又ハ事實証明ニ干スル文書ハ、社会团体ノ一員ニ干スルコトヲ要ス。故ニ虚無ノ他人名義ノ文書偽造ハ罪トナラス、又偶然ニ符合シタル他人名義ノ文書偽造モ、犯意ナキニヨリ罪トナラスト雖モ、死七者ノ生前日附ヲ有スル文書偽造ハ本罪ヲ構成ス。

(一) 行使ノ目的ヲ以テ権利義務又ハ事實証明ニ干スル文書、又ハ圖画ヲ偽造又ハ變造セル罪(目的特定罪)

所謂事實証明トハ、広ク諸般ノ事實ノ証明ヲ云フモノトス。而シテ他人ノ印章、署名ヲ使用シタル場合ニ於テハ、第一五九條一項ニ項ノ罪トナリ、他人ノ印章、署名ヲ使用セサル場合ニ於テハ第一五九條三項ノ罪トナル。

(二) 醫師カ公務所ニ提出スヘキ診斷書、検案書又ハ死亡証書ニ虚偽ノ記入ヲナシタル罪(第一六〇條)

診書、検案書又ハ死亡証書モ权利義務ハ少シトモ、事實証明ニ于テハ文書ナルヲ以テ、作成ヲ有セサルモノカ之レヲ偽造変造シタルトキハ、上迷ノ罪トナルヘシ。此ノ罪ハ作成ヲ有スル醫師ノ無形ノ偽造ニ于テハ、診察シタル患者ノ症状ヲ記載シタル文書ヲ云ヒ、検案書トハ生前ニ於テ診察トササリシ死体ノ死因莫ノ他ノ状況ヲ断定スル文書ヲ云ヒ、死亡証書トハ生前ニ於テ診察ヲナシタル患者ノ死亡ヲ証明スル文書ヲ云フ。

(三) 偽造又ハ変造ニカ、ル权利義務、又ハ事實証明ニ于タル文書及ヒ醫師ニ於テ、虚偽ノ記入ヲナシタル診断書、検案書、又ハ死亡証書ヲ行使シタル罪 及ヒ其ノ未遂罪(第一五六一條)

第十八章 有價証券偽造ノ罪

有價証券ノ何タルヤニ付テハ、學者間ニ異説アリ。要スルニ証券ニヨリテ权利ノ行使ヲナシ得ヘキモノヲ云フト鮮スヘシ。而シテ刑法ノ例示ニヨレハ公債証券即チ国家又ハ公共団体ノ債務証券、官府ノ証券即チ大藏証券、会社ノ株券ハ勿論有價証券ナリトス。刑法ノ他ノ條文ヨリ間接ニ推理シ得ヘキ所ニヨレハ銀行株券、郵便切手類、収入印紙ハ本章ニ所謂有價証券ト認ムルコトヲ得サルヘク、尤モ頻繁ニ此ノ罪ノ適用ヲ見ルヘキモノハ為替証券其ノ他各種ノ手形、及ヒ指圖文句ヲ有スル証券ナリトス。此ノ罪ハ犯人カ帝國臣民ナルト外國人タルト、犯所カ帝國內ナルト帝国外ナルトヲ問ハス、其ノ適用ヲ有ス。

第一、行使ノ目的ヲ以テ有價証券ヲ偽造變造セル罪(第一六二條二項)
 第二、行使ノ目的ヲ以テ有價証券ニ虚偽ノ記入ヲナシタル罪(第一六二條二項)

虚偽ノ記入トハ、虚偽ノ裏書保証券加引受ヲナスコトヲ云フ。而シテ真正ノ裏書保証券加引受ノ變更ハ有價証券ノ変造タルコトニ注意ヲ要ス。

第三、偽造又ハ変造ニ係ル有價証券、又ハ虚偽ノ記入ヲナシタル有價証券ヲ行使シ、又ハ行使ノ目的ヲ以テ人ニ交付シ、若クハ輸入シタル罪、及ヒ其ノ未遂罪(第一六三條)

交附又ハ輸入ヲモ罪トシタルハ、有價証券ノ通貨ニ類似スル流通券ヲ有スルニヨル。而シテ一般ノ文書ニツキテハ行使ノ外交附又ハ輸入ヲ罪トセザルコトニ注意ヲ要ス。(終)

(次巻ヘツヅク)

刑法各論 第二卷

第一編 國体ノ法物ニ関スル罪及ヒ刑

第十九章 印章偽造ノ罪

所謂印章トハ或ハ印影ヲ云フモノトシ、或ハ印影及ヒ印類ヲ云フモノトス。印類トハ物上ニ印影ヲ表ハシ得ヘキ具、即チ帯シ得ヘキ印刷器ニシテ、概ネ單純ナル文字、絵画、記號其ノ他ニ関スルモノヲ云フ。而シテ印類トハ單ニ其ノ形体ノ大小ニヨリテ區別アルノミニシテ、最格ニ此ノ兩者ヲ區別スルコトヲ得ス。印影トハ印類ノ使用筆寫其ノ他ノ方法ニヨリ、物上ニ表ハレタル文字、絵画、記號其ノ他ヲ云フ。故ニ印影ヲ單ニ文字、絵画、記號其ノ他トシテ觀察スルトヤハ、其ノ印影ヲ現ハスモノト共ニ文書タルハケ、從テ印影ト文書トノ區別ハ、文字、絵画、記

号其ノ他ノ表現スルモノヲ包含スルト否トニアリト云々、印影ハ常ニ物上ニ表ハル、ヲ以テ、實際ヨリ云ハ此ノ二者ハ単ニ常ニ一定ノ意思ヲ表示スルヤ、或ハ概ネ一定ノ意思ヲ表示セザルヤノ區別アルノミ、而シテ余ハ刑法ニ所謂印章トハ印影ヲ云フモノト解ス。此レ印章ト署名ト全視シ、偽造印章ノ使用ヲ罪トスル旨意ニ應スルヲ以テナリ、然レモ印類ハ印影ヲ製作スルニツキテ主要ナル器具ニシテ、印影ヲ保護スルニツキテハ印類ヲモ保護スルヲ要スルニ拘ハラズ、若シ印章ヲ印影ナリト釈セハ、印影偽造ノ行為ハ罪トナラズト云ハサレハカラス。

上述ノ如ク文唇ノ偽造ニ伴フ印章ノ偽造又ハ使用ハ、文唇偽造罪ヲ構成スルヲ以テ、本罪ノ適用ハ文唇偽造ノ罪ニ関係セザル印章偽造ノ罪ノミニ関スヘシ。

第一、行使ノ目的ヲ以テ御璽、国玺、御名、公務所、若シテハ公務員ノ印章、署又ハ公務所ノ記号ヲ偽造セル罪、並ニ之等ノ物ヲ不正ニ使用シ、又ハ偽造ニ係ル之等ノ物ヲ使用セル罪

及ヒ其ノ未遂罪。

此罪ハ帝國臣民ナント外國人ナント、犯所カ帝國内ナント帝國外ナントト尚ハスシテ其ノ適用ヲ有ス。

不正使用トハ旧刑法ニ所謂盗用ニ全シ、故ニ印類ニヨリ又ハ之レニヨラサル印影ノ盗奪使用ハ勿論、人ヲ欺キテ表現セシメタル印影ノ使用ヲモ包含ス。

(I) 御璽、国玺、御名ニ于スル場合。(第一六四條及第一六八條)

(II) 公務所又ハ公務員ノ印章署名ニ関スル場合。(第一六五條第一六八條)

(III) 公務所ノ記号ニ関スル場合。(第一六六條第一六八條)

公務所ノ記号トハ産物、商品等ニ押捺スヘキ記号、例ハ檢査済ヲ表示スル檢印、拂下、許可ヲ表示スル檢印又ハ什物昏藉等ニ押捺スヘキ記号、例ハ所有權ヲ表示スル記号ヲ云フ。

第二、行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章署名ヲ偽造セル罪

並ニ之芽ヲ不正ニ使用シ、又ハ偽造ニ係ル之芽ノ物
ヲ使用セル罪及ヒ其ノ未遂罪(第一六一条第一六八条)
此罪ハ帝國臣民カ帝國外ニ於テ、之芽ヲ侵シ又ハ外國人カ帝
國外ニ於テ帝國臣民ニ對シテ之レヲ侵シタル場合ニ適用ヲ有ス
而シテ他人ノ印章署名トハ文各ニ於テハト全様、社会団体員ニ
干スヘキコト勿論ナラズ以テ、偽造ノ他人ニ関シテハ勿論偽造
ニ符合シタル他人ニ関スル印章(有合印)又ハ署名ノ偽造其ノ
他ハ罪トナラズトモ、死亡シタル者ノ生前日附ヲ有スル文各ニ
干シ、印章署名ノ偽造芽ヲナシタルトキハ、本罪ヲ構成スヘシ。

第二十章 偽証ノ罪

第一節 總說

所謂偽証ノ罪ハ偽証罪及ヒ虚偽ノ鑑定、又ハ通譯ヲナシタル
罪ニ干シ、而シテ此ノ二種ノ罪ニ共通スル規定ハ自首ニヨリ刑

ノ減刑又ハ免除ノ法制ニ干ス。(第一七〇条第一七一条)蓋シ一
般ノ罪ニヨキテハ未タ官ニ發覺セサル罪ハ、后ノ証告罪ト全シ
ク寧ロ國家ノ司法ニ對スル罪ト認ムヘキモノナラズ以テ、罪カ
官ニ發覺セル后ニ於テモ尚ホ眞正ノ証言、鑑定又ハ通譯ヲ經テ
依テ事實ノ真相ヲ明カニスル必要アリ、而シテ自首ハ當然自首
ノ一種類ト認ムヘク、從テ本章ノ罪ヲ犯シ事未タ官ニ發覺前ニ
自首シタルモノハ、其ノ罪ヲ自首シタルモノト認メサルハカラ
ス。

第一、特別ノ自首ハ証言鑑定又ハ通譯ヲナシタル事件ニ
付キテノ裁判確定前、又ハ懲戒処分前ニ於テ之ヲ對ス
ニアラサレハ、刑ノ減刑又ハ免除ヲ得ルコトナシ、而
シテ裁判確定后又ハ懲戒処分后ノ自首ハ、自首ニ干ス
ル總則ノ規定ノ適用上、刑ヲ減刑セラレ、場合ニ止ル
モノトス。

第二、特別ノ自首ノ效力ハ其ノ刑ヲ減刑、又ハ免除スルコト

トヲ得ルニアリ、而シテ所謂減刑又ハ免除スルコトヲ得ト
ノ諾ハ、或ハ減刑シ、免除シ尚致ハ減刑又ハ免除セサルコ
トヲ得ルモノト解釈ス、或ハ自白獎勵ノ実ヲ擧ケ進シト社
難スルモノナキニアラサルヘシト多モ、刑法ハ自白ヲ獎勵
スルト全時ニ、刑ノ免除少クシテモ刑ノ減刑ヲ豫期シタル偽
証罪ノ矯出ヲ防止セシトシタル旨意ニ外ナラサルヘシ。

第二節 偽証罪。

此ノ罪ハ法律ニヨリ宣誓シタル証人カ、虚偽ノ陳述ヲナシタ
ル行為ニ干ス、証人トハ各種ノ裁判権者ニ対シテ、事實ノ陳述ヲ
ナス証拠方法ニシテ、被告人又ハ當事者本人ニアラサルモノヲ
云ヒ、各種ノ裁判権者トハ普通裁判所及ヒ豫審判事、受命判事
台灣朝鮮ニ於ケル裁判所其ノ他裁判権ヲ有スルモノ、軍法會議
行政裁判所判事、弁護士、會計検査官、懲戒裁判所ヲ云フ、法
律ニヨリ宣誓シタル証人トハ、刑事訴訟法第一二三條、陸軍治

罪法第六十條及海軍治罪法第六十五條ニ所謂事實参考人、民訴
法ノ第三一〇條ニ所謂参考人及ヒ刑事訴訟法第一二四條ニ記載
シタルモノ以外ノ証人ニ関スルコトヲ理想トスレトモ、苟モ裁
判権ヲ有スルモノニシテ、法律ニヨリ宣誓ヲ命シタリトスレハ
法律上之レヲ命スヘキ場合ニアラサリシモノトスルモ、尚法律
ニヨリ宣誓シタル証人タルコトヲ失ハス、法律トハ法律又ハ法
律ノ委任ヲ受ケタル命令ノミヲ尊重スヘキヲ以テ、純清ナル勅
令ニ根拠スル行政裁判所長官、評定官、懲戒裁判所ニ就ケル証人
文官懲戒官、之レヲ準用セル懲戒令ニヨリ懲戒委員令ノ定メタ
ル審査手續ニ於テ認メタル証人ノ宣誓ヲナシタル場合ニ適用ア
リヤ否ヤニツキテハ異論アリ、但シ特許法、意匠法、商標法、実用新
案法違反ノ証人ノ偽証ニツキテハ、各特別ノ罰則ヲ設ケタリ。
偽証トハ眞心ノ事實ヲ陳述セサル行為ヲ云ヒ、其ノ手段ハ次
ノニツニ區別スルコトヲ得。
第一、眞心ノ事實ヲ陳述セサル行為ハ、所謂事實ヲ黙秘スル

一七六
偽証 即チ知レル真凶ノ事實ヲ陳述セサル不作為ニ干ス。
理論上ヨリ云ハハ苟クモ偽証ノ範圍ヲ以テ事實ヲ黙秘セ
ルハ、直ニ偽証罪成立スヘシトモ、事實上ニ於テハ其ノ
黙秘セル事實カ、裁判者ヨリ訊問ヲ受ケル事實ナレバ、
又ハ事件ニツキテ重要ナル事實ナルカニアラザレハ、偽証
ノ犯意ヲ認定スルコト困難ナルヘシ、而シテ此ノ種ノ偽証
中宣誓ヲナシタル后、全ク何業ノ陳述ヲモナサ、ルモノニ
ツキテハ、刑法第一二六條陸軍治罪法第六五條、海軍治
罪法第七〇條、民法第三〇二條ノ特別刑法規アリ。
偽証罪トシテ所罰スルコトヲ得ヘシ。
第二、虚偽ノ事實ヲ陳述セル行為ニハ、明示ノ陳述ト黙示ノ
述トヲ包含ス、故ニ虚偽ノ事實ヲ陳述セサルモ、陳述シタ
ルト全一效果ヲ生スヘキ動作、又ハ形容ヲナシタルトキハ
偽証罪ヲ認ムルコトヲ得ヘシ、而シテ所謂虚偽ハ主觀的ニ
虚偽ナルヲ以テ是レリトシ、客觀的ニ事實ナルモ妨ケナキ

ナリ。

偽証成立ノ時期ハ所謂事前ノ宣誓ノ場合、所謂事後ノ宣誓ノ
場合トテ區別シテ決定セサルヲ得ス、我國法ハ一般ニ事前宣誓
ノ法制ヲ採用ストモ、民法第三〇六條二項ニ於テハ特別ノ
理由アル場合特ニ宣誓ヲナサシムヘキヤ否ヤニツキ疑ヲ存スル
クハ、訊問ノ終ニ迄宣誓ヲ延フルコトヲ得ルモノト規定ス、故
ニ民事訴訟及ヒ民事訴訟法ヲ適用スル訴訟ニツキテハ、例外ト
シテ事後宣誓ノ法制ヲ認ムト云ハサルヲ得ス、而シテ事前宣誓
ノ場合ニ於テハ偽証ハ眞凶ノ事實ノ黙秘、又ハ虚偽ノ事實ノ陳
述ト全時ニ成立ス、但シ其ノ時期ニ着スル場合ニ於テ新ナル
陳述又ハ陳述ノ取消ヲナシタルトキハ、據テ偽証ノ犯意及ヒ動
作ノ証明ノ不完全ナルノ結果ヲ生スヘシ、事後宣誓ノ場合ニ於
テハ偽証ヲナシタル時期ニ於テ成立ス、故ニ宣誓前ニ於テハ自
由ニ新々ナル陳述又ハ陳述ノ取消ヲナスコトヲ得ヘシ。

第三節 虚偽ノ鑑定又ハ通訳ヲナシタル罪

此罪ハ鑑定事カ虚偽ノ鑑定ヲナシ、通事カ虚偽ノ通訳ヲナシタル行為ニ于シ、鑑定事トハ各種ノ裁判権者ニ対シ、意見ノ陳述ヲナス証拠方法ヲ云ヒ、通事トハ裁判権者ニ対シ通訳ヲナスハキモノヲ云ヒ、共ニ宣誓ヲナシタルコトヲ必要トス。本罪ニツキテハ虚偽罪ノ説明ヲ参照シテ研究スヘシ。

第二十一章 誣告ノ罪

人ヲシテ刑事懲戒ノ処分ヲ受ケシムル目的ヲシテ、虚偽ノ申告ヲナシタル行為ニ于ス。(第一七二条目的特定罪) 本罪ハ刑事司法ニ対スル罪ナルノ如ク、同一私人ノ自由ニ対スル罪ナルカ如ク、或ハ一私人ノ名譽ニ対スル罪ナルカ如シトス。刑法カ之レヲ偽証罪ノ並后ニ記載シ、自白ニヨル刑減又ハ免除ノ法制ヲ認メタルハ、主トシテ刑事司法ニ対スル罪ト認

メタルニヨルナルヘシ。

此罪ハ目的特定罪ニシテ、其目的ハ人ヲシテ刑事懲戒ノ処分ヲ受ケシムルコトナルコトヲ要ス。

刑事ノ処分トハ刑ヲ科スル処分ヲ云ヒ、懲戒処分トハ法令ニヨリ規定シタル監督権ノ作用ニヨル制裁ヲ加フル処分ヲ云フ。

故ニ人ニシテ刑又ハ監督権ニ原因スル制裁ヲ受ケシムル目的ナキトキハ此ノ罪ハ成立セス。誣告トハ人ヲシテ刑又ハ監督権ニヨル制裁ヲ受ケシムルヘキ事實ニシテ全然不実ナルモノヲ、又ハ過當ナルモノヲ捜査権又ハ監督権ヲ有スル官廳ニ通告スル行為ヲ云フ。

第一 通告トハ捜査権又ハ監督権ヲ有スル官廳ヲシテ、一定ノ事實ヲ知了セシムル為メノ注意ヲ以テナス。從テ總テノ手続ヲ云ヒ其ノ各面ニヨルト口頭ニヨルトヲ區別セス、又記名ナルト匿名ナルトヲ區別セスト多モ、訊問又ハ聴取ヲ受ケ事實ノ陳述ヲナスハ通告ニアラスシテ、而シテ刑事法

ハ犯罪通告ノ手段トシテ告訴告発ヲ認ムレトモ、
一八〇、
違反ノ告訴、
告発又ハ自首ト懸連セシメタル事實ノ陳述モ亦通告
ルヲ失ハス。

第二、捜査権アル官廳ニハ一般ノ罪ニツキ捜査権ヲ有スルモ
ノト、特別ノ罪種ニツキ捜査権ヲ有スルモノトノ區別アリ、
特別ノ罪種ニツキ捜査権ヲ有スル官廳ニ對スル通告ハ、其
ノ特別ノ罪種ニ關スル場合ニ限り誣告タルヘシ。
而シテ監督権ヲ有スル官廳ノ如何ハ各場合ニ於ケル法令
ノ規定ニヨリテ決定スルノ外ナシ。

第三、刑法ハ単ニ虚偽ノ申告ヲナシト規定スレトモ、其ノ虚
偽ナルコトハ事實ノ全部ニ關スル場合ト、其ノ一部ニテ
ル場合トヲ區別スルコトヲ得ヘシ、全部不實ナル事實トハ
刑又ハ監督権ニヨル制裁ヲ受クヘキ行為ナキニ拘ハラズ、
之ホテ捏造シタル事實ヲ云フ。適當ナル事實トハ一部カ不
實ナル事實中、比較的重キ刑又ハ監督権ニヨリテ制裁ヲ受

クヘキ不實ノ事實ヲ云フ、而シテ事實カ不實ナリヤ否ヤハ
何レノ場合ニ於テモ客觀的主觀的ニ觀察セサルヘカラス、
而シテ主觀的ニ不實ナラサルヘカラサルコトハ、誣告罪ノ
犯意論ヨリ生スヘキ當然ノ結果ナリトス。

第四、他人ヲシテ刑又ハ監督権ニヨリ制裁ヲ受ケシムヘキ事
實ハ、刑ヲ受ケシムヘキ事實ニ關スヘキヲ以テ、罪タル事
實ト共ニ罪ノ不成立ノ事由ハ、刑ヲ免除セラレヘキ事由、
併進シ得サル事由其ノ他附隨ノ事實ヲ申告スルハ、誣告ニア
ラス、又刑又ハ監督権ニヨル制裁ヲ受ケシムヘキ事實ハ、
必ズ他人ニ干スヘキモノナルヲ以テ、常ニ其ノ他人ヲ特定
シテ之レヲ表示スルコトヲ要ス、然レトモ之レヲ特定シタ
ル以上ハ氏名ヲ明示スルト、特徴其ノ他ニヨリテ之レヲ表
示スルトヲ區別セズ、誣告罪ニツキテハ偽証ノ罪ト全シク
特別ノ自白ノ制度ヲ認メ、誣告ノ罪ヲ犯シタルモノカ誣告
ニ係ル裁判確定前、又ハ懲戒処分前自白シタルトキハ情狀

ニヨリ、其ノ刑ヲ減刑シ、又ハ免除スルコトヲ得ヘシ。
而シテ裁判確定后又ハ懲戒処分后ニ於テモ、一般自首減
刑ノ適用アルハ勿論ナリ。

第二十二章 猥褻、交淫及ヒ重婚ノ罪
第一節 猥褻罪

第一、職権詐追罪タル猥褻罪

此ノ罪ハ相手方カ何等ノ損害ヲモ蒙ラサル場合ニ於テモ尚ホ
成立スヘシ。

(1) 公然猥褻ノ行為ヲナシタル罪 (第一七四条)

公然トハ不定ノ多衆カ見聞シ得ヘキ有様ヲ云ヒ、畢竟事實
問題ニ帰着ストモ實際之上レヲ見聞セムモノ、有妻ヲ区
別セズ、而シテ此罪ハ親告罪タル猥褻罪又ハ交淫罪ト想像
上ノ俱業ヲナス場合アリ得ヘシ。

(2) 猥褻ノ物ヲ分布若クハ販売シ、又ハ公然之レヲ陳列セル
罪 (第一七五条前段)

所謂猥褻ノ物トハ、猥褻ナル図画、文唇、形象其ノ他ヲ
云ヒ、分布トハ不定ノ多衆ニ分布スル作用ヲ云ヒ、販売ト
ハ売却スル作用ヲ云フ。

(3) 販売ノ目的ヲ以テ猥褻ノ物ヲ所持シタル罪 (第一七五条
后段)

(4) 后述ノ親告罪タル猥褻罪ヲ犯シ、依テ人ヲ死傷ニ致シタ
ル罪 (第一八一一条)

此ノ罪ハ帝國臣民カ帝国外ニ於テ犯シタル場合、又ハ外
國人カ帝國臣民ニ対シテ帝国外ニ於テ犯シタル場合ニ於テ
モ其ノ適用ヲ有ス。

第二、親告罪タル猥褻罪 (第一八〇条)

此罪ニツキテハ必ス被害者アルコトヲ必要トセス、但シ相手
方カ十三歳未満ノ男子ナルトキハ、其ノモノ、承諾アル場

合ニ於テモ、法定代理人又ハ親族ヲ被害タル場合ナシトモハ、此ノ罪ハ帝國臣民カ帝国外ニ於テ犯シタル場合、又ハ外國人カ帝國臣民ニ對シ、帝国外ニ於テ犯シタル場合ニ於テモ其ノ適用ヲ有ス。

(1) 十三歳未満ノ男子ニ對シ猥褻ノ行為ヲナシタル罪、及ヒ其ノ未遂罪、(第一七六条后段及ヒ第一七九条)

(2) 十三歳以上ノ男女ニ對シ、暴行若クハ脅迫ヲ以テ又ハ其ノ心神ノ喪失若クハ抗拒不能ニ集シ、又ハ其ノ心神ヲ喪失セシメ、若クハ抗拒ナラシメテ猥褻ノ行為ヲナシタル罪及ヒ其ノ未遂罪、(第一七六条、第一七八条、及第一七条)

第二節 交淫罪

第一款 狹義ノ交淫罪

犯罪ノ主体ハ通常男子ナルヘキコト勿論ナリトモ、刑法上共全凶犯及ヒ間接凶犯ノ法制ヲ認メタル以上ハ、或ル場合ニ於

テ女子モ亦此ノ罪ノ主体タルコトアルヘシ、或ハ人ハ實際上自身ニテ犯スコトヲ得サル罪ハ、共全凶犯トシテモ亦之レヲ犯スコトヲアルヲ以テ、女子ハ単ニ交淫罪ノ從犯タルニ止ルモノト云フモノアリ、此ノ罪ハ帝國臣民カ帝国外ニ於テ犯シタル場合又ハ外國人カ帝國臣民ニ對シ、帝国外ニ於テ犯シタル場合ニ於テモ其ノ適用ヲ有ス。(刑法三)

而シテ此ノ罪ノ結果人ヲ死傷ニ致シタル場合ヲ除ク外凡テ親告罪ナリ。(第一八〇条)

第一、十三歳未満ノ^{婦女}交淫罪及ヒ其ノ未遂罪。(第一七七条、第一七九条)

第二、十三歳以上ノ婦女ノ強交罪及ヒ其ノ未遂罪。(第一七七条、第一七九条)

強交トハ暴行又ハ現在ノ暴行ノ脅迫ニヨル交淫ヲ云フ、故ニ十三歳以上ノ婦女ノ和交ハ刑法上罪トナラス。
第三、十三歳以上ノ婦女ノ心神ノ喪失、若クハ抗拒不能ニ集

シ之レヲ交淫シタル罪及ヒ其ノ未遂罪。(第一七七条乃至第一七九条)

抗拒不能ナラシムル作用及ヒ心神喪失セシムル作用ハ、共ニ暴行ノ一種ナリト立論スル余地アリトモ、此ノ特別規定ノ結果、強交罪ニアラサル交淫罪ヲ成立セシムルモノト云ハサルハカラス。

第二款 交淫勧誘ノ罪。(第一八二条)

此ノ罪ハ目的特定罪ニシテ、営利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勧誘シテ、交淫ヲナサシメタル行為ニ干ス、営利ノ目的トハ財産ノ利益ヲ得ル目的ヲ云ヒ、交淫ノ勧誘トハ交淫ノ教唆、即チ交淫ノ意ヲ存セサル婦女ヲシテ、交淫ノ意思ヲ生セシムル作用ヲ云フ、而シテ婦女ノ年齢ハ制限ナキコト、男子ニ対スル交淫ノ勧誘ヲ豫想セサルコト、淫行ノ常習ナキ婦女ノ交淫ノ幫助ヲ豫想セサルコトハ注意ヲ要ス。

第三款 交通罪。(第一八三条)

交通トハ有夫ノ女子カ夫以外ノ男子ト交淫ヲナス行為ヲ云フ、或ハ配偶者アルモノカ配偶者以外ノ者ト交淫ヲナス行為ハ破婚罪トシテ、之レヲ罰スヘシトナスモノアリ、独乙ノ如キハ此ノ見解ヲ採用セリ、或ハ交通罪ハ必ス親告罪トナサハルヲ得サル性質ヲ有スルモノニシテ、之レヲ親告罪トナストキハ単ニ恐喝ノ有カナル材料ヲ与フルニ過キサルヲ以テ、寧ロ民法上離婚ノ原因トナスニ止ムヘシト云フモノモアリ。

夫婦トハ民法上有効ナル婚姻ヲナシタル男女ヲ云ヒ、通常戸籍吏ニ届出ワルヲ以テ其ノ效力ヲ生シ、取消シ得ヘキ婚姻ナルコトヲ妨ケストモ其ノ效力ノ婚姻ハ届出アリタル場合ニ於テモ、法上ノ夫婦關係ヲ生セス、法上ノ夫婦關係ハ一方ノ死亡又ハ收養上又ハ裁判ニヨリ離婚ニヨリテ解消スルモノトス。

而シテ所謂内縁ノ妻即チ事實上ノ妻ハ交通罪ノ主体ニアラス。
第一、有夫ノ女子カ夫以外ノモノト交淫ヲナシタル罪。
第二、男子カ有夫ノ女子ト交淫セル罪。

此ノ罪ハ第一第二共ニ本夫ノ告訴ヲ俟ツテ之レヲ所逸スヘキ
モノトス、本夫トハ法上有効ナル夫ノ意ニシテ、常ニ交通行為
ノ當時ノ干係ニヨリテ決定スヘキモノトス、但シ夫ニ於テ一般
ニ交通ヲ看過シ、又ハ特別ノ男子ニ干シ交通ヲ看過シタルトキ
ハ告訴ヲナシタリトスルモ、所逸ヲ開始スルコトヲ得ス。

第三節 重婚ノ罪。

重婚罪トハ有効ナル婚姻ヲナシタル男子又ハ女子カ更ニ有効
ナル婚姻ヲナシタルヲ云フ。有効ナル婚姻トハ民法施行后ニア
リテハ、常ニ戸籍吏ニ届出タル婚姻ニシテ無効ニアラサルモノ
ヲ云ヒ、戸籍吏ハ民法第七七六条及第七七七条ニヨリ有効ナル
婚姻ヲナシタルモノ、重婚ノ届出ヲ受理スルコトヲ得サルヲ以
テ、戸籍吏ニシテ正當ニ其ノ職務ヲ執行スルモノトセハ、實際
上重婚罪ノ成立スル場合ナカルヘシトスモ、戸籍吏ニ於テ常ニ
重婚ニアラサルヤ否ヤヲ調査シテ、婚姻ノ届出ノ受理ヲナスコト

モ實際上不可能ナリト云ハサルヘカラス。

- 第一、婚姻ヲナシタルモノカ重ネテ他人ト婚姻ヲナシタル罪
- 第二、配偶者アリモノト婚姻セル罪。

第二十三章 賭博及ヒ當籤ニ関スル罪。

第一節 賭博ニ干スル罪。

第一、賭博罪。

賭博罪トハ一時ノ娛樂ニ供スルモノ以外ノ財物ヲ賭シ、博戯
又ハ賭事ヲナシタル行為ニ干ス。刑法ハ殊更ニ偶然ノ輸贏ニ干
シト規定ストモ、行為者ノ主觀的ニ偶然ナル事實ニヨリ勝敗
ヲ決スルコトハ、博戯又ハ賭事其ノモノニ具備スヘキ態様ニシ
テ、已ニ博戯賭事ト云フ以上ハ殊更ニ偶然ノ輸贏ニ関シト規定
スルノ必要ナシ、但シ行為者ノ一部ノミニ不確定ナル事實ニヨリ
勝敗ヲ決スル場合ニ於テ、通常之レヲ賭事、賭博ト稱ストモ

其ノ用語ハ妥當ニアラズ。

(1) 賭博又ハ賭事トハ全部又ハ一部方カ、關係者一同ニ不確
定ナル輸贏ヲ賭スル行為ヲ云フ、然レトモ賭博及ヒ賭事ノ區別
ノ標準如何ニツキテハ異説アリ、或ハ二者間ニハ全ク何業ノ區
別ナシトナスモノアリ、或ハ偶然ノ輸贏ヲ賭スルモノカ其ノ判
定ヲ確保セントスル目的ヲ有スルトキハ賭事ナリ、利得ヲ得
トスル目的ヲ有スルモノハ博戯ナリトノ主観説ヲトルモノアリ、
或ハ偶然ノ輸贏ヲ賭スルモノ自身カ、其ノ輸贏ヲ決スヘキ行為
ヲナストキハ博戯ナリ、他人ニ於テ輸贏ヲ決スル行為ヲナスニ
際シ、其ノ輸贏ヲ賭スルトキハ賭事ナリトノ客観説ヲトルモノ
アリ、余ハ主観説ヲ正シト信スト多クモ、刑法ハ其ノ博戯ナルト
賭事ナルトヲ區別セズ、共ニ賭博罪タルモノト規定ス。

(2) 財物トハ交換價値ヲ有スル有体物及ヒ^体無体物ヲ云フ、勿論
動産、不動産ヲ包含スト多クモ、其ノ詳細ハ財産ニ干スル罪ニツ
キ説明スヘシ、一時ノ娛樂ニ供スルモノトハ概ネ飲食物ヲ称ス

ト多ク即時ニ飲食シ難キ種類又ハ分量ノ飲食物ノ如キハ之レヲ
包含セザルノミナラズ金銀文ナリトスルモノ、ソノ種類及ヒ数学
上ノ単ニ娛樂ノ為メ之レヲ賭スル場合ト認ムヘキ場合ニ於テハ
尚ホ一時ノ娛樂ニ供スルモノト云フヲ得ヘシ。

(3) 刑法ハ普通ノ賭博罪ニツキ、千円以下ノ罰金又ハ科料ヲ
科シ(第一八五條)特ニ其ノ公折時效ヲ一年トナスニ拘ハラズ、
所謂常習賭博罪ニツキテハ三年以下ノ懲役ニ処シタリ(第一八
六條一項)

第二、賭博物ヲ開帳シテ利ヲ斗リタル罪。(第一八六條^{二項}前段)

此罪ハ賭博罪ヲ犯ス、ヲ提供シテ、財産上ニ利益ヲ得ント
シタル行為ニ干ス、故ニ房屋ヲ給与シタルト區別セズ。

第三、博徒ヲ糾合シテ利ヲ計リタル罪。(第一八六條^{二項}后段)
博徒トハ賭博ノ常習者ヲ云ヒ、合トハ衆合セシムルヲ云
フ、而シテ其ノ罪ハ時ニ賭博物ヲ開帳シテ、利ヲ計リシム
罪ト想像上俱茨ヲナス場合アリ得ヘシ。

第二節 富籤ニ関スル罪。

富籤ノ語ハニ意義アリ。刑法ノ使用スル富籤ト云フ語ハ寧ロ狭義ニシテ、単ニ「クヂ」其ノモノヲ云フト多クモ一般ノ用例ニヨレハ、富籤ナル語其ノモノヲ云フ場合ト、本ク富籤ニヨリテ偶然ノ輸贏ヲ争フ行為ヲ云フ場合トヲ區別スルコトヲ得ヘシ。富籤トハ利得ヲ得ル目的ヲ以テ偶然ノ輸贏ヲ争フ行為ニ外ナラス。故ニ此ノ真ニ於テハ賭博ト差異ナシト多ク、其ノ特徴ハ概ネ次ノニ具ニ関スルモ、如シ。

(1) 狭義ノ富籤ニヨリ輸贏ヲ決ス。富籤トハ並接ニ利得ヲ得ヘキ記号ト一致スル記号ヲ有スル物ニシテ、買主ニ於テ有價的ニ所持スヘキモノヲ云フ。故ニ財物ヲ驟集セシテ金償ニテ分与シタルモノハ常ニ富籤ニアラス。又買主ノ所有ニ屬スルコトヲ要セスト多ク、少クモソノ所持ニ歸スヘキ物ニアラサレハ富籤ニアラス、又並接ニ利得ヲ得セシムヘキ

キ記号ト一致スル記号ニ原因シテ間接ニ利得ヲ得セシムヘキ物ニアラサレハ富籤ニアラス。

(2) 双務契約ノ現出スル富籤ニアリテハ買主ハ各條件ニテ給付ノ義務ヲ負担シ、賣主者ハ当籤ノ条件付ニテ反対給付ヲナス義務ヲ負担スルモノトス。

- 第一、富籤ヲ發売シタル罪。(第一八七条一項)
- 第二、富籤發売ノ取次ヲナシタル罪。(第一八七条二項)
- 第三、富籤ヲ授受シタル罪。(第一八七条三項)

第二十四章 礼拝所及ヒ墳墓ニ関スル罪。

第一節 礼拝所ニ干スル罪

- 第一、礼拝所ニ對シ公然不敬ノ行為ヲナシタル罪。(第一八八条一項)

礼拝所トハ神祠、佛堂、墓所、教会堂等ノ他夫々類似スル場

所ヲ云フ、但シ皇陵ニツキテハ皇室ニ対スル罪ノ中ニ特別ノ明文アリ。

第二、誣教礼葬又ハ葬式ヲ妨害シタル罪。(第一八八条ニ項)

第二節 墳墓ニ関スル罪。

第一、墳墓発掘罪。(第一八九条)

墳墓トハ人ヲ埋葬タル場所ヲ云ヒ、其ノ内容カ死体タルト遺骨又ハ遺髪ナルトヲ區別セス。

第二、死体、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタルモノヲ損壞、遺棄、又ハ領得シタル罪。

損壞トハ全部又ハ一部ノ破壊ヲ云ヒ、遺棄トハ死体、遺骨、遺髪ヲ埋葬セス、又ハ死体、遺骨、遺髪若クハ棺内ニ藏置シタル物ヲ放棄スル作用ヲ云ヒ、領得トハ要スルニ押領ノ作用ヲ云フ。

而シテ墳墓ヲ発掘シテ此ノ罪ヲ犯シタルハ、比較的重

キ刑ヲ科スヘキ罪トナス。

此種ノ物ノ押領ハ被害者ノ何人ナリヤニツキ多少ノ争アリト多ク、結局一種ノ竊盜行為ニ外ナラス。

第三、檢視ヲ経ヌシテ度死者ヲ葬リタル罪。(第一九二条)

第二十五章 瀆職ノ罪

第一、公務員カ其ノ職權ヲ濫用シ、人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ、又ハ行フヘキ權利ヲ妨害スル罪。(第一九三条)

此ノ罪ハ帝國ノ公務員カ帝国外ニ於テ犯シタルモノセ、其ノ適用ヲ有ス。(刑第十條)

第二、裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ、又ハ之レヲ補助スルモノカ、其ノ職權ヲ濫用シテ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル罪。

(第一九四條)

此ノ罪ヲ犯ス結果人ヲ死傷ニ致シタルハ、傷害ノ罪ニ比較

シ重キニ從テ所斷セラハル(第一九六条)

第三、裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ、又ハ之レヲ補助スル

モノカ其ノ職務ヲ行フニ當リテ暴行、又ハ凌辱ノ行為ヲナシタル罪。(第一九五条一項)

刑法カ刑事被告人其ノ他ノ者ニ對シト規定シ、刑事被告人ハ勿論証人ノ檢束ヲ受クル被保護者、其ノ他裁判、檢察、警察ノ職務上接觸スルニ至ルヘキモノヲ包含セシメタルヲ以テ、已ニ其ノ職務ヲ行フニ當リト規定スル以上ハ、殊更ニ暴行又ハ凌辱ノ行為ヲナスモノヲ限定スル要ナシ、此ノ罪ヲ犯ス結果、人ヲ死傷ニ致シタルトキハ、傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ所斷セラハル。(第一九六条)

第四、法令ニヨリ拘禁セラレタルモノヲ看守、又ハ護送スル

者カ被拘禁者ニ對シテ、暴行又ハ凌辱ノ行為ヲナシタル罪。(第一九五条二項)

此ノ罪ヲ犯ス結果人ヲ死傷ニ致シタルトキハ、傷害ノ罪ニ此

按シテ重キニ從テ所斷セラハル、(第一九六条)而シテ此ノ罪ハ帝國ノ公務員カ帝國外ニ於テ犯シタル場合ニモ其ノ適用ヲ有ス。(刑法第四條)

第五、賄賂ニ関スル罪。

賄賂トハ公務員又ハ仲裁人ノ特定ノ職務行為ニ関シテ授受スル財産上ノ利益ヲ云フ、而シテ仲裁人トハ民法八編ニヨル仲裁人ノミヲ云フモノトス。

(イ) 公務員又ハ仲裁人ノ職務ニ関シテ授受シタルモノナルヘキヲ以テ、職務以外ノ行為ニ干シテ授受シタルモノ、就職前將來ニ於テ有スヘキ職務ニ干シテ授受シタルモノ、又ハ解職已往ニ於テ有シタル職務ニ干シテ授受シタルモノ、如キハ賄賂ニアラス、但シ未タ特定ノ事件ヲ管掌スルニ至ラストモ、現ニ全種ノ事件ヲ管掌スヘキ権限ヲ有シ、且ツ將來ニ於テ必ズ之レヲ管掌スヘキ狀況ニアルニ於テハ、其ノ職務ニ関シテ授受シタルモノヲ之レヲ賄賂トスフコトヲ得ハ

シ。

(四) 職務ニ関シ反対給付トシテ特ニ将来ニ於テナスヘキ職務上ノ行為ニ対スル反対給付トシテ、授受シタルモノニアラザレハ賄賂ニアラス、即チ賄賂トハ職務行為ヲ原因トシテ授受シタルモノナルコトヲ要ス、故ニ職務行為ナシトスルモ授受スヘカラザルモノヲ授受シケルトキハ賄賂ニアラス、独乙ノ刑法学者間ノ通説ニヨレハ、職務行為ハ将来ニ於テナサレハキモノナルト、現在ニ於テナサレツ、アルモノナルト、又ハ過去ニ於テナサレタルモノタルヲ區別スルヲ要セスト多モ、之等ヲ我刑法上ノ賄賂ノ解釈ヲナスヲ得サルモノト信ス。

(イ) 特定ノ職務行為ニ関シテ授受シタルモノニアラザレハ賄賂ニアラス、但シ之レヲ特定スル方法ハ明示ナルト暗示ナルトヲ區別セズ、特定シタル行為ハ一個ナルト全種若クハ異種ノ一個ノ行為ナルトヲ區別セズ、又義務ニ違反シテナ

ス行為ナルト義務ニ従テナス行為ナルトヲ區別セズ、又ハ作為ナルト不作為ナルトヲ問ハス、而シテ社会普通ノ礼義ニ基ク相尋ノ贈物ノ如キハ、概テ特定ノ職務行為ニ干シテ授受シタルモノトハ云フコトヲ得サルヘシ。

(二) 財産上ノ利益ニアラザレハ賄賂ニアラス。

此是ニ関シテ從來学者間ニ異説アリ、或ハ身分上ノ利益ノ他凡テ利益ハ賄賂タリ得ヘシトナシ、或ハ有体物即チ動産又ハ不動産ニアラザレハ賄賂ニアラストナシ、或ハ実質上ノ利益ヲ以テ賄賂ナリトシ、一時的ニ消失スヘキ実質上ノ利益タルトハ人ノ響應ヲ受タルコトヲ包含スト論シ、又ハ之レヲ包含セスト論スルモノアリト多モ、余ハ之レヲ採ラヌ。

以上ハ賄賂ニ干スル余ノ信スル見解ナリ、乍保此真ニ干シテハ從來種々ノ方面ヨリ種々ノ異説ヲ採用スルモノ少ナシトセハ、特ニ大審院ノ判例ノ如キハ社会ノ秩序維持ノ實際ノ必要ニ鑑ミ

賄賂ニ于スル見解ヲ包括シタル傾向ナキニ非ラズ。
第一、收賄罪。(第一九七条)

此ノ罪ハ帝國ノ公務員カ帝國外ニ於テナシタル場合キ、其ノ適用ヲ有シ。(刑第四條)公務員又ハ仲裁人カ賄賂ヲ收受シ、又ハ之レヲ要求若クハ約束シタル行為ニ干シ、依テ不正ノ行為シ又ハ相當ノ行為ヲナサ、ルトキハ比較的重キ刑ヲ科スヘキ罪トナル。收受トハ直接又ハ間接ノ方法ニヨリ、現実ニ利益ヲ享受シタル作用ヲ云々、間接方法ニヨル收受トハ結局自己ニ利益ヲ帰セシムヘキモノヲシテ、利益ヲ享受セシメタルモノナルコト、其ノ扶助スルモノヲシテ利益ヲ享受セシメタルハキナリトス。
約束トハ將來ニ於テ收受セシムコトヲ約諾スル作用ヲ云フ、此ノ罪ニツキテハ收受シタル賄賂ノ没收ヲ附加刑トス、而シテ此ノ收受シタル賄賂ノ全部又ハ一部ヲ没收スルコト能ハサルトキハ、没收不能ノ賄賂ニ相當スル價額ヲ追徴スヘキモノトス。判例ニヨレハ追徴モ亦利ナリトストモ余ハ之レヲ採ラス。

第二、贈賄罪。(第一九八條)

此ノ罪ハ公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付提供、又ハ約束シタル行為ニ干ス、而シテ本罪ヲ犯シタルモノカ未タ發覺前ニ、捜査官アル官署ニ自首シタルトキハ、其ノ刑ヲ減刑又ハ免除スルコトヲ得ヘシ。

第二編 個人ノ法物ニ對スル罪。

第一部 身体ニ関スル罪、

第二十六章 殺人ノ罪、

第一、殺害罪、

殺害罪トハ囑託ヲ受ケヌシテ他人ノ生命ヲ絶ツ行為ニ干ス。

(イ) 殺害罪ハ人ノ生命ヲ絶ツ行為ニ干ス。人ノ生命ナラサルヘカラサルヲ以テ、人トハ何ソヤノ尚類ヲ生ス。而シテ人ノ出生前ニ於テハ胎兒ニシテ、人ノ死後ハ死体ナリ。出生トハ胎兒カ生命ヲ有シテ母体ヲ分離スルコトヲ云ヒ、其ノ胎兒カ生命ヲ有スルヤ否ヤハ、呼吸ノ有無ニヨリテ判定スヘキモノトス。死去トハ略々、脉膜ノ永久的停止スルヲ云フモノ、如シ。

(ロ) 殺害罪ヲ他人ノ生命ヲ絶ツ行為ニ干シ、自己ノ生命ヲ絶ツ行為ハ殺害ニ干ラス。

(ハ) 殺害ハ囑託ヲ受ケヌシテ他人ノ生命ヲ絶ツ行為ニ干ス、蓋シ刑法ハ自殺ヲ罪トセサルモ、他人ノ自殺ニ干スル行為ヲ特別罪ト規定セルヲ以テ、他人ノ囑託ヲ受ケテ其ノ者ノ生命ヲ絶ツ行為ハ殺害罪ニアラス。

- (1) 自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル罪及ヒ其ノ未遂罪 (第二〇二条、第二〇三条)
- (2) 其ノ他ノ者ヲ殺シタル罪及ヒ其ノ未遂罪 (第一九九条、第二〇三条)
- (3) 人ヲ殺ス罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備ヲナシタル罪 (第二〇一条)

第二、自殺干與罪。(第二〇二条)

殺害ニ於テハ前述ノ如ク自殺ハ之レヲ罪トナサズト雖モ、他人ノ自殺ニ干スル行為ハ、或ハ自殺干與罪ヲ成立セシム。

- (1) 他人ヲ教唆シテ自殺セシメタル罪及ヒソノ未遂罪。

- (2) 他人ヲ幫助シテ自殺セシメタル罪及其ノ未遂罪。
- (3) 他人ノ囑託ヲ受ケ又ハ其ノ承諾ヲ得テ之レヲ殺シタル罪及ヒ其ノ未遂罪。

第二十七章 傷害罪。

第一 總說

傷害ノ罪ニツキテハ總ノ共犯例ノ適用アリ。即チ二人以上共同シテ傷害ノ罪ヲ実行セルトキハ、共ニ全部ノ傷害ニツキテ犯トシテ又ハ他人ヲ教唆シテ、傷害ノ罪ヲ実行セルノタルモノ、若クハ他人ヲ教唆シテ傷害ノ罪ノ実行ヲ教唆セシメタルモノハ、全部ノ傷害ニツキテノ正犯ニ準シ、又傷害ノ罪ノ正犯ヲ幫助セルモノハ、之レヲ從犯トシ、他人ヲ教唆シテ傷害ノ罪ノ正犯ヲ幫助セシメタルモノハ、之レヲ從犯ニ準スヘキモノトス。

第二 身体傷害罪。

此ノ罪ハ其ノ助勢罪ヲ除ク外、帝國臣民カ帝国外ニ於テ犯シタル場合、又ハ外國人カ帝國臣民ニ對シテ、帝国外ニ於テ犯シタル場合其ノ適用アリ。(第三條)
 身体トハ肉體及ヒ其ノ健康ヲ包含シ、傷害トハ創口、創傷、皮下瘀傷及ヒ罹病ヲ包含ス、而シテ苟モ身体ヲ傷害セル行為ナリトセバ、其ノ傷害ノ手段ノ如何ヲ區別スルノ必要ナシ。

傷害罪ハ狹義ノ結果罪ニ屬スルヲ以テ、苟クモ傷害ノ着念アリタルモノトセバ、傷害ノ種類及ヒ程度ニツキテ正確ナル觀念アルコトヲ必要トセス。

二人以上カ共同セシテ各自全人ニ暴行ヲ加ヘ、之レヲ傷害セル場合ニ於テ、其ノ傷害カ一個ナルトキハ現ニ其ノ傷害ヲ生セシメタルモノヲ明証シ得ルトキ、又ハ傷害カニテ以上ナルトキハ各個ノ傷害ヲ生セシメタルモノヲ証明シ